新公益法人制度普及啓発委員会　最終報告書

非営利法人研究学会

新公益法人制度普及啓発委員会

2017 年 9 月

新公益法人制度普及啓発委員会　最終報告書

※新公益法人制度普及啓発委員会はテーマ別に２つの分科会で構成された。

法人化分科会メンバー（50 音順、敬称略）

◎ 吉田忠彦（近畿大学教授）

小川光夫（公認会計士）

小島廣光（北海道大学名誉教授）

橋本俊也（税　理　士）

初谷　勇（大阪商業大学教授）

吉田初恵（関西福祉科学大学教授）

◎＝新公益法人制度普及啓発委員会委員長
／分科会主査

調査分科会メンバー（50 音順、敬称略）

◎ 岡村勝義（神奈川大学教授）

上松公雄（税　理　士）

尾上選哉（大原大学院大学教授）

鷹野宏行（武蔵野大学教授）

成道秀雄（成蹊大学教授）

◎＝新公益法人制度普及啓発委員会副委員長
／分科会主査

法人化分科会　最終報告

吉田忠彦「新公益法人制度普及啓発委員会　法人化分科会　活動報告」…… 5
「学会の公益法人化の事例研究―公益社団法人日本地下水学会
監事・平山光信氏インタビューより―」…… 7
小島廣光「公益法人制度改革の政策形成過程」…… 17
橋本俊也「学会法人化の必要性」…… 19
初谷　勇「学会法人化の帰趨」…… 21
吉田初恵「非営利法人研究学会が公益法人化を
目指すにあたっての意義と課題」…… 23

新公益法人制度普及啓発委員会　法人化分科会　活動報告

近畿大学教授・新公益法人制度普及啓発委員委員長・法人化分科会主査　**吉田忠彦**

本分科会においては、新公益法人制度普及啓発に向けての活動の一環として、本学会自体の法人化および公益認定取得を進め、その過程等から新公益法人制度をめぐる課題を検討し、制度の普及に向けた活動の知見を得ることを目指している。

当該期間においては、第７回の委員会において行った公益社団法人・地下水学会の監事の平山光信氏からのヒアリングをまとめ、全国公益法人協会の『公益・一般法人』に記事を掲載した（「インタビュー地下水学会 平山光信氏」No.940,2017.５.１.pp.58-63.）。

また、これまでの活動を踏まえた成果報告書を作成中で、本年度の学会大会までに完成する予定である。この成果報告書は、原則として印刷は行わず、学会のホームページに PDF ファイルで掲載する予定である。

報告書は２部構成とし、調査研究部会では非営利法人制度に関する調査研究の論考を、法人化分科会では学会の法人化に関する委員それぞれのエッセイを中心にまとめる。

法人分科会各委員のエッセイ・タイトル

吉田忠彦「学会の公益法人化の事例研究
—公益社団法人 日本地下水学会　監事・平山光信氏インタビューより—

小島廣光「公益法人制度改革の政策形成過程」

橋本俊也「学会法人化の必要性」

初谷　勇「学会法人化の帰趨」

吉田初恵「非営利法人研究学会が公益法人化を目指すにあたっての意義と課題」

学会の公益法人化の事例研究
―公益社団法人日本地下水学会
監事・平山光信氏インタビューより―

近畿大学教授・新公益法人制度普及啓発委員会長・法人化分科会主査　**吉田忠彦**

Ⅰ　はじめに

新公益法人制度普及啓発委員会では、非営利法人の研究を行う本学会がいかにして新しい公益法人制度の普及啓発を進めるかを検討してきた。この委員会は調査・研究分科会と法人化分科会の二つの分科会を擁しており、後者の法人化分科会では非営利法人研究学会自身の法人化および公益認定取得を進め、その過程から新公益法人制度をめぐる課題を検討し、制度の普及に向けた活動の知見を得ることを目指した。

こうした活動の一環として、「学会」として公益認定を受けた先行事例を調査するために、その実際の作業に関わった担当者からヒアリングを行うことが計画された。そしてそのヒアリング対象を選定するためにネット等で調査した結果、公益社団法人 日本地下水学会の監事の平山光信氏を東京から招聘し、ヒアリングを実施することになった。

以下では、そのヒアリング内容を中心にして、学会が公益法人となることの意義や認定申請の作業におけるポイントなどについて検討する。

ヒアリングの依頼を快くご承諾いただいた公益社団法人 日本地下水学会、とりわけ多忙な中、また悪天候の中を、ヒアリングのために東京から大阪まで駆けつけていただいた同学会監事の平山光信様には記して感謝したい。

Ⅱ　公益社団法人 地下水学会について

公益社団法人 地下水学会は、地下水にかかわる理学・工学・農学などの幅広い分野の研究者・技術者が参加し、地下水に関する総合的な学問の発展ならびに地下水の開発・保全に関する研究、技術の広範な普及を目的とした学会である。

設立は昭和 34 年（1959 年）で、ながらく任意団体として活動していたが、平成 21 年（2009 年）に学会設立 50 周年を機に一般社団法人となり、さらに翌年の平成 22 年（2010 年）には公益認定を受け公益社団法人となった。

現在の会員数は約 800 名で、大学や研究機関に所属する研究者だけではなく、建設会社やコンサルティング・ファームなどの民間企業、そして行政機関などに所属する者も多い。『地下水学会誌』を年４回発行する他、学術講演会は年２回開催、書籍出版、海外調査団派遣など多彩な活動を行なっている。

収入も会費だけにとどまらず、講演会、シンポジウム、見学会の参加費収入、書籍の販売費収入等の事業収入もあげている。また、受託調査・研究による収入もあげている。

現在の代表理事・会長は総合地球環境学研究所副所長の谷口真人氏。総合地球環境学研究所は、国立大学法人法に基づき設置された大学共同利用機関法人人間文化研究機構のひとつである。２名の副会長の所属はそれぞれ東京大学、鹿島建設であり、その他にも理事には安藤ハザマ、大成建設、清水建設などの大手の建設会社に所属する者が見られる。

Ⅲ　インタビュー・ダイジェスト

ヒアリング日時	平成 28 年 8 月 30 日（火）午後 7 時～午後 9 時
場　　所	全国公益法人協会 関西業務局会議室
話　し　手	公益社団法人 日本地下水学会　監事　平山光信氏
聞　き　手	非営利法人研究学会 新公益法人制度普及啓発委員会 法人化分科会

――私ども「非営利法人研究学会」は非営利法人について研究をしている学会で、現在は自らも公益認定を申請する準備をしております。そこで単に法人化するだけでなく、学会としてそのプロセスも勉強しながら申請に反映していきたいと考えておりまして、公益認定をされた法人さんの申請時の流れやご苦労などを勉強したいという趣旨で、今回は日本地下水学会の平山先生にお話を伺うこととなりました。

まずは日本地下水学会さんの概要について、お聞かせいただけますか。

平山　日本地下水学会の平山と申します。私ども「日本地下水学会」は、1959 年に任意団体として設立された団体です。当初は大学の先生方が地下水研究の学会としてお互いに議論する場所が欲しいということで、学術中心に立ち上げられました。

地下水は環境資源のひとつであると同時に、湧水、水道水など人間文化を支える重要な要素でもあります。この地下水学は理学部、工学部、農学部等で幅広く教えられており、例えば土木学会なら工学部の土木学科出身の人がほとんどだと思いますが、当学会では地下水に関わるさまざまな学部が集まっているのが特徴です。また学会員は今 800 名弱ですが、民間の方が５～６割、残りが学と官の半々と、産官学のバランスも良い学会です。

当学会の主な活動としましては、まず会員に向けたものとして、学会誌の発行と春と秋に行う学術講演会、シンポジウムの開催、地下水技術に関する講習会や講演会などがございます。それから公益社団法人として公益性のある活動としましては、市民コミュニケーション活動として、一般の方々に向けてホームページに地下水に関する相談コーナーを設けたり、湧水をめぐるツアーを開催して、湧水がどういう経緯で水が流れてきていて水質がどうなっているかなどの説明を行っています。研究活動としては、温暖化の問題や地下水のくみ上げによる地盤沈下の問題などといったいろいろな研究グループを持っていますし、

地下水に関わる書籍も出版・発行しております。あとはこれも公益社団法人になってからですが、若手支援と男女共同参画の推進と、学会賞や論文賞といった表彰も行っています。

――学術系から出発されていても民間の方が半分もいらっしゃるのは珍しいですね。

平山　当学会の出版物には建設コンサルタントや設計会社のコンサルタント、あるいはゼネコンの技術研究所の方々が実務で使えるものが結構あります。その講習会や勉強会も行っておりますので、民間の方はそういった情報や教育なども期待されていると思います。

――任意団体から公益法人認定を目指そうと思われたきっかけはなんだったのでしょう。

平山　任意団体であることは、法律上の制約が小さく自由な点が多いのは長所でした。しかし任意団体のままでは、さまざまな法律上の権利が認められませんでした。例えば出版した図書の版権が地下水学会に残らないとか、契約行為も会長などの個人名で行わなければならないといった問題が生じていました。さらに今後、地下水学会として活動を広げていくには、他の学術団体のみならず一般市民団体や行政との幅広い連携が必要になってきます。例えば海外の学会から日本の地下水を学術的に扱っている正式な学会として認めてもらうのに、任意団体では難しかった。実際に「本当にあなた方が日本を代表する地下水の学会なのか」と言われることもありました。このように世界水分学会やアメリカの地下水学会等の海外の学会と協調するためにも、公益社団法人になったという経緯があります。

そこで常任委員会では 2006 年から法人格を取得するための検討をはじめました。その際に文部科学省へ公益社団法人設立の相談もしましたが、当時の学会員数は 500 人にも満たず、財政規模も小さいということなどを理由に、公益社団法人化は困難という回答をいただきました。そのため翌年度からはＮＰＯ法人を設立しようということで検討していたのですが、2008 年 12 月に「公益法人制度改革関連３法」ができて公益社団法人のつくり方やあり方について大改革がなされるということを聞き、これに詳しい弁護士の方をお呼びして、この法律が施行される 2008 年 12 月以降ならば、事業規模によらずに学術団体であれば公益社団法人になることができるという確証を得ましたため、改めて公益社団法人の認定を目指すことになりました。

――弁護士の先生にご相談されたことは、ひとつの突破口になりましたか。

平山　そうですね。公益法人に強い弁護士の方がいらっしゃると当時の西垣誠会長が聞いてきてお話を伺ったところ、今回の改革なら大丈夫そうだと。ただし任意団体からすぐに公益法人にはなれないということで、まずは一般社団法人になって、それから認定申請を出すという手順がいいと教えられました。ただ会計制度から何から全然違うから、公認会計士の先生を入れて準備委員会をつくった方がいいのではないかというアドバイスをされて、

そこから始まりました。そして 2008 年に西垣会長から理事の方々に今までの経緯と一般社団法人を経て公益社団法人になるということを説明し、決議をして、そこで理事の総意を得ました。

――理事会の方に新しい公益法人制度について説明をするときに、理解を得られなかったり、そこまで苦労してやる意義があるかといった意見などはありましたか。

平山　最初はやはり、大御所と呼ばれるような先生方からそういった意見はありました。

――そういった方々にはどのように説得されましたか。

平山　その先生のお弟子さんが理事にいらっしゃったので、「任意団体のままでは、国際学会に行ったときに当学会から委員を出すこともできません」といった現状を話してもらったりしました。他にも事前資料をかなり細かく作り込んで説得するなど、準備委員会は大変でしたね。

―― 一般の会員の方々にはどのように説明されましたか。

平山　ちょうどそのあとに 2008 年の秋季交流会がありましたので、そこに参加されている会員を全員集めて、会長がパワーポイントで説明をされました。

　そこでは、当学会は 1958 年には 100 人にも満たない任意団体から 800 人を超える規模にまでなってきたということ、そして環境資源、水資源、熱利用、地下空間利用といった分野について「地下水学会は今後ますます地下水に関わる諸課題の解決に貢献し、社会の発展に寄与する団体になりましょう」という掛け声をしました。また先ほどもお話しました、任意団体であることのメリット、デメリットについても言及し、やはり法律に基づいた権利を有した団体であることが望ましいこと、それから地下水学の研究集団として公益性の高い、社会に貢献できる調査研究事業などを他の法人から受託するためには法人格が必要だということ、地下水に関する啓蒙や普及活動等のための図書出版、講演会事業が公益事業と認められるためにも公益法人になることが必要だということ、そして学会規模の拡大、学会の運営、財務経理状況の信頼性確保のためにも法人として法に基づく適切な処理が望ましいという、法人化の必要性を会員に訴えました。

――実際の公益認定申請はどのように進められましたか。

平山　まずは理事会のなかで、法人化設立に向けた準備委員会にある検討委員会を設けて、評議員会において審議をはじめました。そして翌年５月の総会のときに、今までの検討経緯を示して「一般社団法人になり、なおかつ公益社団法人の認定申請を出す」というところまで総会で決議をいただき、2009 年５月に申請をしました。

どういう検討をしたのかにつきましては、まず任意団体の時の規約と、一般社団法人になったときの定款の案を比較し、何がどう変わっていくのかという一覧表を作って検討しました。この定款につきましても、公益法人への認定申請の際にあまり変えずに済むようにということで、公益社団法人の定款案を参考にしながら作りました。例えば社員、代議員の資格や総会の成立のところなどは、任意団体の時とかなり変わりました。他にも会計年度や事業報告、決算書は任意団体とは違ってしっかりと出さなければいけないということ、剰余金分配の禁止条項などを明記しなればならないなど、ずいぶん変わりました。

さらに検討推進委員会には公認会計士の先生にも入っていただきまして、法人化に向けての財務や法的手続き、課題、忘れたものはないかということで、こちらも一覧表を作りました。任意団体と一般社団法人、公益社団法人を並べて、例えば一般社団法人になるときの設立登記費用がどれくらいかかるか、源泉徴収義務が発生するのはどんな場合か、設立時に税務署への申請や、事業所で支払わなければいけない税金、それから社会保険事務所への申請、厚生年金保険はどうなるのか、労働基準法のいわゆる三六協定など、人を雇うことがあればどうなるか、それから公益認定財務関係の書類会計的なものはどうすればいいのか、といった確認をしました。それから移行期間のところで、公益目的 23 事業の中にあるのか、公益法人法を守れるか。なかでも大事だったのは、任意団体の時には銀行を開くにも何をしても会長の個人名でないと開かせてもらえませんでしたので、法人としての実印を登録して印鑑の使用ルールを決める。法人実印が必要なケース等を鑑みて印鑑等の管理規定を決める。こういうものをきめ細かく作って、落ちがないようにしました。

そして 2009 年 10 月 1 日に一般社団法人に認定され、引き続き公益社団法人にすべく 2010 年４月に内閣府に公益認定申請を提出しました。その結果、内閣府の公益認定等委員会から８月５日をもって公益社団法人に認定されました。

この際に当時の藤縄会長は、学会の管理運営に携わる理事や代議員は、今までのように任意団体のつもりでいてはいけないということ、これからの日本地下水学会には戦略企画のような、将来構想検討委員会みたいなものが必要だということや、社会の公益性といったことにもっと真摯に取り組まなければいけないということを宣言されました。これは学会誌にも載りましたし、この年の秋季大会でも会員に改めて説明をされました。

――公益認定申請の際に、今までの事業をどのように公益目的事業に落とし込みましたか。

平山　会計上では「公益の１（以下、公１）　学術結果等を収集、編集、公表する事業」、「公益の２（以下、公２）　講習会、シンポジウム、見学会開催事業」、「公益の３（以下、公３）特定テーマの技術開発、研究等事業」、「公益の４（以下、公４）　地下水に関する相談事業」と分けています。そこに当学会の主な活動を当てはめていきますと、「①学会誌の発行」に携わる会誌の編集委員会が公１、「②学会講演会の開催」に関わる事業委員会、行事委員会は公２に、「③シンポジウムの主催」と「④講演会・講習会の開催」も公２に入っています。「⑤市民コミュニケーション活動」は公４に、「⑥研究グループによる活動」と「⑦海外調査団の派

遣」は公３に入っています。「⑧地下水に関わる書籍の出版」は公１に、「⑨若手支援、男女共同参画の推進」につきましては法人会計の方に入っています。そして公益目的事業とは別に「その他事業」というのがありまして、表彰事業がそれに当たりますが、これは法人会計に入っています。我々としては相談や研究に入れたかったのですが、これは会員相互でやられている事業ということで、今のところは法人会計の方に入っています。このように今までの委員会でやってきた内容を、公１、公２、公３、公４の公益目的事業に振り分けました。

――公益認定申請で、一番ご苦労されたのはどういう点でしたか。

平山　定款と代議員の選出ですね。任意団体のときは総会の８分の１でよかったものが、どうやって代議員を選出するかというところで苦労しました。

――実際に立候補があって選挙をされたのでしょうか。

平山　代議員の任期が２年なので、やはりなかなか手が挙がりません。

――その場合どうされていますか。

平山　内規を作っていまして、満たない分に関しては理事会で推奨することはできます。

――そうしますと、代議員は選挙なしで決まる場合もある。

平山　そうです。ただやはり理事会がそういうふうに代議員を選任していいのかという議論があります。公益社団法人では、理事会が代議員会をコントロールしてはいけないというようなところがありますので、そこはやはり難しいですね。

――公益認定を受けられてからの運用状況はいかがですか。

平山　公益認定を受けて約６年ですが、今年３月に終わりました経常収益と経常支出につきましては、公益３法の収支相償がございますので、公１から公４に関しては若干赤字です。また公益事業は全体事業費が 50%以上ということで、経常費用についても公益事業が50%以上になっています。そして遊休財産が一定の比率を超さないという点につきましては、当年度では全体会計として法人会計は若干プラスでしたが、公益事業の赤字が大きかったので、今まで繰り越してきた正味財産からそのマイナスを引いて今期の残高が出ています。指定正味残高もありますが、これは特別に寄付を受けたもので、若手支援制度などの特定な目的に使用するという申請をしていますので、これは遊休財産から引くことができると

言われています。正味財産全額と遊休財産を合わせて年間経常収支を超さなければいいと解釈をしていますので、一応財務３法はクリアしています。

――実際に公益社団法人として活動をされて、良かったと思う点や難しいと思う点はございますか。

平山　私ども日本地下水学会は学術の任意団体から始まったので、全てが公益事業になりやすかったですね。内閣府の認定等委員会に持っていくときには公益目的事業 23 事業の「一学術及び科学技術の振興を目的とする事業」で、意外とすんなり通りました。

悩みとしましては、儲けてはいけないという部分につきまして、私も公益法人としての再認識をしてほしいと学会誌で書いていますが、毎年赤字ですと自分たちの保有している正味財産がだんだん減っていくわけです。これをどうしたらいいのかと。やはり寄付等をもらわなければいけないのか、あるいは委託事業や委託研究みたいなものを国とかからもらって、委託研究費用の中で利益を出していくのかなど、何か考えなければいけないというところが課題です。

それと、やはりもともと任意団体だったものですから“仲良しクラブ”的な雰囲気が残っているのも事実です。昔からいらっしゃる年齢の高い人が委員会のメンバーだったりするものですから、次の時代を考えて 20 代、30 代、40 代といったバランスの良い委員会を作っていかないといけない。現在の委員会運営をどうするかということも含めて、意識的な育成といったマネジメント的なものも考えていかなければいけないと思っています。先ほどの若手育成制度というのは、会員の若手育成や男女交流ということですが、理事会自体のマネジメント能力ということにあまりにも目がいっていない。しかも赤字がこれだけ出ているのに焦っていない。理事のメンバー大学の先生方が多いものですから、私みたいな会社経営をやっているものから見ると「大丈夫かな」というようなことを言うのですが、「いや、儲けなくても良いんだ」と。儲けなくても良いのですが、適正なものはちゃんと上げていかないと、このままではいつか正味財産もなくなります。そのバランスをどう取るのかというようなこと考えていかなければいけない。それとやはり、将来どんな事業をやるのかというロードマップのようなものをちゃんと作りましょうという話もさせていただいています。そして昨年、日本地下水学会の将来構想委員会という委員会ができまして、社会活動や市民への啓蒙活動、技術者や行政への支援、ウェブの活用、それから次世代の教育や他機関との連携、他学会との協調、地域団体との連携、海外機関との連携、国際交流というようなことについて、３年ぐらいの範囲の中で優先順位を付けて、どういうふうにやっていくかということについて理事会で議論しています。

――平山先生は企業経営者のお立場から学会の公益法人化を経験されましたが、学会というものの性格から考えて公益法人化は良いことだと思われますか。それとも問題があるなと思われますか。

平山　良いことだと思います。任意団体の時は日本地下水学会と言っても、海外からは「本当に日本を代表する地下水のメインの学会なのか」と言われたこともあるので、そういう意味では、「公益社団法人日本地下水学会」という地下水学に関して社会的に認められているという信用や信頼ができたということが、一番大きかったと思います。

――そういうメリットを実感される場面はございますか。

平山　ありますね。国際会議の招集とか、国際会議の委員会に委員を出してくれというオファーなどが来るようになりました。ちょうど良かったのは、2015 年に「土壌汚染対策法」という法律が環境省から出たのですが、工場などの汚水が地盤に染みこんで土壌が汚れていると地下水も汚れてしまうということから、この 10 年間ぐらいで土壌汚染や地下水汚染についての講演依頼が非常に多くなり、学会誌の購読とか、環境省の委員に入って欲しいといったオファーも来るようになってきました。また我々が日頃考えていることが、公的な場面や会見、環境省の委員会等に呼ばれて意見を言えるようになりました。

また昨年には「水循環基本法」というものができました。地下水は雨が降ると森林や土壌に染みこんだり、あるいは水が流れたものが川に出たりするのですが、地下水に染みこんだものを地下水涵養といって飲料水に水を汲んでいるところもありますし、松山市などは半分が地下水です。その地下水の涵養ということに関して、日本は地下水の循環をちゃんと守りましょうということを国が法律で決めました。そのなかで地下水の位置づけが非常に大きいということで、当学会の会長もその法律を作るときのメンバーに入れていただいたということもありました。今は一番いい地下水の循環のやり方として、休耕田に冬でも水を張っていてもらって水に還元するようにしています。今の日本では、建物や道路ができることや、林を切ってしまって水が染みこむ領域を少なくしているといった、さまざまな問題があります。そういう水の循環を、人為的でもいいからちゃんとやろうということを行政も指導するのですが、それに対する学術的な相談という場面が非常に大きくなってきています。そういう意味では、やはり公益社団法人になって社会貢献ができているのではないかということを感じる場面は多いですね。

――そういった効果があるなかで、従来の会員にどういう変化が見て取れますか。

平山　任意団体だったときには、会計制度などに縛られずに「収益が上がった分は税金を払えばいいじゃないか」という意識でしたが、公益認定されたことによって、やはりしっかりと会計法則に基づいてやらないといけないという意識に変わりつつあると思います。

――公益認定を受けて、学会を取り巻く環境や会員の方たちにも良い意味での変化があったということですね。本日はありがとうございました。

Ⅳ　考察

非営利法人研究学会と比較した場合、この地下水学会の大きな特徴は、「地下水」というより具体的なものを対象にした学会であり、またそれゆえに実務的な内容の事業が多く、会員やサービスの対象者も実務家が多いという点である。それゆえに、法人化そして公益法人化の目的もかなり具体的なところからあがってきている。

それは出版物の版権にかかわる問題であったり、海外の類似学会との連携にかかわる問題であったり、さらに受託研究にかかわる問題である。

両者の違いは、大雑把に「文系」と「理系」の違いというイメージで捉えてよいかもしれない。しかし、基礎研究というよりは応用的で実務的要素があるということでは共通性もあるといえるだろう。

公益法人として見た場合には、会員以外の不特定多数の人びとを対象とした講習会、シンポジウム、見学会などの開催事業、そして地下水に関わる書籍の出版、そして海外の関係学会との連携などの事業は、非営利法人研究学会の今後の事業を考える上で参考となるだろう。また、受託調査・研究もさらに目を向ける必要があろう。実務をはじめとした具体的ニーズを見出しやすいという非営利法人研究学会の特性を鑑みた場合、これらの事業の実現可能性は低くはない。

一方、非営利法人研究学会はすでに一般社団法人の法人格を取得していることから、今後の公益認定をめぐるポイントも地下水学会のケースから学ばねばならない。

地下水学会では、そもそも法人化や公益法人化の必要性を会員に理解してもらうことから始めなければならなかったが、非営利法人研究学会はまさに公益法人等を研究する学会であり、会員の公益法人等についての知識や理解は深い。法人化に伴う今後の事務量などを心配する声はあったものの、学会の法人化、公益法人化の意義については会員の理解があった。

認定申請でもっとも大きなポイントが、団体のさまざまな事業をどのように位置づけるかである。もちろん公益認定を受けるためには公益事業が中心でなければならない。この点については、地下水学会では以前から収益の出る事業をかなり行っていたが、表彰事業を「その他事業」に入れた以外、他はすべて４つの「公」の事業に振り分けた。

「学術の任意団体から始まったので、全てが公益事業になりやすかったですね。内閣府の認定等委員会に持っていくときには公益目的事業 23 事業の 「一　学術及び科学技術の振興を目的とする事業」で、意外とすんなり通りました」という平山氏の言葉は、公益認定を目指す学会の関係者を勇気づけるものであろう。

あと見落としてはならないのは、会員の学会に対する認識や、学会が有する価値観や文化である。それらがどれだけ公益法人としてふさわしいものになっているかが重要である。単なる看板の付け替えでは、それがたとえ非営利的で、公益性も高い「学会」であっても、十分ではない。

ともすれば学会は、平山氏も心配したような「“仲良しクラブ”的な雰囲気」を引きずりがちで、どうかすると大学教員を中心とする研究者たちの閉ざされたコミュニティになってしまう。これでは共益型団体であり、公益性を前提とする公益法人とは見なされないだろう。たとえ定款などで公益を謳い、首尾よく公益法人成りが叶ったとしても、いずれ社会の厳しい目に晒されることになるだろう。

もちろん、公益法人成りが望ましいと前提することも妥当ではない。狭いコミュニティとしての専門家集団もまた必要である。むしろ、ヨーロッパを源流とするアカデミズムの世界は、厳しいメンバーシップ基準を備えた、高い専門的知識や幅広い知識を前提とした研究者や知識人のコミュニティであった。そうした学会の存在意義は変わらないだろう。しかし、ネットの発達などを契機として、今や知識のあり方がすっかり変わってしまっている。また、人びとの活動に占める知的作業の割合や高度化はどんどん進んでいる。こうした時代の流れの中で、より多くの人びとに開かれた学会が求められていることも間違いない。非営利法人研究学会が自らの実践を通じて、こうした社会の要請に応えていこうとする学会の参照例となることが今回のプロジェクトの意義に他ならない。

公益法人制度改革の政策形成過程

星城大学教授　**小島廣光**

筆者らは現在、「公益法人制度改革」（2006 年５月 26 日成立の「公益法人制度改革３法」と 2008 年４月 30 日成立の「新公益法人税制」）が「なぜ」そして「どのように」して展開されたのかを、改訂・政策の窓モデル[1]にもとづいて、分析を進めている。そこで以下では、この公益法人制度改革の政策形成過程の暫定的な分析結果を簡単に紹介することにする。

(1)制度改革のためには、1980年代後半の行財政改革の開始から約20年を要した。

(2)政策アクティビストは、橋本龍太郎、堀田力および石弘光の３名であり、制度改革の前半と後半で交替がみられた。

(3)参加者は、自民党行革本部・公益法人委員会、行革推進事務局（小山・西）、財務省、公益法人協会、連絡会を中心とするネットワーク、ＮＰＯ議員連盟、内閣府国民生活局、および福原義春の８つと少なく、その多様性は小さかった。

(4)政策形成の場は、有識者懇談会、政府税調・非営利法人課税ワーキング・グループ（ＷＧ）、関係府省連絡協議会、有識者会議（非営利法人ＷＧ）、民間法制・税制調査会、公益法人制度改革問題連絡会、および政府税調・基礎問題小委員会・非営利法人課税ＷＧ合同会議の７つと少なかった。

(5)制度改革と関連した問題は、「行政改革のための公益法人制度改革」、「公益法人ガバナンスの透明化」および「民間非営利活動の促進」の３つであった。

(6)開いた問題の窓は、「ＫＳＤ事件」、「森内閣による行政改革大綱の閣議決定」および「橋本大臣による国所管公益法人の点検指示」の３つであった。

(7)生成された政策案は、閣議決定「公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて」を含む12と非常に少なかった。

(8)開いた政治の窓は、「小泉政権の発足」と「政府税調・非営利法人課税ＷＧでの原則課税をめぐる堀田力／財務省の対立」の２つであった。

(9)展開された政治は、「小泉内閣」、「ＮＰＯ議連＆連絡会による制度改革からのＮＰＯ法人切り離し行動」および「連絡会を中心とした活発なロビー活動」の３つであった。

(10)政策の窓が開いた際の問題・政策・政治の３つの結び付き（政策の決定・正当化）は、「公益法人制度改革関連３法案」（成立）と「新公益法人税制」（成立）の２回であった。

(11)参加者が、官僚や学識経験者に限定されており、議論の透明性は、極めて低かった。

(12)制度改革が政府主導により展開されたため、参加者間で競争がみられず、その過程は極めて「意図的」であり、「創発的」ではなかった。

---

[1] 改訂・政策の窓モデルについては，小島廣光（2003），『政策形成とＮＰＯ法――問題，政策，そして政治』有斐閣，７-55 頁。

学会法人化の必要性

税理士　**橋本俊也**

2006 年６月に公益法人制度改革関連三法が公布されたことにより、公益法人に対する新しい制度が始まった。これに伴い、本学会も 2005 年に「公益法人研究学会」から「非営利法人研究学会」へと名称の変更を行ってきた。本学会は、こうした変化を受け、新しい公益法人制度の普及啓発に向けての活動の一環として、自らの法人化を進めることにより制度を巡る課題を検討し、制度普及に向けた活動の知見を得ることを目的に 2015 年 10 月に「新公益法人制度普及啓発委員会」を発足させた。

本学会は、1997 年６月に任意団体として設立された。法人格を持たない任意団体は、契約を結ぶことや､財産を持つことの権利義務関係を明確化できない存在である｡このため、法的に認められた団体ではないということで、法人として銀行口座を開設することはできない。つまり、法律上において口座内の預金は代表者個人の扱いとなり、団体名ではあっても代表者が変われば変更の手続きが必ず要求される。したがって、法人格を持たない本学会においては法人格を得て、法律上の主体となることができる形態にする必要がある。

さらに、日本学術会議は、「公益法人制度改革は、我が国も学術団体のあり方について、より合理的なあり方を模索する契機と受け止められるべきである」（日本学術会議「新公益法人制度における学術団体のあり方」、2008 年５月）とし、学術団体のあり方を提言している。

日本学術会議の提言もあり、本学会では「新公益法人制度普及啓発委員会」の活動期間において、一般社団法人を設立し、その後、内閣府に「公益認定申請」という手続を行うことを目指した。これを実践するために、一般社団法人を設立したのち、公益認定申請を行い、公益認定を受けることにより、公益社団法人に移行する準備を進めている。

こうしたプロセスにおいて、本学会の事業内容等を整理することで存在目的を再確認することができた。その結果として、今後どのような活動を行うべきかを検討した意義は大きいと思われる。

公益法人化は、本学会に新たな社会的な責任が付与されることになるが、それと同時に社会的な信用を増大させ、今後の学会活動の活性化に大きな契機を与えるものであることを確信している。

学会法人化の帰趨

大阪商業大学教授　**初谷　勇**

本学会は、定款第３条で「社会一般の非営利法人制度への理解を深め、もって社会の発展に寄与すること」を目的とするが、公益認定申請に向け、これを「社会一般の非営利法人に関する理解を深めると共に、関連制度設計への提言等を行い、もって非営利法人の健全な発展を図り、社会の進歩に寄与すること」と改め、第４条（事業）第１項７号に「非営利法人に関する啓発及び広報活動」を掲げることとした。既存制度を所与として普及啓発するに留まらず、非営利法人自体の啓発・広報に努め、関連制度設計への提言等を行なうことを表明する。

準拠法も多様な非営利法人の活用実態やガバナンスの実像を把握し、その存在意義や機能を分析して社会一般に分かりやすく伝えるとともに、課題を克服し、より良い制度化に反映させるのは容易なことではない。そのためには、いわば基礎と臨床のいずれにも目配りし、理論的な問題関心と実務上解決を期待されている課題との間を、研究者の観察眼と法人当事者の目線の双方をもって往還するような取組みが求められる。今回、本学会に「新公益法人制度普及啓発委員会」が設けられ、「法人化分科会」が学会自らの法人化を検討し、その初動部分の一端を担い、法人化の過程もまた研究対象、あるいは普及啓発の素材ともしようとしていることは、企図する定款改正の趣旨にも沿うだけでなく、かりに両者が乖離するようなことがあれば、「論語読み」や「紺屋の白袴」との評を受けることもまたあり得るかもしれない緊張感をはらんでいる。

2014 年から開始された分科会での検討は、学会の活動の公益性や共益性、会員との関係などについても基本から再考するものとなった。「他でもない非営利法人そのものの研究を標榜しながら、任意団体としてのガバナンスに留まっていてよいのか、社会的公器としてあるべき学会とは何か」と問題提起された堀田会長が、一連の分科会の節目にオブザーバーとして出席され、検討経過を見守られたことも印象深い。

既に公益認定された学会の代表者による講話を戴くことを提案させていただいたところ、事務局（島村氏）の探索を得て、優れた事例の一つとして、一般社団法人格取得後、短期間で公益認定を取得し、充実した活動を展開されている公益社団法人日本地下水学会のご経験を、同学会監事の平山光信氏から膝を交えてお伺いできたことは貴重な機会となった（内容は吉田先生により『公益・一般法人』№940 に紹介されている）。

公益法人制度改革三法公布からはや 11 年を数え、非営利組織を研究対象とする学界において、非営利法人研究学会がその特長や強みを発揮し、社会に対してさらに積極的な貢献を図ることがますます期待されている。日本地下水学会の会報を通覧すると、公益認定後、役員等により社会との関わり、公益性の伸展を説く巻頭言や論説が相次いでいる。法人化、そして公益認定取得は、学会運営に携わる方々や構成員の意識と活動を一層充実させていくのだということが如実に見て取れる。法人化のプロセスはもとより、公益認定以降の学会の立ち居振る舞いのあり方にも様々な示唆を与えていただける先達であると思う。

非営利法人研究学会が公益法人化を目指すにあたっての意義と課題

関西福祉科学大学教授　**吉田初恵**

学会活動において学問を究めるという研究者の信念と社会が研究者や学会に求める（期待する）ニーズとは必ずしも完全に合致するとはかぎらない。ただ、社会の健全な発展に貢献する「企業市民」（コーポレート・シチズン）と同様に「学会市民」として社会の求めを見極め、その求めに応えることが研究者の情念の基底にあることも必要であろう。

研究と社会との調和を図りながら研究者・学会自身の成長・発展を期することが、学会の存続を支えてくれるはずである。そのために、学会は社会的存在を積極的に証明する必要がある。学会が公益を発揮・実現して具体的な成果を達成してみせて、初めて公益性があると評価されるものである。

学問はそれ自体が公共的性格をもっており、独創的で新しい研究を発表することは、それだけで公共に貢献している。それゆえ、研究をする集団・団体いわゆる学会は、それ自体がすでにオープンな公共的性格を持っているのである。学会のさらなる社会的貢献の社会化・公益化を押し進めることは、学会としての当然の責務である。

特に、本学会は非営利法人に関して社会一般の理解を深めて、人々の非営利法人へのコミットメントを醸成する社会的責務がある。「どのように理解と参加を育むか」このことが本学会のミッションの１つの表現でなければならない。

ここで、学術団体いわゆる学会の公益法人化の現状を概観してみたい。学会名鑑（日本学術会議　公益財団法人日本学術協力団体　国立研究開発法人　科学技術振興機構　が連携して実施するデータベース https://gakkai.jst.go.jp/gakkai/result/）に掲載されている学会は、平成 28 年度の調査結果を踏まえたデータによると 2,007 団体ある。その中、一般社団法人は 429 団体、公益社団法人は 123 団体、一般財団法人は 11 団体、公益財団法人は８団体である。自然科学系と人文・社会科学系の横断的領域の学会もあることから、厳密に峻別することはできないが、公益社団法人学会 123 団体の中、ほとんどが自然科学系であり、特に医歯薬系の学会が多い。人文・社会科学系と思われる学会はわずか 10 団体ほどである。公益社団法人学会は、おおむね個人会員数１千名を超えており、個人会員が１万人を超える巨大学会も散見される。ちなみに本学会の会員数は 230 人ほどである。本学会の様な小規模学会の公益法人化の努力が認められれば、同じ志を持つ小規模学会の嚆矢となるであろう。そういう意味でイノベーターである。イノベーターとしての意義は大きい。

本学会が人文・社会科学系小規模学会で在りながら公益法人化を目指した意義は、メリットもさることながら、他学会とは異なり本学会のミッションである公益法人の研究と普及啓発のため、公益法人化の課題や学会が公益法人化を目指すための施策の問題を洗い出すことにある。この度の公益法人化の取り組みは身を持って範を示す行動になった。委員会メンバーとして、この様な作業に携われたことは大いなる誇りである。

調査分科会　最終報告

岡村勝義「新公益法人制度普及啓発委員会　調査分科会　活動報告」・・・・・・・・・・・27
尾上選哉「新公益法人制度の普及の現状調査
～ アンケート調査およびヒアリング調査 ～」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
鷹野宏行「公益法人・一般法人における組織特性と
公益認定取消しによる一般法人への移行事例
～制度検証のための予備的検討～」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・87
上松公雄「課税制度が法人類型の選択に及ぼす影響に関する考察」・・・・・・・・・・・・・99

新公益法人制度普及啓発委員会　調査分科会　活動報告

神奈川大学教授・新公益法人制度普及啓発委員会副委員長・調査分科会主査　**岡村勝義**

Ⅰ　調査分科会の課題と構成メンバー

本非営利法人研究学会の第 18 回大会(2014 年)総会において「新公益法人制度普及啓発委員会」(以下「普及啓発委員会」という)が発足し、その趣旨に基づいて、当該委員会に「学会の法人化及び公益認定」(法人化分科会)と「新公益法人制度の調査・研究」(調査分科会、以下「調査分科会」という)を課題とする２つの分科会が設置された。調査分科会は、(1)新公益法人制度の普及の現状調査、(2)普及状況からみる制度上の問題等の研究および(3)それらを通じた啓発が具体的な課題とされた。

構成メンバーは、会長指名により、上松公雄(税理士)、岡村勝義(神奈川大学、副委員長・分科会長)、尾上選哉(大原大学院大学)、鷹野宏行(武蔵野大学) 、成道秀雄(成蹊大学) の５名である。

Ⅱ　調査分科会の研究計画と研究経過

調査分科会は、第１回普及啓発委員会(2015 年１月７日)において設置され、当該普及啓発委員会終了後、直ちに第１回調査分科会が開催された。かかる調査分科会において、新公益法人制度の調査･研究を「法人制度」および「税制度」の２つの側面から行う方針を立て、「法人制度グループ」(「法人グループ」と略称する。尾上・鷹野・岡村が担当)と「税制度グループ」(「税制グループ」と略称する。上松・成道が担当)を編成した。したがって、調査分科会は 2015 年１月から活動を開始したことになる。

調査分科会１年目では、新公益法人制度の普及の現状を調査するために、全国公益法人協会の会員を対象にアンケート調査を行い、その結果を分析して２年目の研究に結びつけていく計画を立て、それと同時並行的に、新公益法人制度そのものの研究と、それに係わる税制度の研究も１年目から行い、アンケート調査の結果分析を取り入れて、２年目の研究を深化させていくこととした。

しかし、１年目に実施したアンケート調査においては、調査項目を綿密に検討し実施したにもかかわらず、アンケートの回収が予想外に少なく、２年目の研究にその結果を活かすことが事実上できなかった。このこともあって、アンケート調査結果を踏まえた啓発活動を進めるまでには至らなかった。調査分科会長として責任を感じているところである。アンケート調査の経過と結果等については、次項で述べる。

新公益法人制度そのものの研究と、それに係わる税制度の研究は、１年目から鋭意進め、

2016 年９月に開催されることになっていた非営利法人研究学会全国大会において、アンケート調査結果と併せ、研究成果を最終報告する予定であった。しかし、当研究学会全国大会の会員総会において、主として法人分科会の作業進捗との関係から、普及啓発委員会の任期が１年間延長されることが決定された。延長された１年の研究期間では、アンケート調査結果の整理をはじめとして、制度研究の成果の整理等を行い、2017 年９月開催予定の当研究学会全国大会での最終報告に向けてとりまとめを行った。

Ⅲ　法人制度グループによるアンケート調査の実施と結果

新公益法人制度の普及の現状を調査するためのアンケート調査項目の検討と、アンケート調査結果の分析は法人グループが担当し、尾上委員が中心になって進められた。アンケート調査項目の検討は第２回調査分科会(2015 年３月 24 日)から開始し、第３回(2015 年６月 12 日)および第４回(2015 年７月 28 日)の調査分科会での検討を経て、第５回調査分科会(2015 年８月５日)において調査項目の整理が概ね終わった。その後、非営利法人研究学会の第 19 回全国大会(2015 年９月)会員総会にて報告した後に、アンケート調査項目の確認やアンケート調査の書式等をメーリング・リストを通じてネット上で各委員と数回検討し、当初予定より１ヶ月程度遅れたものの、アンケート調査を 2015 年 11 月に実施した。

旧民法法人（特例民法法人）の５年の移行期間が 2013 年 11 月 30 日をもって満了したので、その時点での新公益法人制度の普及状況は、旧民法法人の移行状況をアンケート調査することによって明らかにされるのではないかと調査分科会では考えた。この場合、旧民法法人が公益法人になるための移行認定を選択した理由、あるいは一般法人になるための移行認可を選択した理由をアンケート調査を通じて明らかにできれば、新公益法人制度の普及の現状に関する説明が可能ではないかと考えた。

このような考えのもと、全国公益法人協会(以下、「全公協」と略称する)に協力を仰ぎ、全公協の会員法人である旧民法法人（3384 法人）および新設法人（２法人）に対してアンケート調査を行うこととし、全公協の機関誌『公益・一般法人』の第 905 号(2015 年 11 月 15 日)にアンケートを掲載し、回答を得るようにした(2015 年 11 月 15 日～2015 年 12 月 15 日)。アンケート調査時における全公協の会員法人数は全体で 3,386 法人であり、その内訳は以下のとおりである。

一般法人	1,527 法人	社団 662 法人	財団　865 法人
公益法人	1,859 法人	社団 454 法人	財団 1,405 法人

アンケート調査の回収率が当初予想したよりも遙かに低調であったために、回収締切後も断続的に 2016 年７月 31 日まで回収作業を続けた。しかし、次に示すように、回収率は全体で 3.2%(109 法人)に留まった。

一般法人	49 法人（社団：20　財団：29）	回収率　3.2%
公益法人	60 法人（社団：7　財団：53）	回収率　3.2%
総計	109 法人	総回収率　3.2%

第６回調査分科会(2016 年２月 18 日)では、アンケートの回収率が低すぎるため、統計処理を行い、相関などを分析することは難しいと判断された。このため、各アンケート項目に対する単純集計を行うこととし、またアンケート調査を補完するために、比較的特徴があると考えられる法人を一般法人・公益法人から選び、アンケート項目に関連させて個別にヒアリング調査を行うこととした。続く第７回調査分科会(2016 年３月 24 日)において、公益財団法人と一般社団法人の各１法人を選び、当該法人にヒアリング調査を行った。第８回(2016 年５月 17 日)および第９回調査分科会(2016 年６月 21 日)において、ヒアリング調査の結果が報告された。

2016 年９月に開催された非営利法人研究学会全国大会の会員総会において、普及啓発委員会の任期が１年間延長されることが決定された。これを受けて、第 11 回調査分科会(2016 年 10 月 14 日)では、今後の調査分科会の進め方を検討し、第 12 回(2017 年３月７日)および第 13 回調査分科会(2017 年６月 16 日)において、アンケート･ヒアリング調査結果をまとめた｢新公益法人制度の普及の現状調査｣が尾上委員より報告され検討された。この報告を行うにあたっては、アンケート調査の実施およびアンケート調査のデータの処理等について全公協職員の島村真佐利氏の協力を得た。ここに謝意を表する次第である。本報告は、本最終報告書においては、「新公益法人制度の普及の現状調査－アンケート調査およびヒアリング調査－」として収録されている。

Ⅳ　法人制度グループによる法人特性の研究と制度上の問題点の研究

法人グループとしてはアンケート調査と併行しつつ、新公益法人制度における法人特性の研究と制度上の問題点の研究が進められた。この研究は鷹野委員が中心になって進められた。第２回調査分科会(2015 年３月 24 日)では「一般法人の公益認定基準の検討」が岡村委員によって報告されたものの、その後は、鷹野委員によって検討が進められた。第３回(2015 年６月 12 日)および第５回調査分科会(2015 年８月５日)では、「公益法人･一般法人の組織特性の検討」が報告された。また第８回(2016 年５月 17 日)、第９回調査分科会(2016 年６月 21 日)および第 11 回調査分科会(2016 年 10 月 14 日)では、「公益法人･一般法人の組織特性の相違と今後の法人政策の在り方－公益認定取消し後の一般法人のガバナンスを中心に－」というテーマで報告された。第 12 回(2017 年３月７日)および第 13 回調査分科会(2017 年６月 16 日)において、最終報告に盛り込む原稿案が検討された。

鷹野委員による、これら一連の研究の成果は、本最終報告書においては、「公益法人･一般法人の組織特性と公益認定取消しによる一般法人への移行事例－制度検証のための予備的検討－」として収録されている。

Ⅴ　税制度グループによる新公益法人制度に係る税制度の研究

税制グループは成道委員と上松委員が担当され、上松委員を中心にして研究が進められた。第２回(2015 年３月 24 日)、第３回(2015 年６月 12 日)および第４回調査分科会(2015 年７月 28 日)では、「課税制度と法人類型の選択」というテーマで報告された。第６回調査分科会(2016 年２月 18 日)では、一般法人についてトピックとして取り上げられることが多かった問題として、「相続税対策ビークルとしての一般法人」が報告され検討された。第７回調査分科会(2016 年３月 24 日)では、「公益認定基準及び税法における『特別の利益』の内容と異同」が報告された。その後の第８回(2016 年５月 17 日)および第９回調査分科会(2016 年６月 21 日)では、最終報告に向けた論文構成等を検討した。第 12 回(2017 年３月７日)および第 13 回調査分科会(2017 年６月 16 日)において、最終報告に盛り込む原稿案が検討された。

主として上松委員による研究の成果は、本最終報告書においては、「課税制度が法人類型の選択に及ぼす影響に関する考察」として収録されている。

非営利法人研究学会会員の参考に供するために、以下において調査分科会の開催状況を一覧形式にまとめた。

【参考】調査分科会の開催状況

・第１回調査分科会(2015 年１月７日)：　①調査分科会の進め方
新公益法人制度の調査･研究を「法人制度」と「税制度」の２つの側面から行うこととし、「法人制度グループ」(「法人 G」と略称、岡村・尾上・鷹野)と「税制度グループ」(「税制 G」と略称、上松・成道)を編成した。
・第２回調査分科会(2015 年３月 24 日)：　①アンケート項目等の検討(1)(法人 G:尾上)、②一般法人の公益認定基準の検討(法人 G：岡村)、③課税制度と法人類型の選択(1)(税制 G：上松)
・第３回調査分科会(2015 年６月 12 日)：　①アンケート項目等の検討(2)(法人 G:尾上)、②公益法人･一般法人の組織特性の検討(1)(法人 G：鷹野)、③課税制度と法人類型の選択(2)(税制 G：上松)
・第４回調査分科会(2015 年７月 28 日)：　①アンケート項目等の検討(3)(法人 G:尾上)、②課税制度と法人類型の選択(まとめ)(税制 G：上松)
・第５回調査分科会(2015 年８月５日)：　①アンケート項目等の検討(まとめ)(法人 G：尾上)、②公益法人･一般法人の組織特性の検討(2)(法人 G：鷹野)
・第６回調査分科会(2016 年２月 18 日)：　①常任理事会（2016 年１月 11 日）での調査分科会報告について(岡村)　②アンケート調査結果の分析について(1)(法人 G：尾上)　③相続税対策ビークルとしての一般法人(税制 G：上松)
・第７回調査分科会(2016 年３月 24 日)：　①アンケート調査結果の分析について(2)(法

人 G：尾上）　②公益認定基準及び税法における「特別の利益」の内容と異同（税制 G：上松）

・第８回調査分科会（2016 年５月 17 日）：　①Y 公益財団法人のヒアリング調査結果の報告（法人 G：尾上）　②公益法人・一般法人の組織特性の相違と今後の法人政策の在り方(1)－公益認定取消し後の一般法人のガバナンスを中心に－（法人 G：鷹野）　③最終報告における構成の確認（税制 G：上松）

・第９回調査分科会（2016 年６月 21 日）：　①T 一般社団法人のヒアリング調査結果の報告（法人 G：尾上）　②公益法人・一般法人の組織特性の相違と今後の法人政策の在り方(2)－公益認定取消し後の一般法人のガバナンスを中心に－（法人 G：鷹野）　③税制グループ報告における構成及び原稿追加部分の確認（税制 G：上松）

・第 10 回調査分科会（2016 年７月 26 日）：　①調査分科会のこの後の進め方（岡村）

・第 11 回調査分科会（2016 年 10 月 14 日）：　①調査分科会のこの後の進め方（岡村）、②ヒアリング調査のまとめの報告（法人 G：尾上）　③公益法人・一般法人の組織特性の相違と今後の法人政策の在り方(3)－公益認定取消し後の一般法人のガバナンスを中心に－（法人 G：鷹野）

・第 12 回調査分科会（2017 年３月７日）：　①「新公益法人制度の普及と現状調査」に関する報告原稿案の報告（法人 G：尾上）　②「公益法人・一般法人の組織特性の相違と今後の法人政策の在り方」に関する報告原稿案の報告（法人 G：鷹野）　③税制グループの報告原稿案の確認（税制 G：上松）

・第 13 回調査分科会（2017 年６月 16 日）：　最終報告書に盛り込む最終原稿案の検討

新公益法人制度の普及の現状調査
～ アンケート調査およびヒアリング調査 ～

大原大学院大学教授　**尾上選哉**

目　次

Ⅰ　現状調査の概要
Ⅱ　アンケート調査
Ⅲ　アンケート調査の結果
Ⅳ　ヒアリング調査
Ⅴ　まとめ

Ⅰ　現状調査の概要

新公益法人制度普及委員会の下に設置された「新公益法人制度の調査・研究」分科会（以下、調査分科会という。）では、新公益法人制度の普及の現状を調査し、制度上の課題等を明らかにするために、アンケート調査およびヒアリング調査を実施した。

アンケート調査は、旧民法法人の新公益法人制度への移行の状況を明らかにするために、全国公益法人協会の会員の3,386法人（2015年10月31日時点）を対象にアンケート調査用紙を送付し、109法人（回収率3.2%）から回答を得たものである。

ヒアリング調査は、アンケート調査を補完する目的で、アンケート調査に回答を行った法人の中から比較的特徴があると考えられる２法人の協力を得て行ったものである。旧民法法人から移行認定を受けて公益法人となったＹ公益財団法人および旧民法法人から移行認可を受けたＴ一般社団法人である。

Ⅱ　アンケート調査

１　アンケート調査における仮説設定

アンケート調査を実施するに当たり、次の２つの仮説を設定し、それらに基づきアンケート項目の検討を行った。

仮説１　公益法人への移行認定の主な目的の１つは、税の特別措置にある。
仮説２　一般法人への移行認可の主な理由の１つは、公益認定（移行認定）に基づく種々の規制（財務三基準など）に煩わされることなく、事業活動を行うことにある。

新公益法人制度への対応として、旧民法法人は次の２つのいずれかを基本的に選択する

ことになる。①旧民法法人から移行認定を受けて「公益法人」となる。②旧民法法人から移行認可を受けて「一般法人」となる。仮説１は①の公益法人への移行認定の目的に関するものであり、仮説２は②の一般法人への移行認可の目的に関するものである。

２　アンケート調査の内容

アンケート調査は、「法人の基本情報」「法人の機関」「法人の事業」「法人の財務」「公益認定」「税制」「情報開示」について把握することを目的として、質問項目を策定した。

⑴　法人の基本情報について

・名称、法人の区分、行政庁、所在地、当初の設立年月

⑵　法人の機関について

（財団法人の場合）

・評議員数
・理事数（常勤／非常勤）
・監事数（常勤／非常勤）
・監事の専門分野（職種）
・会計監査人の有無
・職員数（常勤／非常勤）

（社団法人の場合）

・社員数
・社員以外の会員数
・代議員数（代議員制採用の場合）
・理事数（常勤／非常勤）
・監事数（常勤／非常勤）
・監事の専門分野（職種）
・会計監査人の有無
・職員数（常勤／非常勤

⑶　法人の事業について

・事業の目的
・事業の類型
・収益事業等の実施状況
・公益目的事業の比率（公益法人の場合）

⑷　法人の財務について

・資産総額
・負債総額
・正味財産額
・収入（収益）の総額
・寄附金収入の総額
・補助金収入の総額
・会費収入の総額
・費用総額
・公益目的事業収入の額（公益法人の場合）
・公益目的事業費用の額（公益法人の場合）
・監事監査の対象

⑸　公益認定について

（公益法人の場合）

・公益認定申請時の状況
・公益認定の申請理由
・公益認定申請手続きの状況
・公益認定基準の評価

（一般法人の場合）

・公益認定の状況
・公益認定の不取得の理由
・公益認定基準の評価
・公益認定を取得する理由

⑹　税制について

（公益法人の場合）

・税制上の特別措置の評価
・公益認定後の租税負担の状況

（一般法人の場合）

・税制上の区分
・収益事業課税について
・移行認可後の租税負担の状況

⑺　情報開示について

・情報開示の状況
・情報開示の媒体（方法）
・情報開示の内容

３　アンケート調査の方法

⑴　調査対象

2015年10月31日現在の全国公益法人協会の会員法人（旧民法法人3,384団体、新設法人　２団体）

⑵　実施時期

・2015年11月15日～2015年12月15日
・当初は上記の予定であったが、回収率が極端に低かったことから実施期間の延長を行い、2016年7月31日までとした。

⑶　実施件数

（公益法人）

・調査票送付数　　1,859法人　（財団1,405法人、社団454法人）
・回収数　　60法人　（財団　　53法人、社団　７法人）
・回収率　　3.2％

（一般法人）

・調査票送付数　　1,527法人　（財団865法人、社団662法人）
・回収数　　49法人　（財団 29法人、社団 20法人）
・回収率　　3.2％

Ⅲ　アンケート調査の結果

１　公益法人のアンケート調査結果

⑴　法人の基本情報について

法人の区分

	実数	%
公益財団法人	53	88.3%
公益社団法人	7	11.7%
合計	60	100.0%

行政庁

	内閣府		都道府県		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
公益財団法人	15	28.3%	38	71.7%	53	100.0%
公益社団法人	2	28.6%	5	71.4%	7	100.0%
合計	17	28.3%	43	71.7%	60	100.0%

当初の設立年

	公益財団法人		公益社団法人		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
～1949年	4	7.5%	1	14.3%	5	8.3%
1950年～1959年	7	13.2%	1	14.3%	8	13.3%
1960年～1969年	3	5.7%	3	42.9%	6	10.0%
1970年～1979年	6	11.3%	1	14.3%	7	11.7%
1980年～1989年	15	28.3%	0	0.0%	15	25.0%
1990年～1999年	11	20.8%	0	0.0%	11	18.3%
2000年～2009年	2	3.8%	0	0.0%	2	3.3%
2010年～	5	9.4%	1	14.3%	6	10.0%
合計	53	100.0%	7	100.0%	60	100.0%

⑵　法人の機関について

公益財団法人

評議員

	実数	%
01名 ～ 05名	9	17.0%
06名 ～ 10名	21	39.6%
11名 ～ 15名	15	28.3%
16名 ～ 00名	8	15.1%
未回答	0	0.0%
合計	53	100.0%

理事

	常勤理事		非常勤理事		理事合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
00名	6	11.3%	0	0.0%	0	0.0%
01名 ～ 03名	32	60.4%	2	3.8%	1	1.9%
04名 ～ 06名	8	15.1%	25	47.2%	16	30.2%
07名 ～ 09名	0	0.0%	17	32.1%	17	32.1%
10名 ～ 00名	0	0.0%	9	17.0%	19	35.8%
未回答	7	13.2%	0	0.0%	0	0.0%
合計	53	100.0%	53	100.0%	53	100.0%

監事

	常勤監事		非常勤監事		監事合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
00名	33	62.3%	0	0.0%	0	0.0%
01名	0	0.0%	5	9.4%	5	9.4%
02名	0	0.0%	40	75.5%	40	75.5%
03名	0	0.0%	6	11.3%	6	11.3%
04名	0	0.0%	1	1.9%	1	1.9%
未回答	20	37.7%	1	1.9%	1	1.9%
合計	53	100.0%	53	100.0%	53	100.0%

会計監査人

	実数	%
有	3	5.7%
無	48	90.6%
未回答	2	3.8%
合計	53	100.0%

職員

	常勤職員		非常勤職員		職員合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
00名	0	0.0%	15	28.3%	0	0.0%
01名 ～ 05名	13	24.5%	11	20.8%	11	20.8%
06名 ～ 10名	6	11.3%	3	5.7%	5	9.4%
11名 ～ 15名	3	5.7%	2	3.8%	4	7.5%
16名 ～ 20名	2	3.8%	2	3.8%	2	3.8%
21名 ～ 00名	29	54.7%	8	15.1%	31	58.5%
未回答	0	0.0%	12	22.6%	0	0.0%
合計	53	100.0%	53	100.0%	53	100.0%

監事の専門分野（複数回答）

	実数	%
弁護士	6	9.5%
公認会計士	8	12.7%
税理士	21	33.3%
その他	28	44.4%
合計	63	100.0%

「その他」の回答：

公益社団法人

社員

	実数	%
00名	0	0.0%
01名 ～ 25名	1	14.3%
26名 ～ 50名	3	42.9%
51名 ～ 75名	0	0.0%
76名 ～ 100名	0	0.0%
101名 ～ 00名	3	42.9%
未回答	0	0.0%
合計	7	100.0%

社員以外の会員

	実数	%
00名	1	14.3%
01名 ～ 50名	1	14.3%
51名 ～ 100名	0	0.0%
101名 ～ 00名	1	14.3%
未回答	4	57.1%
合計	7	100.0%

代議員（代議員制を採用している場合）

	実数	%
110名	1	14.3%
未回答	6	85.7%
合計	7	100.0%

理事

	常勤理事		非常勤理事		理事合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
00名	1	14.3%	0	0.0%	0	0.0%
01名 ～ 03名	4	57.1%	0	0.0%	0	0.0%
04名 ～ 06名	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
07名 ～ 09名	0	0.0%	1	14.3%	1	14.3%
10名 ～ 00名	0	0.0%	6	85.7%	6	85.7%
未回答	2	28.6%	0	0.0%	0	0.0%
合計	7	100.0%	7	100.0%	7	100.0%

監事

	常勤監事		非常勤監事		監事合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
00名	3	42.9%	0	0.0%	0	0.0%
01名	0	0.0%	1	14.3%	1	14.3%
02名	0	0.0%	3	42.9%	3	42.9%
03名	0	0.0%	2	28.6%	2	28.6%
04名	0	0.0%	1	14.3%	1	14.3%
未回答	4	57.1%	0	0.0%	0	0.0%
合計	7	100.0%	7	100.0%	7	100.0%

会計監査人

	実数	%
有	0	0.0%
無	7	100.0%
未回答	0	0.0%
合計	7	100.0%

職員

	常勤職員		非常勤職員		職員合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
00名	0	0.0%	1	14.3%	0	0.0%
01名 ～ 05名	4	57.1%	2	28.6%	4	57.1%
06名 ～ 10名	1	14.3%	0	0.0%	0	0.0%
11名 ～ 15名	0	0.0%	1	14.3%	1	14.3%
16名 ～ 20名	1	14.3%	0	0.0%	0	0.0%
21名 ～ 00名	1	14.3%	0	0.0%	2	28.6%
未回答	0	0.0%	3	42.9%	0	0.0%
合計	7	100.0%	7	100.0%	7	100.0%

監事の専門分野（複数回答）

	実数	%
弁護士	0	0.0%
公認会計士	1	14.3%
税理士	1	14.3%
その他	5	71.4%
未回答	0	0.0%
合計	7	100.0%

「その他」の回答：

⑶　法人の事業について

①　貴法人の行う事業の目的について、該当するものをすべて選択して下さい。

	公益財団法人		公益社団法人		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
1　学術・科学技術	13	13.3%	2	10.0%	15	12.7%
2　文化および芸術	14	14.3%	0	0.0%	14	11.9%
3　被害者支援等	6	6.1%	0	0.0%	6	5.1%
4　高齢者福祉	4	4.1%	1	5.0%	5	4.2%
5　就労の支援	2	2.0%	1	5.0%	3	2.5%
6　公衆衛生向上	2	2.0%	2	10.0%	4	3.4%
7　児童等健全育成	8	8.2%	1	5.0%	9	7.6%
8　勤労福祉	3	3.1%	0	0.0%	3	2.5%
9　教育、スポーツ	15	15.3%	1	5.0%	16	13.6%
10　犯罪防止等	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
11　事故災害防止	0	0.0%	1	5.0%	1	0.8%
12　差別偏見防止	1	1.0%	0	0.0%	1	0.8%
13　思想信教の自由	1	1.0%	0	0.0%	1	0.8%
14　男女共同参画等	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
15　海外経済協力	1	1.0%	0	0.0%	1	0.8%
16　地球環境保全	6	6.1%	0	0.0%	6	5.1%
17　国土利用整備	3	3.1%	2	10.0%	5	4.2%
18　国政の健全運営	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
19　地域社会発展	12	12.2%	3	15.0%	15	12.7%
20　経済機会確保	3	3.1%	1	5.0%	4	3.4%
21　物資等安定供給	1	1.0%	2	10.0%	3	2.5%
22　消費者利益擁護	0	0.0%	3	15.0%	3	2.5%
23　その他	3	3.1%	0	0.0%	3	2.5%
合計	98	100.0%	20	100.0%	118	100.0%

② 貴法人の行う事業の類型について、該当するものをすべて選択して下さい。

	公益財団法人		公益社団法人		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
1　検査検定	4	2.1%	2	8.3%	6	2.8%
2　資格付与	2	1.1%	2	8.3%	4	1.9%
3　講座、セミナー等	25	13.3%	4	16.7%	29	13.7%
4　体験活動等	11	5.9%	0	0.0%	11	5.2%
5　相談、助言	19	10.1%	3	12.5%	22	10.4%
6　調査、資料収集	19	10.1%	3	12.5%	22	10.4%
7　技術・研究開発	5	2.7%	0	0.0%	5	2.4%
8　キャンペーン等	7	3.7%	1	4.2%	8	3.8%
9　展示会、ショー	7	3.7%	0	0.0%	7	3.3%
10　博物館等の展示	13	6.9%	0	0.0%	13	6.1%
11　施設の貸与	15	8.0%	1	4.2%	16	7.5%
12　資金貸与等	5	2.7%	0	0.0%	5	2.4%
13　助成（応募型）	14	7.4%	3	12.5%	17	8.0%
14　表彰、コンクール	7	3.7%	2	8.3%	9	4.2%
15　競技会	2	1.1%	0	0.0%	2	0.9%
16　自主公演	5	2.7%	0	0.0%	5	2.4%
17　主催講演	9	4.8%	0	0.0%	9	4.2%
18　上記以外	19	10.1%	3	12.5%	22	10.4%
合計	188	100.0%	24	100.0%	212	100.0%

③ 貴法人では上記の目的事業の他に、収益事業等（収益事業や法人の構成員を対象として相互扶助等の事業）を行っていますか。

	公益財団法人		公益社団法人		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
1　行っている	27	50.9%	2	28.6%	29	48.3%
2　行っていない	23	43.4%	5	71.4%	28	46.7%
未回答	3	5.7%	0	0.0%	3	5.0%
合計	53	100.0%	7	100.0%	60	100.0%

④ 貴法人の行う公益目的事業の比率について、該当するものを一つだけ選択して下さい。

	公益財団法人		公益社団法人		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
1　90%以上	29	54.7%	3	42.9%	32	53.3%
2　80%以上90%未満	6	11.3%	1	14.3%	7	11.7%
3　70%以上80%未満	9	17.0%	1	14.3%	10	16.7%
4　60%以上70%未満	1	1.9%	1	14.3%	2	3.3%
5　60%未満	4	7.5%	0	0.0%	4	6.7%
未回答	4	7.5%	1	14.3%	5	8.3%
合計	53	100.0%	7	100.0%	60	100.0%

⑷　法人の財務について

① 貴法人の資産総額は、次のどれに該当しますか。該当するものを一つだけ選択して下さい。

	公益財団法人		公益社団法人		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
1　１千万円未満	1	1.9%	0	0.0%	1	1.7%
2　１千万円以上 ５千万円未満	3	5.7%	0	0.0%	3	5.0%
3　５千万円以上 １億円未満	1	1.9%	2	28.6%	3	5.0%
4　１億円以上 ５億円未満	10	18.9%	1	14.3%	11	18.3%
5　５億円以上 10億円未満	5	9.4%	2	28.6%	7	11.7%
6　10億円以上	30	56.6%	2	28.6%	32	53.3%
未回答	3	5.7%	0	0.0%	3	5.0%
合計	53	100.0%	7	100.0%	60	100.0%

② 貴法人の負債総額は、次のどれに該当しますか。該当するものを一つだけ選択して下さい。

	公益財団法人		公益社団法人		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
1　１千万円未満	18	34.0%	1	14.3%	19	31.7%
2　１千万円以上 ５千万円未満	4	7.5%	2	28.6%	6	10.0%
3　５千万円以上 １億円未満	4	7.5%	1	14.3%	5	8.3%
4　１億円以上 ５億円未満	13	24.5%	1	14.3%	14	23.3%
5　５億円以上 10億円未満	4	7.5%	1	14.3%	5	8.3%
6　10億円以上	6	11.3%	1	14.3%	7	11.7%
未回答	4	7.5%	0	0.0%	4	6.7%
合計	53	100.0%	7	100.0%	60	100.0%

③ 貴法人の正味財産（資産総額と負債総額の差額）の額をご記入下さい。

	公益財団法人		公益社団法人		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
1　１千万円未満	1	1.9%	0	0.0%	1	1.7%
2　１千万円以上 ５千万円未満	3	5.7%	1	14.3%	4	6.7%
3　５千万円以上 １億円未満	2	3.8%	1	14.3%	3	5.0%
4　１億円以上 ５億円未満	12	22.6%	3	42.9%	15	25.0%
5　５億円以上 10億円未満	12	22.6%	2	28.6%	14	23.3%
6　10億円以上	18	34.0%	0	0.0%	18	30.0%
未回答	5	9.4%	0	0.0%	5	8.3%
合計	53	100.0%	7	100.0%	60	100.0%

④ 貴法人の収入（収益）総額は、次のどれに該当しますか。該当するものを一つだけ選択して下さい。

	公益財団法人		公益社団法人		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
1　１百万円未満	3	5.7%	0	0.0%	3	5.0%
2　１百万円以上 １千万円未満	2	3.8%	0	0.0%	2	3.3%
3　１千万円以上 ５千万円未満	6	11.3%	0	0.0%	6	10.0%
4　５千万円以上 １億円未満	5	9.4%	2	28.6%	7	11.7%
5　１億円以上	35	66.0%	4	57.1%	39	65.0%
未回答	2	3.8%	1	14.3%	3	5.0%
合計	53	100.0%	7	100.0%	60	100.0%

⑤ 貴法人の寄附金収入（補助金収入を除く。）の総額は、次のどれに該当しますか。該当するものを一つだけ選択して下さい。

	公益財団法人		公益社団法人		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
1　０円	27	50.9%	5	71.4%	32	53.3%
2　１円以上 １百万円未満	6	11.3%	0	0.0%	6	10.0%
3　１百万円以上 １千万円未満	8	15.1%	2	28.6%	10	16.7%
4　１千万円以上 ５千万円未満	7	13.2%	0	0.0%	7	11.7%
5　５千万円以上 １億円未満	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
6　１億円以上	1	1.9%	0	0.0%	1	1.7%
未回答	4	7.5%	0	0.0%	4	6.7%
合計	53	100.0%	7	100.0%	60	100.0%

⑥ 貴法人の補助金収入（寄附金収入を除く。）の総額は、次のどれに該当しますか。該当するものを一つだけ選択して下さい。

	公益財団法人		公益社団法人		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
1　０円	16	30.2%	4	57.1%	20	33.3%
2　１円以上 １百万円未満	5	9.4%	0	0.0%	5	8.3%
3　１百万円以上 １千万円未満	10	18.9%	1	14.3%	11	18.3%
4　１千万円以上 ５千万円未満	7	13.2%	0	0.0%	7	11.7%
5　５千万円以上 １億円未満	2	3.8%	2	28.6%	4	6.7%
6　１億円以上	10	18.9%	0	0.0%	10	16.7%
未回答	3	5.7%	0	0.0%	3	5.0%
合計	53	100.0%	7	100.0%	60	100.0%

⑦ 貴法人の会費収入の総額は、次のどれに該当しますか。該当するものを一つだけ選択して下さい。

	公益財団法人		公益社団法人		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
1　０円	34	64.2%	2	28.6%	36	60.0%
2　１円以上 １百万円未満	4	7.5%	0	0.0%	4	6.7%
3　１百万円以上 １千万円未満	7	13.2%	2	28.6%	9	15.0%
4　１千万円以上 ５千万円未満	4	7.5%	2	28.6%	6	10.0%
5　５千万円以上 １億円未満	0	0.0%	1	14.3%	1	1.7%
6　１億円以上	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
未回答	4	7.5%	0	0.0%	4	6.7%
合計	53	100.0%	7	100.0%	60	100.0%

⑧ 貴法人の費用総額は、次のどれに該当しますか。該当するものを一つだけ選択して下さい。

	公益財団法人		公益社団法人		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
1　１百万円未満	3	5.7%	0	0.0%	3	5.0%
2　１百万円以上 １千万円未満	2	3.8%	0	0.0%	2	3.3%
3　１千万円以上 ５千万円未満	7	13.2%	0	0.0%	7	11.7%
4　５千万円以上 １億円未満	2	3.8%	2	28.6%	4	6.7%
5　１億円以上	37	69.8%	5	71.4%	42	70.0%
未回答	2	3.8%	0	0.0%	2	3.3%
合計	53	100.0%	7	100.0%	60	100.0%

⑨ 貴法人の行う公益目的事業収入（公益目的事業の対価収入の額）は、次のどれに該当しますか。該当するものを一つだけ選択して下さい。

	公益財団法人		公益社団法人		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
1　１千万円未満	8	15.1%	0	0.0%	8	13.3%
2　１千万円以上 ５千万円未満	6	11.3%	0	0.0%	6	10.0%
3　５千万円以上 １億円未満	5	9.4%	4	57.1%	9	15.0%
4　１億円以上 ５億円未満	19	35.8%	2	28.6%	21	35.0%
5　５億円以上 10億円未満	6	11.3%	0	0.0%	6	10.0%
6　10億円以上	7	13.2%	1	14.3%	8	13.3%
未回答	2	3.8%	0	0.0%	2	3.3%
合計	53	100.0%	7	100.0%	60	100.0%

⑩ 貴法人の行う公益目的事業費用（公益目的事業を実施するために支出した費用の額）は、次のどれに該当しますか。該当するものを一つだけ選択して下さい。

	公益財団法人		公益社団法人		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
1　１千万円未満	4	7.5%	0	0.0%	4	6.7%
2　１千万円以上 ５千万円未満	8	15.1%	0	0.0%	8	13.3%
3　５千万円以上 １億円未満	4	7.5%	4	57.1%	8	13.3%
4　１億円以上 ５億円未満	19	35.8%	2	28.6%	21	35.0%
5　５億円以上 10億円未満	7	13.2%	0	0.0%	7	11.7%
6　10億円以上	8	15.1%	1	14.3%	9	15.0%
未回答	3	5.7%	0	0.0%	3	5.0%
合計	53	100.0%	7	100.0%	60	100.0%

⑪ 監事監査の対象について、該当するものをすべて選択して下さい。

	公益財団法人		公益社団法人		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
1　理事の業務執行 について	4	7.5%	0	0.0%	4	6.7%
2　会計について	6	11.3%	0	0.0%	6	10.0%
１と２の両方	41	77.4%	7	100.0%	48	80.0%
未回答	2	3.8%	0	0.0%	2	3.3%
合計	53	100.0%	7	100.0%	60	100.0%

⑸　移行認定（公益認定）について

① 移行認定の申請時を振り返り、その時の状況について該当するものを一つだけ選択して下さい。

	公益財団法人		公益社団法人		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
1　移行認定の申請をすぐに決めた	19	35.8%	3	42.9%	22	36.7%
2　移行認定の申請について、法人内で時間を掛けて検討した	29	54.7%	4	57.1%	33	55.0%
未回答	5	9.4%	0	0.0%	5	8.3%
合計	53	100.0%	7	100.0%	60	100.0%

② 移行認定の申請理由について、該当するものをすべて選択して下さい。

	公益財団法人		公益社団法人		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
1　社会的な信用につながるから	40	40.0%	7	50.0%	47	41.2%
2　より大きな税制上の優遇があるから	24	24.0%	3	21.4%	27	23.7%
3　寄附を受けやすくなるから	7	7.0%	0	0.0%	7	6.1%
4　もともと公益法人であったから、「公益」の名称を付したいから	27	27.0%	4	28.6%	31	27.2%
5　その他	2	2.0%	0	0.0%	2	1.8%
未回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	100	100.0%	14	100.0%	114	100.0%

③ 上記②の移行認定の申請理由について、最優先したものを一つだけ選択して下さい。

	公益財団法人		公益社団法人		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
1　社会的な信用につながるから	31	58.5%	4	57.1%	35	58.5%
2　より大きな税制上の優遇があるから	3	5.7%	2	28.6%	5	5.7%
3　寄附を受けやすくなるから	1	1.9%	0	0.0%	1	1.9%
4　もともと公益法人であったから、「公益」の名称を付したいから	12	22.6%	1	14.3%	13	22.6%
5　その他	2	3.8%	0	0.0%	2	3.8%
未回答	4	7.5%	0	0.0%	4	7.5%
合計	53	100.0%	7	100.0%	60	100.0%

④ 移行認定の申請手続を振り返り、その時の状況について該当するものを一つだけ選択して下さい。

	公益財団法人		公益社団法人		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
1　手続きは非常にスムーズであった	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2　手続きは比較的スムーズであった	6	11.3%	1	14.3%	7	11.7%
3　手続きは思っていたほど、大変ではなかった	5	9.4%	0	0.0%	5	8.3%
4　手続きは大変であった	21	39.6%	4	57.1%	25	41.7%
5　手続きはとても大変であった	15	28.3%	2	28.6%	17	28.3%
6　その他	1	1.9%	0	0.0%	1	1.7%
合計	5	9.4%	0	0.0%	5	8.3%

⑤ 公益認定の基準（公益法人認定法第５条）のうち、下記のどの基準が厳しいと思いますか。該当するものをすべて選択して下さい。

	公益財団法人		公益社団法人		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
1　法人の目的(１号)	5	4.9%	0	0.0%	5	4.5%
2　経理的基礎および技術的能力（２号)	10	9.8%	1	12.5%	11	10.0%
3　関係者等への特別利益供与の禁止（３・４号)	1	1.0%	0	0.0%	1	0.9%
4　社会的信用に相応しくない事業の禁止（５号)	1	1.0%	0	0.0%	1	0.9%
5　収支相償（６号)	39	38.2%	4	50.0%	43	39.1%
6　収益事業等の公益目的事業実施への支障のおそれ（７号)	3	2.9%	1	12.5%	4	3.6%
7　公益目的事業比率（８号)	5	4.9%	0	0.0%	5	4.5%
8　遊休財産保有制限（９号)	17	16.7%	2	25.0%	19	17.3%
9　一定数を超える親族・関係者等の理事・監事の就任制限(10・11号)	4	3.9%	0	0.0%	4	3.6%
10　会計監査人の設置(12号)	1	1.0%	0	0.0%	1	0.9%
11　理事等に対する報酬等の支給基準(13号)	1	1.0%	0	0.0%	1	0.9%
12　理事会の設置(14号)	1	1.0%	0	0.0%	1	0.9%
13　株式等の保有制限(15号)	3	2.9%	0	0.0%	3	2.7%
14　不可欠特定財産の処分等に係る事項の定款規定(16号)	2	2.0%	0	0.0%	2	1.8%
15　公益認定取消し等の場合における類似事業組織への財産贈与の定款規定(17号)	5	4.9%	0	0.0%	5	4.5%
16　清算の場合における類似事業組織への財産帰属の定款規定(18号)	4	3.9%	0	0.0%	4	3.6%
未回答	102	100.0%	8	100.0%	110	100.0%
合計	5	4.9%	0	0.0%	5	4.5%

⑹　税制について

① 公益法人に適用される税制上の措置について、最も重要だと思われるものを一つだけ選択して下さい。

	公益財団法人		公益社団法人		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
1　収益事業課税	5	9.4%	2	28.6%	7	11.7%
2　公益目的事業に該当する法人税法上の収益事業の非課税扱い	27	50.9%	4	57.1%	31	51.7%
3　みなし寄附金制度	7	13.2%	0	0.0%	7	11.7%
4　特定公益増進法人としての寄附金の優遇措置	10	18.9%	0	0.0%	10	16.7%
未回答	4	7.5%	1	14.3%	5	8.3%
合計	53	100.0%	7	100.0%	60	100.0%

② 旧民法34条法人の時と比較して、移行認定後の租税負担について、該当するものを一つだけ選択して下さい。

	公益財団法人		公益社団法人		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
1　変わらない	34	64.2%	1	14.3%	35	58.3%
2　増加した	4	7.5%	0	0.0%	4	6.7%
3　減少した	8	15.1%	5	71.4%	13	21.7%
未回答	7	13.2%	1	14.3%	8	13.3%
合計	53	100.0%	7	100.0%	60	100.0%

⑺　情報開示について

① 貴法人の情報開示の状況について、該当するものを一つだけ選択して下さい。

	公益財団法人		公益社団法人		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
1　すでに積極的に情報開示に取り組んでいる	33	62.3%	5	71.4%	38	63.3%
2　積極的に情報開示に取り組もうとしている	14	26.4%	0	0.0%	14	23.3%
3　あまり情報開示に取り組んでいない	3	5.7%	1	14.3%	4	6.7%
4　情報開示に取り組んでいない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	3	5.7%	1	14.3%	4	6.7%

② 貴法人の情報開示の媒体（方法）について、該当するものをすべて選択して下さい。

	公益財団法人		公益社団法人		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
1　事務所等での閲覧	37	41.6%	5	41.7%	42	41.6%
2　貴法人のWEB上のサイト（ホームページ、ブログ、ＳＮＳなど）	44	49.4%	5	41.7%	49	48.5%
3　他法人・他団体等のデータベースサイト	5	5.6%	2	16.7%	7	6.9%
4　その他	3	3.4%	0	0.0%	3	3.0%
合計	89	100.0%	12	100.0%	101	100.0%

※ 複数回答

③ 貴法人の情報開示の内容について、該当するものをすべて選択して下さい。

	公益財団法人		公益社団法人		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
1　法人概要（定款など）	45	19.4%	7	20.6%	52	19.5%
2　事業概要（事業計画書や事業報告書など）	47	20.3%	7	20.6%	54	20.3%
3　予算書	41	17.7%	6	17.6%	47	17.7%
4　財務諸表（貸借対照表や正味財産増減計算書など）	47	20.3%	7	20.6%	54	20.3%
5　役員名簿	44	19.0%	7	20.6%	51	19.2%
6　その他	8	3.4%	0	0.0%	8	3.0%
合計	232	100.0%	34	100.0%	266	100.0%

※ 複数回答

２　一般法人のアンケート調査結果

⑴　法人の基本情報について

法人の区分（N=49）

	実数	%
一般財団法人	29	59.2
一般社団法人	20	40.8
合計	49	100.0

行政庁（N=49）

	内閣府		都道府県		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
一般財団法人	8	27.6	21	72.4	29	100.0
一般社団法人	9	45.0	11	55.0	20	100.0
合計	17	34.7	32	65.3	49	100.0

当初の設立年（N=49）

	一般財団法人		一般社団法人		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
～1949年	2	6.9	3	15.0	5	10.2
1950年～1959年	3	10.3	1	5.0	4	8.2
1960年～1969年	5	17.2	5	25.0	10	20.4
1970年～1979年	8	27.6	3	15.0	11	22.4
1980年～1989年	3	10.3	5	25.0	8	16.3
1990年～1999年	6	20.7	1	5.0	7	14.3
2000年～2009年	1	3.4	1	5.0	2	4.1
2010年～	1	3.4	1	5.0	2	4.1
合計	29	100.0	20	100.0	49	100.0

⑵　法人の機関について

一般財団法人（N=29）

評議員

	実数	%
01名 ～ 05名	8	27.6
06名 ～ 10名	17	58.6
11名 ～ 15名	2	6.9
16名 ～ 00名	1	3.4
未回答	1	3.4
合計	29	100.0

理事

	常勤理事		非常勤理事		理事合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
00名	2	6.9	1	3.4	-	-
01名 ～ 03名	22	75.9	5	17.2	3	10.3
04名 ～ 06名	4	13.8	17	58.6	10	34.5
07名 ～ 09名	0	0.0	6	20.7	14	48.3
10名 ～ 00名	0	0.0	0	0.0	2	6.9
未回答	1	3.4	0	0.0	0	0.0
合計	29	100.0	29	100.0	29	100.0

監事

	常勤監事		非常勤監事		監事合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
00名	20	69.0	1	3.4	1	3.4
01名	1	3.4	3	10.3	4	13.8
02名	1	3.4	19	65.5	20	69.0
03名	0	0.0	4	13.8	4	13.8
未回答	7	24.1	2	6.9	0	0.0
合計	29	100.0	29	100.0	29	100.0

会計監査人

	実数	%
有	23	79.3
無	5	17.2
未回答	1	3.4
合計	29	100.0

職員

	常勤職員		非常勤職員		職員合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
00名	1	3.4	14	48.3	1	3.4
01名 ～ 05名	11	37.9	5	17.2	10	34.5
06名 ～ 10名	3	10.3	1	3.4	4	13.8
11名 ～ 15名	3	10.3	0	0.0	2	6.9
16名 ～ 20名	4	13.8	0	0.0	3	10.3
21名 ～ 00名	5	17.2	2	6.9	7	24.1
未回答	2	6.9	7	24.1	2	6.9
合計	29	100.0	29	100.0	29	100.0

監事の専門分野（複数回答）

	実数	%
弁護士	0	0.0
公認会計士	7	20.6
税理士	5	14.7
その他	22	64.7
合計	34	100.0

「その他」の回答：元公務員、元ＪＡ職員、会社役員、金融機関社員、金融機関監査役など

一般社団法人（N=20）

社員

	実数	%
00名	1※	5.0
01名 ～ 25名	5	25.0
26名 ～ 50名	3	15.0
51名 ～ 75名	1	5.0
76名 ～ 100名	0	0.0
101名 ～ 00名	6	30.0
未回答	4	20.0
合計	20	100.0

※ 社団法人において、社員０名は考えられないことから、誤回答と思われる。

社員以外の会員

	実数	%
00名	7	35.0
01名 ～ 50名	4	20.0
51名 ～ 100名	1	5.0
101名 ～ 00名	4	20.0
未回答	4	20.0
合計	20	100.0

代議員（代議員制を採用している場合）

	実数	%
00名	4	20.0
未回答	16	80.0
合計	20	100.0

理事

	常勤理事		非常勤理事		理事合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
00名	3	15.0	1	5.0	0	0.0
01名 ～ 03名	13	65.5	1	5.0	1	5.0
04名 ～ 06名	1	5.0	4	20.0	1	5.0
07名 ～ 09名	0	0.0	2	10.0	5	25.0
10名 ～ 00名	1	5.0	10	50.0	11	55.0
未回答	2	10.0	2	10.0	2	10.0
合計	20	100.0	20	100.0	20	100.0

監事

	常勤監事		非常勤監事		監事合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
00名	12	60.0	0	0.0	0	0.0
01名	1	5.0	0	0.0	0	0.0
02名	1	5.0	12	60.0	13	65.0
03名	0	0.0	6	30.0	5	25.0
04名	0	0.0	2	10.0	1	5.0
未回答	6	0.0	0	0.0	1	5.0
合計	20	100.0	20	100.0	20	100.0

会計監査人

	実数	%
有	3	15.0
無	14	70.0
未回答	3	15.0
合計	20	100.0

職員

	常勤職員		非常勤職員		職員合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
00名	0	0.0	6	30.0	0	0.0
01名 ～ 05名	3	15.0	1	5.0	3	15.0
06名 ～ 10名	5	25.0	0	0.0	5	25.0
11名 ～ 15名	2	10.0	0	0.0	2	10.0
16名 ～ 20名	2	10.0	0	0.0	2	10.0
21名 ～ 00名	5	25.0	1	5.0	5	25.0
未回答	3	15.0	12	60.0	3	15.0
合計	20	100.0	20	100.0	20	100.0

監事の専門分野（複数回答）

	実数	%
弁護士	0	0.0
公認会計士	0	0.0
税理士	6	26.1
その他	15	65.2
未回答	2	8.7
合計	23	100.0

「その他」の回答：地元自治体職員、学識経験者、会社役員、医師など

⑶　法人の事業について

①　貴法人の行う事業の目的について、該当するものをすべて選択して下さい。

	一般財団法人		一般社団法人		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
1　学術・科学技術	4	7.7	8	16.3	12	11.9
2　文化および芸術	5	9.6	1	2.0	6	5.9
3　被害者支援等	0	0.0	0	0.0	0	0.0
4　高齢者福祉	2	3.8	2	4.1	4	4.0
5　就労の支援	3	5.8	2	4.1	5	5.0
6　公衆衛生向上	1	1.9	4	8.2	5	5.0
7　児童等健全育成	0	0.0	1	2.0	1	1.0
8　勤労福祉	0	0.0	1	2.0	1	1.0
9　教育、スポーツ	2	3.8	1	2.0	3	3.0
10　犯罪防止等	0	0.0	0	0.0	0	0.0
11　事故災害防止	3	5.8	3	6.1	6	5.9
12　差別偏見防止	0	0.0	0	0.0	0	0.0
13　思想信教の自由	1	1.9	0	0.0	1	1.0
14　男女共同参画等	0	0.0	0	0.0	0	0.0
15　海外経済協力	0	0.0	1	2.0	1	1.0
16　地球環境保全	3	5.8	3	6.1	6	5.9
17　国土利用整備	2	3.8	3	6.1	5	5.0
18　国政の健全運営	1	1.9	1	2.0	2	2.0
19　地域社会発展	10	19.2	8	16.3	18	17.8
20　経済機会確保	1	1.9	1	2.0	2	2.0
21　物資等安定供給	0	0.0	2	4.1	2	2.0
22　消費者利益擁護	2	3.8	3	6.1	5	5.0
23　その他	12	23.1	4	8.2	16	15.8
合計	52	100.0	49	100.0	101	100.0

② 貴法人の行う事業の類型について、該当するものをすべて選択して下さい。

	一般財団法人		一般社団法人		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
1　検査検定	1	1.6	3	4.5	4	3.1
2　資格付与	1	1.6	4	6.0	5	3.8
3　講座、セミナー等	7	11.1	10	14.9	17	13.1
4　体験活動等	4	6.3	3	4.5	7	5.4
5　相談、助言	5	7.9	9	13.4	14	10.8
6　調査、資料収集	8	12.7	12	17.9	20	15.4
7　技術・研究開発	0	0.0	7	10.4	7	5.4
8　キャンペーン等	1	1.6	1	1.5	2	1.5
9　展示会、ショー	1	1.6	3	4.5	4	3.1
10　博物館等の展示	4	6.3	0	0.0	4	3.1
11　施設の貸与	5	7.9	3	4.5	8	6.2
12　資金貸与等	1	1.6	0	0.0	1	0.8
13　助成（応募型）	8	12.7	1	1.5	9	6.9
14　表彰、コンクール	3	4.8	4	6.0	7	5.4
15　競技会	0	0.0	1	1.5	1	0.8
16　自主公演	2	3.2	0	0.0	2	1.5
17　主催講演	4	6.3	0	0.0	4	3.1
18　上記以外	8	12.7	6	9.0	14	10.8
合計	63	100.0	67	100.0	130	100.0

③ 貴法人では上記の目的事業の他に、収益事業等（収益事業や法人の構成員を対象として相互扶助等の事業）を行っていますか。

	一般財団法人		一般社団法人		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
1　行っている	18	62.1	12	60.0	30	61.2
2　行っていない	10	34.5	6	30.0	16	32.7
未回答	1	3.4	2	10.0	3	6.1
合計	29	100.0	20	100.0	49	100.0

⑷　法人の財務について

① 貴法人の資産総額は、次のどれに該当しますか。該当するものを一つだけ選択して下さい。

	一般財団法人		一般社団法人		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
1　１千万円未満	1	3.4	1	5.0	2	4.1
2　１千万円以上 ５千万円未満	2	6.9	2	10.0	4	8.2
3　５千万円以上 １億円未満	3	10.3	0	0.0	3	6.1
4　１億円以上 ５億円未満	8	27.6	9	45.0	17	34.7
5　５億円以上 10億円未満	3	10.3	0	0.0	3	6.1
6　10億円以上	11	37.9	8	40.0	19	38.8
未回答	1	3.4	0	0.0	1	2.0
合計	29	100.0	20	100.0	49	100.0

② 貴法人の負債総額は、次のどれに該当しますか。該当するものを一つだけ選択して下さい。

	一般財団法人		一般社団法人		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
1　１千万円未満	11	37.9	3	15.0	14	28.6
2　１千万円以上 ５千万円未満	3	10.3	7	35.0	10	20.4
3　５千万円以上 １億円未満	2	6.9	1	5.0	3	6.1
4　１億円以上 ５億円未満	3	10.3	3	15.0	6	12.2
5　５億円以上 10億円未満	1	3.4	2	10.0	3	6.1
6　10億円以上	8	27.6	4	20.0	12	24.5
未回答	1	3.4	0	0.0	1	2.0
合計	29	100.0	20	100.0	49	100.0

③ 貴法人の正味財産（資産総額と負債総額の差額）の額をご記入下さい。

	一般財団法人		一般社団法人		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
１千万円未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0
１千万円以上 ５千万円未満	2	6.9	2	10.0	4	8.2
５千万円以上 １億円未満	3	10.3	2	10.0	5	10.2
１億円以上 ５億円未満	9	31.0	7	35.0	16	32.7
５億円以上 10億円未満	3	10.3	3	15.0	6	12.2
10億円以上	10	34.5	4	20.0	14	28.6
未回答	2	6.9	2	10.0	4	8.2
合計	29	100.0	20	100.0	49	100.0

④ 貴法人の収入（収益）総額は、次のどれに該当しますか。該当するものを一つだけ選択して下さい。

	一般財団法人		一般社団法人		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
１　１百万円未満	2	6.9	2	10.0	4	8.2
２　１百万円以上 １千万円未満	0	0.0	1	5.0	1	2.0
３　１千万円以上 ５千万円未満	5	17.2	2	10.0	7	14.3
４　５千万円以上 １億円未満	6	20.7	3	15.0	9	18.4
５　１億円以上	16	55.2	11	55.0	27	55.1
未回答	0	0.0	1	5.0	1	2.0
合計	29	100.0	20	100.0	49	100.0

⑤ 貴法人の寄附金収入（補助金収入を除く。）の総額は、次のどれに該当しますか。該当するものを一つだけ選択して下さい。

	一般財団法人		一般社団法人		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
1　０円	25	86.2	18	90.0	43	87.8
2　１円以上 １百万円未満	1	3.4	2	10.0	3	6.1
3　１百万円以上 １千万円未満	2	6.9	0	0.0	2	4.1
4　１千万円以上 ５千万円未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0
5　５千万円以上 １億円未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0
6　１億円以上	0	0.0	0	0.0	0	0.0
未回答	1	3.4	0	0.0	1	2.0
合計	29	100.0	20	100.0	49	100.0

⑥ 貴法人の補助金収入（寄附金収入を除く。）の総額は、次のどれに該当しますか。該当するものを一つだけ選択して下さい。

	一般財団法人		一般社団法人		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
1　０円	21	72.4	12	60.0	33	67.3
2　１円以上 １百万円未満	0	0.0	2	10.0	2	4.1
3　１百万円以上 １千万円未満	3	10.3	4	20.0	7	14.3
4　１千万円以上 ５千万円未満	3	10.3	1	5.0	4	8.2
5　５千万円以上 １億円未満	1	3.4	1	5.0	2	4.1
6　１億円以上	1	3.4	0	0.0	1	2.0
合計	29	100.0	20	100.0	49	100.0

⑦ 貴法人の会費収入の総額は、次のどれに該当しますか。該当するものを一つだけ選択して下さい。

	一般財団法人		一般社団法人		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
1　０円	20	69.0	4	20.0	24	49.0
2　１円以上 １百万円未満	2	6.9	1	5.0	3	6.1
3　１百万円以上 １千万円未満	1	3.4	4	20.0	5	10.2
4　１千万円以上 ５千万円未満	3	10.3	4	20.0	7	14.3
5　５千万円以上 １億円未満	0	0.0	1	5.0	1	2.0
6　１億円以上	3	10.3	6	30.0	9	18.4
合計	29	100.0	20	100.0	49	100.0

⑧ 貴法人の費用総額は、次のどれに該当しますか。該当するものを一つだけ選択して下さい。

	一般財団法人		一般社団法人		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
1　１百万円未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2　１百万円以上 １千万円未満	0	0.0	1	5.0	1	2.0
3　１千万円以上 ５千万円未満	8	27.6	2	10.0	10	20.4
4　５千万円以上 １億円未満	4	13.8	3	15.0	7	14.3
5　１億円以上	17	58.6	14	70.0	31	63.3
合計	29	100.0	20	100.0	49	100.0

⑨ 監事監査の対象について、該当するものをすべて選択して下さい。

	一般財団法人		一般社団法人		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
1　理事の業務執行 について	1	3.4	2	10.0	3	6.1
2　会計について	4	13.8	1	5.0	5	10.2
１と２の両方	24	82.8	17	85.0	41	83.7
合計	29	100.0	20	100.0	49	100.0

⑸　公益認定について

①　公益認定の状況について、該当するものを一つだけ選択して下さい。

	一般財団法人		一般社団法人		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
1　公益認定を検討したことはない（考えたことはない）	8	27.6	9	45.0	17	34.7
2　公益認定を過去に検討したことはあるが、現在は考えていない	19	65.5	10	50.0	29	59.2
3　公益認定の取得を現在検討している	0	0.0	1	5.0	1	2.0
4　公益認定を現在申請している	1	3.4	0	0.0	1	2.0
未回答	1	3.4	0	0.0	1	2.0
合計	29	100.0	20	100.0	49	100.0

１を選択の場合、②と③をご回答下さい。
２を選択の場合、②と③をご回答下さい。
３を選択の場合、④と⑤をご回答下さい。
４を選択の場合、④と⑤をご回答下さい。

②　公益認定の取得を検討していない（考えていない）理由について、該当するものをすべて選択して下さい。

	一般財団法人		一般社団法人		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
1　公益認定の手続きが煩雑であるから	9	16.1	4	12.1	13	14.6
2　公益認定の基準が厳しいから	16	28.6	9	27.3	25	28.1
3　公益認定後の遵守事項が面倒だから	8	14.3	5	15.2	13	14.6
4　公益認定後の行政庁の監督等が嫌だから	4	7.1	2	6.1	6	6.7
5　総じて、公益認定のメリットがないから（コストとベネフィットの観点から）	14	25.0	9	27.3	23	25.8
6　その他	3	5.4	4	12.1	7	7.9
未回答	2	3.6	0	0.0	2	2.2
合計	56	100.0	33	100.0	89	100.0

※　複数回答

※　①の設問において、１と２を選択した一般財団法人は27法人、一般社団法人は19法人である。

③ 公益認定の基準（公益法人認定法第５条）のうち、下記のどの基準が厳しいと思いますか。該当するものをすべて選択して下さい。

	一般財団法人		一般社団法人		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
1　法人の目的(１号)	8	11.3	4	10.8	12	11.1
2　経理的基礎および技術的能力（２号)	5	7.0	5	13.5	10	9.3
3　関係者等への特別利益供与の禁止（３・４号)	0	0.0	1	2.7	1	0.9
4　社会的信用に相応しくない事業の禁止（５号)	0	0.0	1	2.7	1	0.9
5　収支相償（６号)	17	23.9	7	18.9	24	22.2
6　収益事業等の公益目的事業実施への支障のおそれ（７号)	6	8.5	3	8.1	9	8.3
7　公益目的事業比率（８号)	18	25.4	10	27.0	28	25.9
8　遊休財産保有制限（９号)	5	7.0	0	0.0	5	4.6
9　一定数を超える親族・関係者等の理事・監事の就任制限(10・11号)	3	4.2	2	5.4	5	4.6
10　会計監査人の設置(12号)	3	4.2	1	2.7	4	3.7
11　理事等に対する報酬等の支給基準(13号)	0	0.0	0	0.0	0	0.0
12　理事会の設置(14号)	0	0.0	0	0.0	0	0.0
13　株式等の保有制限(15号)	1	1.4	0	0.0	1	0.9
14　不可欠特定財産の処分等に係る事項の定款規定(16号)	0	0.0	0	0.0	0	0.0
15　公益認定取消し等の場合における類似事業組織への財産贈与の定款規定(17号)	2	2.8	2	5.4	4	3.7
16　清算の場合における類似事業組織への財産帰属の定款規定(18号)	0	0.0	1	2.7	1	0.9
未回答	3	4.2	0	0.0	3	2.8
合計	71	100.0	37	100.0	108	100.0

※ 複数回答

※ ①の設問において、１と２を選択した一般財団法人は27法人、一般社団法人は19法人である。

④ 公益認定の取得を現在検討している、もしくは公益認定をすでに申請した理由について、該当するものをすべて選択して下さい。

	一般財団法人		一般社団法人		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
1　社会的な信用につながるから	1	50.0	0	0.0	1	33.3
2　より大きな税制上の優遇があるから	0	0.0	0	0.0	0	0.0
3　もともと公益法人であったから、「公益」の名称を付したいから	0	0.0	0	0.0	0	0.0
4　寄附を受けやすくなるから	0	0.0	0	0.0	0	0.0
5　公益目的支出計画の進捗状況から、公益認定が適当であると考えたから	1	50.0	1	100.0	2	66.7
6　その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	2	100.0	1	100.0	3	100.0

※ 複数回答

※ ①の設問において、３と４を選択した一般財団法人は１法人、一般社団法人は１法人である。

⑤ 前ページ④の公益認定の申請理由について、最優先したものを一つだけ選択して下さい。

	一般財団法人		一般社団法人		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
1　社会的な信用につながるから	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2　より大きな税制上の優遇があるから	0	0.0	0	0.0	0	0.0
3　もともと公益法人であったから、「公益」の名称を付したいから	0	0.0	1	100.0	1	50.0
4　寄附を受けやすくなるから	0	0.0	0	0.0	0	0.0
5　公益目的支出計画の進捗状況から、公益認定が適当であると考えたから	1	100.0	0	0.0	1	50.0
6　その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	1	100.0	1	100.0	2	100.0

※ ①の設問において、３と４を選択した一般財団法人は１法人、一般社団法人は１法人である。

⑹　税制について

① 税制上の区分について、該当するものを一つだけ選択して下さい。

	一般財団法人		一般社団法人		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
1　非営利性徹底法人（法人税法施行令３条１項）	21	72.4	16	80.0	37	75.5
2　共益型法人（法人税法施行令３条２項）	3	10.3	3	15.0	6	12.2
3　特定普通法人	2	6.9	1	5.0	3	6.1
4　わからない	2	6.9	0	0.0	2	4.1
未回答	1	3.4	0	0.0	1	2.0
合計	29	100.0	20	100.0	49	100.0

１を選択の場合、②と③をご回答下さい。
２を選択の場合、②と③をご回答下さい。
３を選択の場合、③のみご回答下さい。
４を選択の場合、③のみご回答下さい。

② 非営利性徹底法人および共益型法人に適用される収益事業課税についてどう思われますか。該当するものを一つだけ選択して下さい。

	一般財団法人		一般社団法人		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
1　とても満足している	0	0.0	1	5.3	1	2.3
2　ほぼ満足している	7	29.2	10	52.6	17	39.5
3　あまり満足していない	8	33.3	6	31.6	14	32.6
4　まったく満足していない	6	25.0	2	10.5	8	18.6
未回答	3	12.5	0	0.0	3	7.0
合計	24	100.0	19	100.0	43	100.0

※ ①の設問において、１と２を選択した一般財団法人は24法人、一般社団法人は19法人である。

③ 旧民法34条法人の時と比較して、移行認可後の租税負担について、該当するものを一つだけ選択して下さい。

	一般財団法人		一般社団法人		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
1　変わらない	11	37.9	11	55.0	22	44.9
2　増加した	14	48.3	7	35.0	21	42.9
3　減少した	2	6.9	1	5.0	3	6.1
未回答	2	6.9	1	5.0	3	6.1
合計	29	100.0	20	100.0	49	100.0

⑺　情報開示について

① 貴法人の情報開示の状況について、該当するものを一つだけ選択して下さい。

	一般財団法人		一般社団法人		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
1　すでに積極的に情報開示に取り組んでいる	17	58.6	14	70.0	31	63.3
2　積極的に情報開示に取り組もうとしている	4	13.8	4	20.0	8	16.3
3　あまり情報開示に取り組んでいない	7	24.1	2	10.0	9	18.4
4　情報開示に取り組んでいない	1	3.4	0	0.0	1	2.0
合計	29	100.0	20	100.0	49	100.0

② 貴法人の情報開示の媒体（方法）について、該当するものをすべて選択して下さい。

	一般財団法人		一般社団法人		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
1　事務所等での閲覧	25	51.0	13	41.9	38	47.5
2　貴法人のWEB上のサイト（ホームページ、ブログ、ＳＮＳなど）	19	38.8	16	51.6	35	43.8
3　他法人・他団体等のデータベースサイト	4	8.2	0	0.0	4	5.0
4　その他	1	2.0	2	6.5	3	3.8
合計	49	100.0	31	100.0	80	100.0

※ 複数回答

③ 貴法人の情報開示の内容について、該当するものをすべて選択して下さい。

	一般財団法人		一般社団法人		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
1　法人概要（定款など）	26	23.2	15	20.0	41	21.9
2　事業概要（事業計画書や事業報告書など）	22	19.6	14	18.7	36	19.3
3　予算書	17	15.2	9	12.0	26	13.9
4　財務諸表（貸借対照表や正味財産増減計算書など）	25	22.3	19	25.3	44	23.5
5　役員名簿	21	18.8	15	20.0	36	19.3
6　その他	1	0.9	3	4.0	4	2.1
合計	112	100.0	75	100.0	187	100.0

※ 複数回答

Ⅳ　ヒアリング調査

１　Ｙ公益財団法人

⑴　法人の概要

Ｙ公益財団法人（以下、Ｙ公益法人という。）は、1949（昭和24）年に地域の公衆衛生の向上を目的として発足した財団法人である。公益財団法人への移行認定（公益認定）を都道府県の公益認定等委員会において受け、2012（平成24年）年４月に公益財団法人となっている。

Ｙ公益法人の機関等の基本情報、事業、財務の状況は次の通りである。

基本情報	
評議員	15名
理事	12名（常勤６名、非常勤６名）
会計監査人	なし
監事	２名（非常勤、公認会計士および税理士）
職員	340名（常勤240名、非常勤100名）
事業	
事業目的	公衆衛生向上
事業類型	検査検定、講座・セミナー等、相談・助言、調査・資料収集など
収益事業等の有無	有
公益目的事業の比率	90％以上
財務	
資産総額	10億円以上
負債総額	10億円以上
正味財産	30.3億円
収益総額	１億円以上
費用総額	１億円以上
公益目的事業収入	10億円以上
公益目的事業費用	10億円以上
監事監査の対象	理事の業務執行および会計

⑵　質問事項

移行認定のスケジュールについて

「アンケート（５）移行認定（公益認定）について」の設問の①において、移行認定の申請について、「法人内で時間を掛けて検討した」との回答があったことから、法人内での検討および申請のスケジュールについて質問を行った。

Ｙ公益法人からは次のような回答があった。

- 移行認定を受ける約２年前に、常務理事会において公益認定を受けて、公益財団法人を目指すことを決議した。
- なお、常務理事会での議案提出・決議に先立ち、法人事務局では公益認定に関する研修会やセミナーなどに参加し、知識を得ようと努めた。
- 公益認定の申請から認定までの期間は、約４ヶ月であった。
- 公益認定の申請書の作成等については、コンサルタントに依頼して行った。

Ｙ公益法人では、２年以上の時間とコストを掛けて公益認定の申請を行ったことがわかる。また申請書の作成においては、専門的知識を有するコンサルタントの存在が大きかったことがわかる。

移行認定の手続きについて

「アンケート（５）移行認定（公益認定）について」の設問の④において、移行認定の手続きの当時の状況について、「手続きはとても大変であった」との回答があり、また自由記述欄に「申請先担当者の不勉強」と具体的な記載があったことから、申請先担当者の不勉強の詳細について、またそれ以外で、手続き上、大変であると感じたことはなかったかについて質問を行った。

Ｙ公益法人からは次のような回答があった。

- 公益認定等委員会からの質問への対応が一番困った。委員会からは全部で108の質問項目についての問い合わせがあり、すべての項目について書面で対応しなければならなかった。
- 質問項目の中には、例えば「企業年金とは何か。」などの一般的な質問も含まれており、担当者の不勉強を感じずにはいられなかった。
- 質問事項への対応は、事務局長および経理のスタッフの２名で対応した。

移行認定の手続きにおいては、公益認定等委員会の担当者とのやり取りが一番大変であったとのことであったが、これは新公益法人制度のスタートから間もないこともあり、担当者も公益認定の事務作業に不慣れであったり、知識不足であったりしたことに起因すると思われる。

公益認定基準について

「アンケート（５）移行認定（公益認定）について」の設問の⑤において、公益認定基準のうち、１号基準（法人の目的）と６号基準（収支相償）が厳しいと回答があったことから、その理由について質問を行った。

Ｙ公益法人からは次のような回答があった。

- １号基準（法人の目的）については、公益認定等委員会の担当者に法人の目的について理解してもらうのが大変であった。
- ６号基準（収支相償）については、公益目的事業においてもある一定の利益（黒字）を出していかなければ、継続的に経営を行っていくことが困難となる。

収支相償の６号基準については、新公益法人制度のスタート前から厳しいとの意見が

あったが、法人の目的の１号基準も厳しいとの意見であった。公益認定等委員会の担当者に説明を繰り返し行う必要があったということは、言い換えれば、申請書や定款における「法人の目的」を表現する文章の重要性を感じる。他者が読んで、申請を行う一般法人がいかに公益の増進に寄与するか、その公益性がどのように社会に還元されるかが理解できるものでなければならないのであろう。

収益事業について

「アンケート（３）事業について」の設問の③において、収益事業を行っているとの回答があり、Ｙ公益法人のホームページから３つの収益事業を実施していることがわかったので、収益事業の具体的な内容等についての質問を行った。

Ｙ公益法人からは次のような回答があった。

- Ｙ公益法人は、従来、法人で行っているすべての事業は公益目的であると理解してきたが、公益認定等委員会とのやり取りの中で、公益認定等委員会の指示（指導）により、３事業を収益事業に区分することになった。
- Ｙ公益法人と類似の公益目的事業を行っている法人の公益認定において、Ｙ公益法人において収益事業とされた事業（施設貸与事業）は、他法人では収益事業とされていないことがわかっており、都道府県によって判断が異なり、対応の温度差を感じている。
- ３事業のうち、１事業（検査事業）については企業などの様々な機関との競合関係にあり、採算が合わないために事業を中止した。
- 従来、Ｙ公益法人の行うすべての事業は、法人税法上の収益事業（特掲34業種）に該当することから、収益事業課税の対象となっていた。

税制について

「アンケート（６）税制について」の設問の②において、旧民法法人の時と比較して、公益認定後の租税負担が「増加した」と回答があった。従来、すべての事業が収益事業課税の対象であったのが、公益認定を受けたことにより、本来の公益目的事業については非課税の取扱いへ変更していることから、一般的に考えると租税負担額は減少すると考えられることから、租税負担額の増加の理由について質問を行った。

Ｙ公益法人からは次のような回答があった。

- 法人全体としては赤字であるが、公益目的以外の収益事業収益の増加に伴い租税負担額が増加している。

Ｙ公益法人の公表財務諸表からは、公益認定後、２年間の租税負担額は減少しており、これは公益法人に認められる本来の公益目的事業への非課税（従来は、収益事業課税が行われていた部分）によるものであると考えられるが、直近年度の租税負担額の増加は収益事業収益の増加であることを確認することができた。

全体的なコメント等

上述の回答に加え、下記のようなコメントもあった。

- 各都道府県において類似事業を行っている法人があるが、それらの法人との意見交換

（横のつながりによる情報共有）において、地域による行政庁の対応の違いを感じている。ほとんど同じ事業を行いながら、公益法人としてではなく、一般法人として活動している法人もある。

- もともと公益法人であったから、公益認定を受けたかったという回答があったので、「公益」という名称のもつ意味を聞いたところ、「社会的評価」、「役所での指名入札への影響」という回答があった。Ｙ公益法人にとっては、「公益」法人であることのコストを超過する便益を享受しているとのことであった。
- 公益認定後の事務作業については、公益認定前と比べて大きな変化はないとのことであった。ただし、公益法人会計についていえば、公益法人会計基準の内訳表の作成は負担が大きく、特に共通経費をどのように費用配分するかの難しさを感じているとのことであった。
- 移行後、３年目に行政庁の定期的な調査（３名）があったが、特に問題点などの指摘はなかったとのことである。

２　Ｔ一般社団法人

⑴　法人の概要

Ｔ一般社団法人（以下、Ｔ一般法人という。）は、1961（昭和36）年に労働者の労働資質の向上、労働福祉の改善などを目的として発足した労働省所管（当事）の社団法人である。2013（平成25）年４月に一般社団法人への移行認可を受けて、移行認定を受けず一般社団法人としてスタートしている。

Ｔ一般法人の機関等の基本情報、事業、財務の状況は次の通りである。

基本情報	
社員	36名
理事	３名（常勤２名、非常勤１名）
会計監査人	なし
監事	２名（非常勤、税理士）
職員	１名（常勤）
事業	
事業目的	高齢者福祉、就労の支援、勤労者福祉、地域社会発展、労働相談所
事業類型	講座・セミナー等、相談・助言、施設の貸与
収益事業等の有無	有
財務	
資産総額	１億円以上５億円未満
負債総額	１千万円以上５千万円未満
正味財産	1.39億円
収益総額	５千万円以上１億円未満
費用総額	１億円以上
監事監査の対象	理事の業務執行および会計

⑵　質問事項

法人の沿革・事業内容について

ヒアリング前のホームページを通じた法人情報の調査において、1999（平成11）年に事業転換をしていることが判明したため、1961（昭和36）年の設立時の背景や設立当初の事業活動、またどのような事業転換が行われたかなどについて質問を行った。

Ｔ一般法人からは次のような回答があった。

- Ｔ一般法人は東京近郊の高度成長期には工業地域として発展した場所にあったことから、設立時は、労働者のためのホテル・結婚式場の事業を行っていた。
- ホテル・結婚式場の事業は時代の変化の中で累積負債を生み、また社会のニーズとも合わなくなったこともあり、テナント・ビル運営へと事業転換を行った。ホテル・結婚式場の時には数多くの常勤・非常勤の職員がいたが、現在では理事長、常勤理事および事務の３名で運営を行っている。法人の会計は外部に委託している。

会計の区分について

ホームページにおいて公表されている財務諸表をみると、一般会計と公益会計に区分されていることから、会計の区分と事業内容との関連性について質問を行った。

Ｔ一般法人からは次のような回答があった。

- 一般会計はテナント・ビル運営であり、公益会計は労働福祉に関わる事業である。労働福祉に関わる事業として、労働福祉講座の開催、労働福祉相談の実施、地方自治体における職業能力開発などに関わる講習会の開催などであった。

なお、経理業務については、基本的に外部委託して行っているとのことであった。

公益認定について

「アンケート（５）公益認定（移行認定）について」の設問の①において、「公益認定の取得を現在検討している」との回答があったことから、公益認定を検討している理由や検討状況について質問を行った。

Ｔ一般法人からは次のような回答があった。

- 発足当時から社団法人として地域で活動してきたことから、以前と同様に「公益法人」として活動を行っていきたい。また役所との関係で、一般法人であるよりも公益法人であることが良いと思っている。
- 新公益法人制度における公益認定制度を理解するために、セミナーなどに参加したり、公益法人の情報誌を読んだりしたが、公益法人になりたいとの思いはあるが、実際には公益認定の種々の条件をクリアーすることは現状では難しいと思っている。
- 公益活動を行うためには、人を増やす必要があり、人材育成の観点からも難しい。

Ⅴ　まとめ

新公益法人制度の普及の現状を調査するために、旧民法法人がどのように新公益法人制度に移行したかについて、アンケート調査およびヒアリング調査を行い、その結果について上述した。本節では調査結果をまとめると同時に、この調査結果から得られる含意について言及する。

調査結果をまとめるにあたり、まず、本調査の限界を明確にしておきたい。アンケート調査の回収数・回収率は著しく少ないという点である。当初、アンケート調査の結果については統計処理を行い、相関関係などの分析を行う予定であった。しかし、調査票の回収結果を単純集計するにとどまっており、限られた調査結果から、旧民法法人の新公益法人制度への対応について一定の傾向を推察せざるを得なかった。

そこで以下では、本調査で設定した次の２つの仮説（２−１）について、若干の検証を行うことにする。

仮説１	公益法人への移行認定の主な目的の１つは、税の特別措置にある。
仮説２	一般法人への移行認可の主な理由の１つは、公益認定（移行認定）に基づく種々の規制（財務三基準など）に煩わされることなく、事業活動を行うことにある。

仮説１「公益法人への移行認定の主な目的の１つは、税の特別措置にある。」は、新公益法人制度に伴う旧民法法人から公益法人へという移行認定の選択に関するものである。

公益財団法人および公益社団法人の双方において、移行認定の一番の目的は税制上の特別措置ではなく、「公益」という名称が「社会的な信用につながる」ことへの期待であったことがアンケート結果から明らかとなっている。また公益財団法人においては、今まで「公益法人」であったので、「公益」の名称を引き続き使用したいという理由も、税制上の特別措置よりも多くの回答があり、「公益法人」という名称への強いあこがれをうかがい知ることもできる。ヒアリング調査からも、アンケート結果を裏付ける意見を公益財団法人のみならず、一般社団法人においても聞くことができた。

公益認定の手続きについては、公益認定を受けた法人においても、「大変であった」、「とても大変であった」との意見が過半数を超えていた（公益財団法人67.9%、公益社団法人85.7%）。上述したようにアンケートの回収数・回収率の問題からクロス分析を行っていないが、アンケート結果においては、「収支相償」や「遊休財産保有制限」の基準の厳しさを指摘する回答が多く、このような公益認定基準を充足することの大変さを感じたのかもしれない。またヒアリング調査からは、公益認定の実際の手続きにおける公益認定等委員会の担当者とのやり取りの難しさを指摘する意見もあったことから、多くの公益財団法人および公益社団法人においても同様の経験をしていたのかもしれない。

以上の検討を踏まえると、仮説１について、今回のアンケート結果からは公益法人への移行認定の主な目的が「税の特別措置」であったとは言い切ることはできないであろう。

仮説２「一般法人への移行認可の主な理由の１つは、公益認定（移行認定）に基づく種々の規制（財務三基準など）に煩わされることなく、事業活動を行うことにある。」は、新公益法人制度に伴う旧民法法人から一般法人へという移行認可の選択に関するものである。

アンケート結果からは、一般財団法人および一般社団法人の双方において、過半数以上の法人が公益認定を過去に検討はしているものの、「公益認定の基準が厳しい」、「(コストを勘案すると）公益認定のメリットがない」、「公益認定の手続きの煩雑さ」、「公益認定後の遵守事項が面倒」等の理由により、移行認可を受けて一般法人になっている現状をうかがい知ることができる。また、公益認定の基準（公益認定法第５条）については、「収支相償（６号)」および「公益目的事業費率（８号)」の基準が厳しいと考えている法人が多いことも明らかとなっている。このようなアンケート結果からは、公益認定に係る種々の規制を検討した結果、「積極的」とはいえないまでも、一般法人への移行を選択したものと考えられる。

ヒアリング調査においては、公益認定を受けて公益法人への移行を望みつつも、公益認定の基準を充足できないことを理由に一般法人として活動しているとの意見であった。つまり、ヒアリング調査を行った当該法人においては積極的な理由というよりも、むしろ消極的な理由により、一般法人への移行認可を選択していることを示唆している。

以上を勘案すると、積極的に仮説が支持されるとまでいいきることはできないが、仮説２は支持される、と考えることができよう。

さいごに、調査結果から得られる含意について若干のコメントを付することにする。調査結果からもわかるように、公益認定のプロセスは決して容易なものではなく、大変な苦労をして得た公益認定であるにもかかわらず、最近、公益認定の取消を自主的に申請する法人が増加している。取消の自主申請の理由は様々であるが、公益認定のプロセスは税制上の特別措置を受けるのに必要最低限の要件を提示していると考えるならば、その要件を充足できないことを自ら意思表示していると考えることもできる。上述したように、従来からの「公益法人」の名称への強い執着心から公益認定を受けた法人も多いと思われるが、公益認定は一度きりのことではなく、認定要件の継続的な充足が求められることから、今後は公益認定を受けるにあたっては、理事会などの意思決定機関においては公益認定のメリット・デメリットのみならず、そのコストとベネフィットを勘案することの重要性を指摘することができる。

[謝辞]

アンケート票の作成、回収およびデータ入力作業等は島村真佐利氏（全国公益法人協会）の全面的な協力を受けた。ここに記して感謝したい。

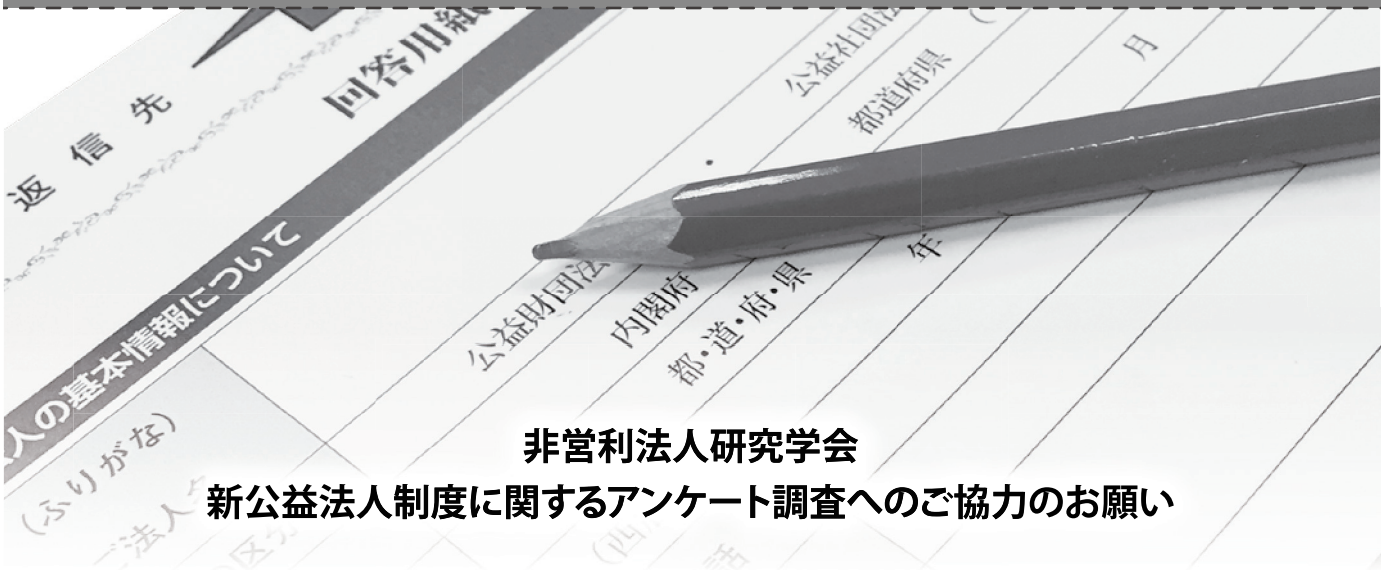

非営利法人研究学会
新公益法人制度に関するアンケート調査へのご協力のお願い

非営利法人研究学会は、公益法人・一般法人をはじめとした非営利法人の諸問題の研究を目的とし、会計学・経営学・経済学等の分野の研究者及び実務家から構成される学術団体です。

現在、新制度の問題点を探るべく、新公益法人制度普及啓発委員会（法人化分科会代表 吉田忠彦【近畿大学】、調査分科会代表 岡村勝義【神奈川大学】）を設置し、制度の現状調査を進めています。

本アンケートは全国公益法人協会の協力のもと、本誌『公益・一般法人』の読者の皆様から直接、現行制度へのご意見を伺うことを目的としています。お寄せいただいたご意見は、学問分野の研究等の参考にさせていただきますので、ご多忙のところ大変恐縮ですが、ご協力のほど、何卒、宜しくお願い申し上げます。

アンケート調査のきまり

1　回答方法

・質問については、この後に続く頁（公益法人用は●頁、一般法人用は●頁）をご覧下さい。

・回答は、本誌に同封された別刷の用紙をご利用下さい。

2　回答の際の注意

・理事による調査票への記入を期待しておりますが、適当と考えられる方で結構です。

・理想とする意見ではなく、記入者ご自身の経験と判断に基づく実際的な回答をお願い致します。

3　情報の取扱いについて

提出いただいた情報は、内容の確認等のご連絡に利用させていただくことはありますが、本研究の研究目的以外に利用致しません。調査にご協力頂きました回答者および組織等を特定できる情報を公表することも絶対にありません。

なお、調査内容を研究活動に利用するにあたっても、回答者および組織等を連想されることがないように十分に配慮致します。

4　回答提出の締切日

平成27年12月1日（火）

※なお、本調査の集計結果等は本誌『公益・一般法人』及び弊学会誌にて公表する予定です。

5　回答の提出方法

・別刷の回答をご記入の上、下記の方法にてお送り下さいますようお願い申し上げます。
FAX：03-3278-8370（担当：非営利法人研究学会事務局　島村）

・上記に加えて、インターネットでもご回答いただけます。以下のURLのサイトをご利用下さい。
URL：●●●●

アンケート質問事項
公益財団法人・公益社団法人用

⑴ 貴法人の基本情報について

同封の公益財団法人・公益社団法人用のアンケート回答用紙1にご記入ください。

⑵ 機関について

①及び②は、アンケート回答用紙１にご記入ください。

③監事の専門分野（職種）についてお尋ねします。（以下、アンケート回答用紙２にご記入下さい。）

1　弁護士　　2　公認会計士　　3　税理士　　4　その他（具体的にご記入下さい）

⑶ 事業について

①貴法人の行う事業の目的について、該当するものをすべて選択して下さい。

1　学術・科学技術	7　児童等健全育成	13　思想信教の自由	19　地域社会発展
2　文化および芸術	8　勤労者福祉	14　男女共同参画等	20　経済機会確保
3　被害者支援等	9　教育、スポーツ	15　海外経済協力	21　物資等安定供給
4　高齢者福祉	10　犯罪防止等	16　地球環境保全	22　消費者利益擁護
5　就労の支援	11　事故災害防止	17　国土利用整備	23　その他（具体的にご記入下さい）
6　公衆衛生向上	12　差別偏見防止	18　国政の健全運営	

②貴法人の行う事業の類型について、該当するものをすべて選択して下さい。

1　検査検定	6　調査、資料収集	11　施設の貸与	16　自主公演
2　資格付与	7　技術・研究開発	12　資金貸与等	17　主催公演
3　講座、セミナー等	8　キャンペーン等	13　助成（応募型）	18　上記以外（具体的にご記入下さい）
4　体験活動等	9　展示会、ショー	14　表彰、コンクール	
5　相談、助言	10　博物館等の展示	15　競技会	

③貴法人では上記の目的事業の他に、収益事業等（収益事業や法人の構成員を対象として行う相互扶助等の事業）を行っていますか。

1　行っている　　2　行っていない

④貴法人の行う公益目的事業の比率について、該当するものを一つだけ選択して下さい。

1　９０％以上
2　８０％以上９０％未満
3　７０％以上８０％未満
4　６０％以上７０％未満
5　６０％未満

⑷ 財務について（金額については、直近値でご回答下さい。）

①貴法人の資産総額は、次のどれに該当しますか。該当するものを一つだけ選択して下さい。

1　１千万円未満
2　１千万円以上５千万円未満
3　５千万円以上１億円未満
4　１億円以上５億円未満
5　５億円以上10億円未満
6　10億円以上

②貴法人の負債総額は、次のどれに該当しますか。該当するものを一つだけ選択して下さい。

1　１千万円未満
2　１千万円以上５千万円未満
3　５千万円以上１億円未満
4　１億円以上５億円未満
5　５億円以上10億円未満
6　10億円以上

③貴法人の正味財産（資産総額と負債総額の差額）の額をご記入下さい。

④貴法人の収入（収益）総額は、次のどれに該当しますか。該当するものを一つだけ選択して下さい。

1　１百万円未満
2　１百万円以上１千万円未満
3　１千万円以上５千万円未満
4　５千万円以上１億円未満
5　１億円以上

⑤貴法人の寄附金収入（補助金収入を除く）の総額は、次のどれに該当しますか。該当するものを一つだけ選択して下さい。

1　0円
2　1円以上1百万円未満
3　1百万円以上1千万円未満
4　1千万円以上5千万円未満
5　5千万円以上1億円未満
6　1億円以上

⑥貴法人の補助金収入（寄附金収入を除く）の総額は、次のどれに該当しますか。該当するものを一つだけ選択して下さい。

1　0円
2　1円以上1百万円未満
3　1百万円以上1千万円未満
4　1千万円以上5千万円未満
5　5千万円以上1億円未満
6　1億円以上

⑦貴法人の会費収入の総額は、次のどれに該当しますか。該当するものを一つだけ選択して下さい。

1　0円
2　1円以上1百万円未満
3　1百万円以上1千万円未満
4　1千万円以上5千万円未満
5　5千万円以上1億円未満
6　1億円以上

⑧貴法人の費用総額は、次のどれに該当しますか。該当するものを一つだけ選択して下さい。

1　1百万円未満
2　1百万円以上1千万円未満
3　1千万円以上5千万円未満
4　5千万円以上1億円未満
5　1億円以上

⑨貴法人の行う公益目的事業収入（公益目的事業の対価収入の額）は、次のどれに該当しますか。該当するものを一つだけ選択して下さい。。

1　1千万円未満
2　1千万円以上5千万円未満
3　5千万円以上1億円未満
4　1億円以上5億円未満
5　5億円以上10億円未満
6　10億円以上

⑩貴法人の行う公益目的事業費用（公益目的事業を実施するために支出した費用の額）は、次のどれに該当しますか。該当するものを一つだけ選択して下さい。

1　1千万円未満
2　1千万円以上5千万円未満
3　5千万円以上1億円未満
4　1億円以上5億円未満
5　5億円以上10億円未満
6　10億円以上

⑪監事監査の対象について、該当するものをすべて選択して下さい。

1　理事の業務執行について
2　会計について

⑸ 移行認定（公益認定）について

①移行認定の申請時を振り返り、その時の状況について該当するものを一つだけ選択して下さい。

1　移行認定の申請をすぐに決めた
2　移行認定の申請について、法人内で時間を掛けて検討した

②移行認定の申請理由について、該当するものをすべて選択して下さい。

1　社会的な信用につながるから
2　より大きな税制上の優遇があるから
3　寄附を受けやすくなるから
4　もともと公益法人であったから、「公益」の名称を付したいから
5　その他（具体的にご記入下さい）

③上記②の移行認定の申請理由について、最優先したものを一つだけ選択して下さい。

1　社会的な信用につながるから
2　より大きな税制上の優遇があるから
3　寄附を受けやすくなるから
4　もともと公益法人であったから、「公益」の名称を付したいから
5　その他（具体的にご記入下さい）

④移行認定の申請手続きを振り返り、その時の状況について該当するものをすべて選択して下さい。

1　手続きは非常にスムーズであった
2　手続きは比較的スムーズであった
3　手続きは思っていたほど、大変ではなかった
4　手続きは大変であった
5　手続きはとても大変であった
6　その他（具体的にご記入下さい）

⑤公益認定の基準（公益法人認定法第５条）のうち、下記のどの基準が厳しいと思いますか。該当するものをすべて選択して下さい。

1　法人の目的（１号）
2　経理的基礎および技術的能力（２号）
3　関係者等への特別利益供与の禁止（３・４号）
4　社会的信用に相応しくない事業の禁止（５号）
5　収支相償（６号）
6　収益事業等の公益目的事業実施への支障のおそれ（７号）
7　公益目的事業比率（８号）
8　遊休財産保有制限（９号）
9　一定数を超える親族・関係者等の理事・監事の就任制限（10・11号）
10　会計監査人の設置（12号）
11　理事等に対する報酬等の支給基準（13号）
12　理事会の設置（14号）
13　株式等の保有制限（15号）
14　特定財産の処分等に係る事項の定款規定（16号）
15　公益認定取消し等の場合における類似事業組織への財産贈与の定款規定（17号）
16　清算の場合における類似事業組織への財産帰属の定款規定（18号）

また、特に厳しいと思うものがあれば、回答用紙2の(5)⑤の(　)内にご記入をお願いします。

⑹ 税制について

①公益法人に適用される税制上の措置について、最も重要だと思われるものを一つだけ選択して下さい。

1　収益事業課税
2　公益目的事業に該当する法人税法上の収益事業の非課税扱い
3　みなし寄附金制度
4　特定公益増進法人としての寄附金の優遇措置

②旧民法34条法人の時と比較して、移行認可後の租税負担について、該当するものを一つだけ選択して下さい。

1　変わらない　　2　増加した　　3　減少した

⑺ 情報開示について

①貴法人の情報開示の状況について、該当するものを一つだけ選択して下さい。

1　すでに積極的に情報開示に取り組んでいる
2　積極的に情報開示に取り組もうとしている
3　あまり情報開示に取り組んでいない
4　情報開示に取り組んでいない

②貴法人の情報開示の媒体（方法）について、該当するものをすべて選択して下さい。

1　事務所等での閲覧
2　貴法人のWEB上のサイト（ホームページ、ブログ、SNSなど）
3　他法人・他団体等のデータベースサイト
4　その他（具体的にご記入下さい。）

③貴法人の情報開示の内容について、該当するものをすべて選択して下さい。

1　法人概要（定款など）
2　事業概要（事業計画書や事業報告書など）
3　予算書
4　財務諸表（貸借対照表や正味財産増減計算書など）
5　役員名簿
6　その他（具体的にご記入下さい）

アンケートは以上です。ご協力を頂き誠にありがとうございました。新公益法人制度（税制を含む）についてご要望等ございましたら、回答用紙の裏面などにご記入いただき、お送りくださいますようお願い申し上げます。

アンケート質問事項
一般財団法人・一般社団法人用

⑴ 貴法人の基本情報について

同封の一般財団法人・一般社団法人用のアンケート回答用紙１にご記入ください。

⑵ 機関について

①及び②は、アンケート回答用紙１にご記入ください。

③監事の専門分野（職種）についてお尋ねします。（以下、アンケート回答用紙２にご記入下さい。）

1　弁護士　　2　公認会計士　　3　税理士　　4　その他（具体的にご記入下さい）

⑶ 事業について

①貴法人の行う事業の目的について、該当するものをすべて選択して下さい。

1　学術・科学技術	7　児童等健全育成	13　思想信教の自由	19　地域社会発展
2　文化および芸術	8　勤労者福祉	14　男女共同参画等	20　経済機会確保
3　被害者支援等	9　教育、スポーツ	15　海外経済協力	21　物資等安定供給
4　高齢者福祉	10　犯罪防止等	16　地球環境保全	22　消費者利益擁護
5　就労の支援	11　事故災害防止	17　国土利用整備	23　その他（具体的にご記入下さい）
6　公衆衛生向上	12　差別偏見防止	18　国政の健全運営	

②貴法人の行う事業の類型について、該当するものをすべて選択して下さい。

1　検査検定	6　調査、資料収集	11　施設の貸与	16　自主公演
2　資格付与	7　技術・研究開発	12　資金貸与等	17　主催公演
3　講座、セミナー等	8　キャンペーン等	13　助成（応募型）	18　上記以外（具体的にご記入下さい）
4　体験活動等	9　展示会、ショー	14　表彰、コンクール	
5　相談、助言	10　博物館等の展示	15　競技会	

③貴法人では上記の目的事業の他に、収益事業等（収益事業や法人の構成員を対象として行う相互扶助等の事業）を行っていますか。

1　行っている　　2　行っていない

⑷ 財務について（金額については、直近値でご回答下さい。）

①貴法人の資産総額は、次のどれに該当しますか。該当するものを一つだけ選択して下さい。

1　１千万円未満
2　１千万円以上５千万円未満
3　５千万円以上１億円未満
4　１億円以上５億円未満
5　５億円以上10億円未満
6　10億円以上

②貴法人の負債総額は、次のどれに該当しますか。該当するものを一つだけ選択して下さい。

1　１千万円未満
2　１千万円以上５千万円未満
3　５千万円以上１億円未満
4　１億円以上５億円未満
5　５億円以上10億円未満
6　10億円以上

③貴法人の正味財産（資産総額と負債総額の差額）の額をご記入下さい。

④貴法人の収入（収益）総額は、次のどれに該当しますか。該当するものを一つだけ選択して下さい。

1　１百万円未満
2　１百万円以上１千万円未満
3　１千万円以上５千万円未満
4　５千万円以上１億円未満
5　１億円以上

⑤貴法人の寄附金収入（補助金収入を除く）の総額は、次のどれに該当しますか。該当するものを一つだけ選択して下さい。

1　０円
2　１円以上１百万円未満
3　１百万円以上１千万円未満
4　１千万円以上５千万円未満
5　５千万円以上１億円未満
6　１億円以上

⑥貴法人の補助金収入（寄附金収入を除く）の総額は、次のどれに該当しますか。該当するものを一つだけ選択して下さい。

1　0円
2　1円以上1百万円未満
3　1百万円以上1千万円未満
4　1千万円以上5千万円未満
5　5千万円以上1億円未満
6　1億円以上

⑦貴法人の会費収入の総額は、次のどれに該当しますか。該当するものを一つだけ選択して下さい。

1　0円
2　1円以上1百万円未満
3　1百万円以上1千万円未満
4　1千万円以上5千万円未満
5　5千万円以上1億円未満
6　1億円以上

⑧貴法人の費用総額は、次のどれに該当しますか。該当するものを一つだけ選択して下さい。

1　1百万円未満
2　1百万円以上1千万円未満
3　1千万円以上5千万円未満
4　5千万円以上1億円未満
5　1億円以上

⑨監事監査の対象について、該当するものをすべて選択して下さい。

1　理事の業務執行について
2　会計について

⑸ 公益認定（移行認定）について

①公益認定の状況について、該当するものを一つだけ選択して下さい。

1　公益認定を検討したことはない（考えたことはない）・・・・・・・・・・・②と③をご回答下さい。
2　公益認定を過去に検討したことはあるが、現在は考えていない・・・・・・②と③をご回答下さい。
3　公益認定の取得を現在検討している・・・・・・・・・・・・・・・・・・・④と⑤をご回答下さい。
4　公益認定を現在申請している・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・④と⑤をご回答下さい。

②公益認定の取得を検討していない（考えていない）理由について、該当するものをすべて選択して下さい。

1　公益認定の手続きが煩雑であるから
2　公益認定の基準が厳しいから
3　公益認定後の遵守事項が面倒だから
4　公益認定後の行政庁の監督等が嫌だから
5　総じて、公益認定のメリットがないから（コストとベネフィットの観点から）
6　その他（具体的にご記入下さい）

③公益認定の基準（公益法人認定法第５条）のうち、下記のどの基準が厳しいと思いますか。該当するものをすべて選択して下さい。

1　法人の目的（１号）
2　経理的基礎および技術的能力（２号）
3　関係者等への特別利益供与の禁止（３・４号）
4　社会的信用に相応しくない事業の禁止（５号）
5　収支相償（６号）
6　収益事業等の公益目的事業実施への支障のおそれ（７号）
7　公益目的事業比率（８号）
8　遊休財産保有制限（９号）
9　一定数を超える親族・関係者等の理事・監事の就任制限（10・11号）
10　会計監査人の設置（12号）
11　理事等に対する報酬等の支給基準（13号）
12　理事会の設置（14号）
13　株式等の保有制限（15号）
14　特定財産の処分等に係る事項の定款規定（16号）
15　公益認定取消し等の場合における類似事業組織への財産贈与の定款規定（17号）
16　清算の場合における類似事業組織への財産帰属の定款規定（18号）

また、特に厳しいと思うものがあれば、回答用紙2の⑸③の（　）内にご記入をお願いします。

④公益認定の取得を現在検討している、もしくは公益認定をすでに申請した理由について、該当するものをすべて選択して下さい。

1　社会的な信用につながるから
2　より大きな税制上の優遇があるから
3　もともと公益法人であったから、「公益」の名称を付したいから
4　寄附を受けやすくなるから
5　公益目的支出計画の進捗状況から、公益認定が適当であると考えたから
6　その他（具体的にご記入下さい）

⑤前頁④の公益認定の申請理由について、最優先したものを一つだけ選択して下さい。

1　社会的な信用につながるから
2　より大きな税制上の優遇があるから
3　もともと公益法人であったから、「公益」の名称を付したいから
4　寄附を受けやすくなるから
5　公益目的支出計画の進捗状況から、公益認定が適当であると考えたから
6　その他（具体的にご記入下さい）

⑥ 税制について

①税制上の区分について、該当するものを一つだけ選択して下さい。

1　非営利性徹底法人（法人税法施行令３条１項）・・・・・・・・・・・・・・・・②と③をご回答下さい。
2　共益型法人（法人税法施行令３条２項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・②と③をご回答下さい。
3　特定普通法人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・③のみご回答下さい。
4　わからない・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・③のみご回答下さい。

②非営利性徹底法人および共益型法人に適用される収益事業課税についてどう思われますか。該当するものを一つだけ選択して下さい。

1　とても満足している
2　ほぼ満足している
3　あまり満足していない
4　まったく満足していない

③旧民法34条法人の時と比較して、移行認可後の租税負担について、該当するものを一つだけ選択して下さい。

1　変わらない　　2　増加した　　3　減少した

⑦ 情報開示について

①貴法人の情報開示の状況について、該当するものを一つだけ選択して下さい。

1　すでに積極的に情報開示に取り組んでいる
2　積極的に情報開示に取り組もうとしている
3　あまり情報開示に取り組んでいない
4　情報開示に取り組んでいない

②貴法人の情報開示の媒体（方法）について、該当するものをすべて選択して下さい。

1　事務所等での閲覧
2　貴法人のWEB上のサイト（ホームページ、ブログ、SNSなど）
3　他法人・他団体等のデータベースサイト
4　その他（具体的にご記入下さい。）

③貴法人の情報開示の内容について、該当するものをすべて選択して下さい。

1　法人概要（定款など）
2　事業概要（事業計画書や事業報告書など）
3　予算書
4　財務諸表（貸借対照表や正味財産増減計算書など）
5　役員名簿
6　その他（具体的にご記入下さい）

アンケートは以上です。ご協力を頂き誠にありがとうございました。新公益法人制度（税制を含む）についてご要望等ございましたら、回答用紙の裏面などにご記入いただき、お送りくださいますようお願い申し上げます。

ＦＡＸ返信先　03－3278－8370

回答用紙 1　一般財団法人・一般社団法人用

⑴ 貴法人の基本情報について

（ふりがな） ご法人名		
法人の区分	一般財団法人　・　一般社団法人	
行政庁	内閣府　・　都道府県　（　　）	
所在地	都・道・府・県　　市・区・町・村	
当初の設立年月※	（西暦）　　年　　月	
連絡先	電話	
	E-mail	
	（ふりがな） 連絡担当者	

※旧民法34条法人の設立年月

⑵ 貴法人の機関について

①一般財団法人の方はこちらにご記入下さい。

評議員	人	
理事	常勤：　人	非常勤：　人
監事	常勤：　人	非常勤：　人
会計監査人	有　・　無	
職員	常勤：　人	非常勤：　人

※常勤は週3日以上出勤

②一般社団法人の方はこちらにご記入下さい。

社員	人	
社員以外の会員	人	
代議員	人（代議員制を採用している場合）	
理事	常勤：　人	非常勤：　人
監事	常勤：　人	非常勤：　人
会計監査人	有　・　無	
職員	常勤：　人	非常勤：　人

※常勤は週3日以上出勤

＜お問合せ先＞　非営利法人研究学会事務局　アンケート係：島村（しまむら）
電話03－3231－5156　メール送り先：info@npobp.or.jp

ＦＡＸ返信先　03－3278－8370

回答用紙 2　一般財団法人・一般社団法人用

(2) 貴法人の機関について

③	1・2・3・4（　　）

(3) 事業について

①	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12・13・14 15・16・17・18・19・20・21・22・23（　　）
②	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12・13・14 15・16・17・18（　　）
③	1・2

(4) 財務について

①	1・2・3・4・5・6	⑥	1・2・3・4・5・6
②	1・2・3・4・5・6	⑦	1・2・3・4・5・6
③	百万円	⑧	1・2・3・4・5
④	1・2・3・4・5	⑨	1・2
⑤	1・2・3・4・5・6		

(5) 公益認定（移行認定）について

①	1・2・3・4	④	1・2・3・4・5・6 （　　）
②	1・2・3・4・5・6 （　　）		
③	1・2・3・4・5・6・7・8 9・10・11・12・13・14・15・16 （　　）	⑤	1・2・3・4・5・6 （　　）

(6) 税制について

①	1・2・3・4	②	1・2・3・4	③	1・2・3

(7) 情報開示について

①	1・2・3・4	③	1・2・3・4・5・6 （　　）
②	1・2・3・4 （　　）		

ご法人名	

ご記入いただき有難うございました。その他に、新公益法人制度（税制を含む）についてご要望等がございましたら、アンケートと併せて別紙にてお送りいただきますようお願い申し上げます。

＜お問合せ先＞　非営利法人研究学会事務局　アンケート係：島村（しまむら）
電話03－3231－5156　メール送り先：info@npobp.or.jp

ＦＡＸ返信先　03－3278－8370

回答用紙 1　公益財団法人・公益社団法人用

⑴ 貴法人の基本情報について

（ふりがな） ご法人名		
法人の区分	公益財団法人　・　公益社団法人	
行政庁	内閣府　・　都道府県　（　　）	
所在地	都・道・府・県　　市・区・町・村	
当初の設立年月※	（西暦）　年　月	
連絡先	電話	
	E-mail	
	（ふりがな） 連絡担当者	

※旧民法34条法人の設立年月

⑵ 貴法人の機関について

①公益財団法人の方はこちらにご記入下さい。

評議員	人	
理事	常勤：　人	非常勤：　人
監事	常勤：　人	非常勤：　人
会計監査人	有　・　無	
職員	常勤：　人	非常勤：　人

※常勤は週3日以上出勤

②公益社団法人の方はこちらにご記入下さい。

社員	人	
社員以外の会員	人	
代議員	人（代議員制を採用している場合）	
理事	常勤：　人	非常勤：　人
監事	常勤：　人	非常勤：　人
会計監査人	有　・　無	
職員	常勤：　人	非常勤：　人

※常勤は週3日以上出勤

＜お問合せ先＞　非営利法人研究学会事務局　アンケート係：島村（しまむら）
電話03－3231－5156　メール送り先：info@npobp.or.jp

ＦＡＸ返信先　03－3278－8370

回答用紙 2　公益財団法人・公益社団法人用

(2) 貴法人の機関について

③	1・2・3・4（　　）

(3) 事業について

①	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12・13・14 15・16・17・18・19・20・21・22・23（　　）		
②	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12・13・14 15・16・17・18（　　）		
③	1・2	④	1・2・3・4・5

(4) 財務について

①	1・2・3・4・5・6	⑥	1・2・3・4・5・6
②	1・2・3・4・5・6	⑦	1・2・3・4・5・6
③	指定正味財産：＿＿＿＿＿百万円 一般正味財産：＿＿＿＿＿百万円	⑧	1・2・3・4・5
		⑨	1・2・3・4・5・6
④	1・2・3・4・5	⑩	1・2・3・4・5・6
⑤	1・2・3・4・5・6	⑪	1・2

(5) 移行認定（公益認定）について

①	1・2	④	1・2・3・4・5・6 （　　）
②	1・2・3・4・5 （　　）	⑤	1・2・3・4・5・6・7・8 9・10・11・12・13・14・15・16 （　　）
③	1・2・3・4・5 （　　）		

(6) 税制について

①	1・2・3・4	②	1・2・3

(7) 情報開示について

①	1・2・3・4	③	1・2・3・4・5・6 （　　）
②	1・2・3・4 （　　）		

ご法人名	

ご記入いただき有難うございました。その他に、新公益法人制度（税制を含む）についてご要望等がございましたら、アンケートと併せて別紙にてお送りいただきますようお願い申し上げます。

＜お問合せ先＞　非営利法人研究学会事務局　アンケート係：島村（しまむら）
電話03－3231－5156　メール送り先：info@npobp.or.jp

公益法人・一般法人における組織特性と公益認定取消しによる一般法人への移行事例～制度検証のための予備的検討～

武蔵野大学教授　**鷹野宏行**

目　次

Ⅰ　はじめに
Ⅱ　公益法人と一般法人の組織特性
Ⅲ　公益法人から一般法人への移行
Ⅳ　公益認定取消し、自主返納の系譜
Ⅴ　公益認定取消しの事例研究
Ⅵ　事例の若干の解釈
Ⅶ　結びにかえて～今後の課題～

Ⅰ　はじめに

公益法人制度改革３法が公布され約 10 年が経過した。10 年ひと昔といわれるが、新制度について一定の制度検証が必要な時期が来たのではないかと考えられる。折しも、最近では、公益認定取消しの事例や行政庁よりの是正勧告の事案が散見されるようになってきたからである。

加えて、一般法人の設立数に比較して、広く一般法人への社会全体の理解は必ずしも十分とは言えない状況であると思われる。公益法人制度改革３法について、制度の設計にあたった総務省の職員が著した唯一の解説書である『一問一答公益法人関連三法』(新公益法人研究会編著、商事法務、2006 年、p14)では、一般法人について、「一般」という用語が用いられた理由を次のように説明している。すなわち、「新たに創設される法人制度は、剰余金の分配を目的としない限り、幅広い活動を行う団体等について、その行う事業の公益性の有無にかかわらず、登記によって一般的に法人格を付与するものであり、また、行政庁による公益認定を受けた法人名称である「公益社団法人」および「公益財団法人」という名称と区別する必要があることから、その法人の名称は「一般社団法人」および「一般財団法人」とすることに至ったものである」と。このような一般法人の「一般」たる所以が必ずしも広く周知しているとは言えないのではなかろうか。

本稿では、そのような現状に鑑み、公益法人と一般法人の組織特性の異同について整理しつつ、公益認定取消し処分の事例を追うことにする。さらに、公益認定取消し後の一般法人に対するガバナンスの欠如を指摘しながら、公益法人・一般法人全般に対するあるべきチェック機能について検討することにする。

Ⅱ　公益法人と一般法人の組織特性

本節では、根拠条文に依拠しつつ、公益法人と一般法人の組織特性を整理することにする。なお、本稿では、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」を略称して「一般法人法」と、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」を略称して「公益認定法」と表記することとする。

(1)　法人設立について

一般法人の設立は、準則主義による。すなわち、一般社団法人及び一般財団法人は、法に定める手続きに準拠して設立される(一般法人法第 11 条から第 22 条、第 152 条から第 169 条) 。法人設立の手続きに則して法人の実体が徐々に形成され、最終的に設立の登記によってはじめて法人格を取得し、法人として成立する（一般法人法第 22 条・第 163 条)。公益認定を受けた一般社団法人及び一般財団法人を、公益社団法人及び公益財団法人というとされる(公益認定法第２条)ため、公益法人全般としても準則主義による設立が基礎になっているといえる。

(2)　社員・財産額について

一般社団法人の社員は、２名以上であり(一般法人法第 10 条)、一般財団法人の寄贈財産は、300 万円である(一般法人法第 163 条)。これらの要件は、公益法人にも当てはまる。

(3)　目的について

公益法人の目的は、学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する、すなわち、公益目的事業を行うことである(公益認定法第２条・第５条)。それに対して、一般法人の目的は、それを問わない。

(4)　事業について

公益法人の事業は、その主たる事業は公益法人認定法別表に掲げる事業、社会的信用を維持するうえで相応しくない事業は不可である(公益認定法第２条・第６条)。それに対して、一般法人の目的は、制限規定はない。

(5)　剰余金分配について

一般法人において、剰余金分配はできない(一般法人法第 10 条)。公益法人についても同様である。

(6)　残余財産の分配について

公益法人の残余財産の分配については、社員・役員等への分配はできない。一般法人の

残余財産の分配は、一般財団法人ではできない(一般法人法第 153 条)ものの、一般社団法人は可能であり、定款ないし解散時社員総会の決議によって定めることとされている(一般法人法第 239 条)。

(7)　情報公開について

公益法人の情報公開については、一般市民を含む利害関係者に公開しなければならない(公益認定法第 22 条)。これに対して、一般法人については、社員・債権者を中心とする公開である。

(8)　監督について

公益法人の監督は、行政庁(公益認定等委員会等)にある(公益認定法第 2 章第 3 節)。それに対して、一般法人の監督は特段にない。

(9)　公益(一般)社団法人における社員総会について

一般社団法人おいては、社員総会は、法定・定款事項の決議機関である(一般法人法第 35 条)。ただし、理事会を置かない場合は社員総会がすべての決議機関となる。

(10)　公益(一般)財団法人における評議員会について

一般財団法人の評議員会は、評議員 3 名以上による必置の機関である(一般法人法第 178 条)。公益財団法人についても同様である。

(11)　理事について

一般法人についての理事は、理事会設置型法人の場合には 3 名、それ以外は 1 名以上である(一般法人法第 60 条)。公益法人についても同様である。

(12)　理事会について

公益法人についての理事会は、必置の機関であって、業務執行の決議機関である(公益認定法第 5 条)。加えて、理事の監督機関である。それに対して、一般法人の理事会については、設置は任意である(一般法人法第 60 条)。

(13)　監事について

公益法人の監事については、1 名以上の必置機関である(公益認定法第 5 条)。それに対して、一般法人の監事は、その設置は任意である。

(14)　会計監査人について

公益法人の会計監査人については、大規模法人は必置機関である(公益認定法第 5 条)。一般法人の会計監査人についても同様である。

(15)　会計基準について

公益法人の会計基準は、公益法人会計基準ないし企業会計基準である(公益認定法第条)。一般法人も同様である。

以上の内容を一覧表示すると、次頁の図のようになる。

以上に挙げた公益法人と一般法人の組織特性のうち、その共通性に着目すれば、財団性および社団性という本質的な組織特性は、公益法人および一般法人において共通している。したがって、一般財団法人から公益財団法人への移行は公益認定基準を充足すれば可能であり、逆に、公益財団法人から一般財団法人への移行も可能である。この関係は、一般社団法人と公益社団法人との関係においても同様である。

このために、公益法人関連三法の法律の構成上、一般法人法の規定が前段にあり、一般法人の公益性を認定するための法律(公益認定法)が後段に配置されていると考えられる。

加えて、たとえばJAFなどの古くから存在し知名度が高く、また、公益性があるとの認知度も高い旧公益法人で、一般法人を選択した法人があること、また同様に、古くから存在している法人でいったん公益認定をうけたものの、その認定を自ら取り下げ、一般法人化する法人が出現してきたことは、本質的な組織特性が共通しているからであると考えられる。

しかし、公益法人と一般法人の具体的な組織特性の違いに着目すれば、公益目的事業を実施する公益法人は、その事業実施のための組織運営体制や組織規律が一般法人に比べて格段に強化され、情報公開を含め、監督規制も強化されていることがわかる。

	一般法人	公益法人
法人設立	準則主義	準則主義
社員・財産額	２名以上・財団は寄贈財産 300 万	２名以上・寄贈財産 300 万
目的	目的を問わない	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与
事業	制限規定なし	主たる事業は公益法人認定法別表に掲げる事業、社会的信用を維持するうえで相応しくない事業は不可
剰余金分配	不可	不可
残余財産分配	可能	社員・役員等への分配不可
情報公開	社員・債権者	一般市民を含む
監督	なし	行政庁（公益認定等委員会）
社員総会 (社団法人)	法定・定款事項の決定機関（理事会を置かない場合はすべての決議機関）	法定・定款事項の決議機関
評議員会 (財団法人)	法定・定款事項の決議機関 ３名以上による評議員会必置	法定・定款事項の決議機関 ３名以上による評議員会必置
理事	理事会設置型は３名以上 理事会非設置型は１名	３名以上
理事会	設置は任意（財団は必置）	必置、業務執行の決議機関 理事の監督機関
監事	設置は任意	１名以上必置
会計監査人	大規模法人は必置	大規模法人は必置
会計基準	公益法人会計基準 （企業会計基準）	公益法人会計基準 （企業会計基準）

Ⅲ　公益法人から一般法人への移行

旧民法法人からの公益認定等を経ての公益法人化ないし一般法人化の手続きが完了した。その後、公益法人から一般法人への移行、特に、公益認定取消しに伴う移行が最近生じてきている。

そこで、公益認定の取消しについて、整理することとする。公益認定が取消される事由には、以下の必要的取消事由と任意的取消事由とがある。

・必要的取消事由(公益認定法第 29 条第 1 項)

①欠格事由に該当するに至ったとき

②偽りその他の不正の手段により公益認定、変更認定を受けたとき

③正当な理由なく、行政庁の命令に従わないとき

④法人から公益認定取消の申請があったとき

・任意的取消事由(公益認定法第 29 条第 2 項)

①認定基準(第 5 条第 1 号から第 18 号)のいずれかに適合しなくなったとき

②認定法第 14 条から第 26 条の規定を遵守していないとき

③前記のほか、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき

公益認定が取消された場合は、一般法人への移行となる。解散となれば、公益目的取得財産残額相当額(公益目的事業財産の未使用残高)の財産を類似の公益法人もしくは国、地方公共団体に寄付をしなければならない。

なお、参考までに内閣府から公表されている「公益法人の監督措置に係る手続の流れ」を掲示することとする。

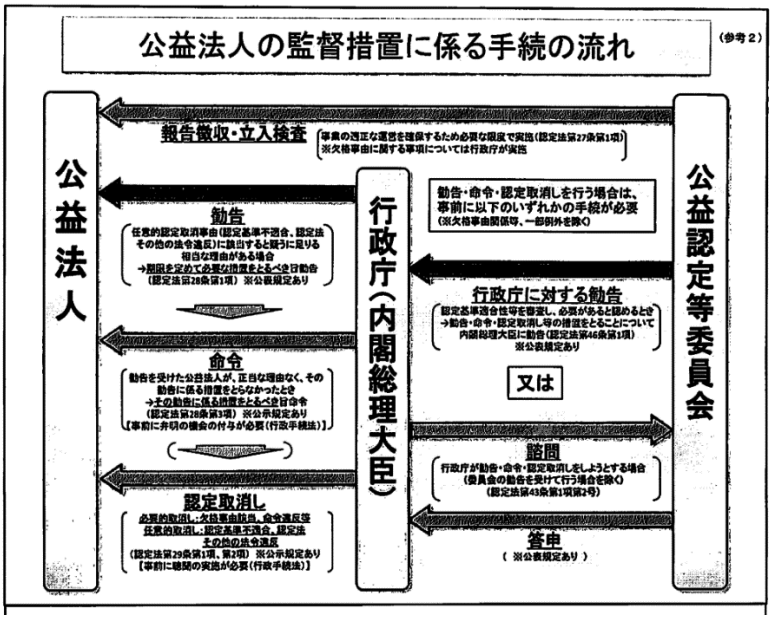

Ⅳ　公益認定の取消し、自主返納の系譜

本節では、平成 26 年 7 月に全国的にも初めて当時の公益社団法人全日本テコンドー協会に対して行われた公益認定取消しから時系列に事例を追ってみたい。名称はすべて当時のものを使っている。また、本稿では、行政庁が公益認定の取消しを行ったもので、是正勧告等が行われないまま、当該法人から認定取消しの申請を受けてのものは、「法人による自主返納」の事例とする。

平成 26 年 7 月　公益社団法人全日本テコンドー協会(公益認定取消し)
平成 27 年 10 月　公益財団法人平等院(公益認定取消し)
平成 27 年 11 月　公益社団法人久留米青年会議所(法人による自主返納)
平成 27 年 12 月　公益社団法人久慈青年会議所(法人による自主返納)
平成 28 年 1 月　公益社団法人カシオペア青年会議所(法人による自主返納)
平成 28 年 3 月　公益社団法人日本ポニーベースボール協会(公益認定取消し)
平成 28 年 3 月　公益財団法人日本ライフ協会(公益認定取消し)
平成 28 年 3 月　公益財団法人香焼遠見(こうしょうとおみ)霊園(公益認定取消し)
平成 28 年 4 月　公益財団法人秋田県消防協会(法人による自主返納)
平成 28 年 7 月　公益財団法人日本生涯学習協会(公益認定取消し)

以上の 10 件の事例を年次ごとに集計すると、平成 26 年が 1 件、平成 27 年が 3 件、平成 28 年が 6 件となっている。また、公益認定取消しが 6 件、法人による自主返納が 4 件となる。次節では、このうちの公益認定取消しとなった 6 件の事例のうち公益財団法人香焼遠見霊園の事例(市税の滞納による公益認定取消し)を除く、5 件の事例について、その概要を示すこととする。

Ⅴ　公益認定取消しの事例研究

1　公益社団法人全日本テコンドー協会の事例

公益社団法人全日本テコンドー協会の公益認定は、平成 25 年 4 月 1 日付けをもって行われた。その後、平成 25 年 12 月 10 日に、第 1 回の是正勧告が行われた。

その内容としては、一般法人法の規定に反して、社団法人を構成する社員の議決権を理事会の決定で制約している問題について勧告される。社員総会における社員の議決権について一般法人法第 48 条第 1 項では「社員は、各一個の議決権を有する」とされており、別段の定めを置く場合、それを定款に規定しなければならない。しかし、当該法人はこれを賞罰規程において実施していた。また、同第 48 条第 2 項においては、議決する事項の全部について議決権を行使できない旨の定款は無効とされるが、当該法人は賞罰規程において一部社員の議決権が一切行使できない状態になっていた。

その後、平成 26 年４月 16 日付けで、第２回の是正勧告が行われた。その内容としては、日本オリンピック委員会からの助成金の不適正受給、簿外資金問題に伴う不適正な会計処理の状況および会長個人の資金と法人の会計との分離について勧告された。日本オリンピック委員会から専任のコーチの謝金に対する補助金が当該法人に支給されたが、テコンドー協会会長がその大部分を自己で管理していた可能性が高く、財務諸表の作成も杜撰に行われており、公益認定法第５条第２号が求めている経理的基礎が備わっていないと認められた。

さらに、当該法人より、平成 26 年５月 15 日付けで、公益認定取消し申請が行われた。内閣府からは、平成 26 年７月１日付けで、公益認定取消し処分がなされ、その後は、一般社団法人となり、現在でも存続している。

２　公益財団法人平等院の事例

公益財団法人平等院の公益認定は、平成 25 年 12 月４日付けをもって行われた。当初の公益目的事業としては、社会的弱者のための霊園の建設及び経営を行うことと定められていた。

その後、平成 27 年９月４日付けで、公益認定取消し勧告が行われた。続いて、同年 10 月 15 日付けで、行政庁である千葉県から公益認定取消し処分が行われた。

公益認定取り消しに至る理由等は、次の３点であると要約できる。

①　特別の利益の付与

特定の業者に優越的な販売権を与えており公益認定基準に適合しない。

②　公益目的事業比率

墓地経営において、対象が社会的弱者であるかの審査を行っていない。

③　経理的基礎

計算書類の作成を行っていない。購入して獲得する予定の土地を寄付により獲得するという虚偽の説明を行った。

その後、当該法人は、一般財団法人として存続している。

３　公益財団法人日本ライフ協会の事例

公益財団法人日本ライフ協会は、平成 24 年４月１日付けで、公益認定が行われた。当初の公益目的事業としては、高齢者や障がい者のために利用者からの預託金を基に死亡後の各種活動を支援する「みまもり家族事業」を行うことと定められていた。

その後、平成 28 年１月 15 日付けで、是正勧告が行われた。当該法人は、同年２月１日に民事再生手続きの申し立てを行ってのち、３月 18 日付けで、公益認定取り消し処分を受けることとなった。現在は、その活動については確認できず、新聞報道によると破産手続きが行われているとのことである。

公益認定取消しに至る理由を概説すると以下の３点となる。

①　公益目的事業内容の不正な変更

当該法人は、変更認定を受けることなく、公益目的事業の内容を変更して、公益認定の前提となっている三者契約(預託金を第三者である弁護士等が管理)ではなく、二者契約(預託金を協会が直接管理)を締結して、その預託金を流用した結果、預託金総額を著しく不足させた。

② 財政基盤の著しい不足

当該法人は、実質的な債務超過に陥っていた。

③ 経理的基礎の不足

当該法人は、公益目的事業を行うのに必要な経理的な基礎を有していないと判断された。

4 公益財団法人日本ポニーベースボール協会の事例

公益財団法人日本ポニーベースボール協会は、平成 23 年 4 月 1 日付けで、公益認定が行われた。当初の公益目的事業としては、ポニーベースボールの普及および青少年の育成を行うことと定められていた。

その後、平成 28 年 3 月 8 日付けで、公益認定取り消し処分が行われた。公益認定取消しに至る理由は、以下の 3 点に要約できる。

① 定められた会員総会を開催しない一般法人法違反

当該法人は、公益認定を受けて以来、4 か年にわたって、社団法人であるにもかかわらず、その最高意思決定機関である社員総会を一度も開催していなかった。

② 報告文書の偽造および虚偽報告

当該法人は、その間、行政庁に報告する事業報告で、社員総会が開催された旨の虚偽の報告を行っていた。

③ 不実な登記

当該法人の代表理事が特定の理事の退任届を偽造して、また、開催されていない社員総会の議事録および理事会の議事録を偽造して、登記を行った。

5 公益財団法人日本生涯学習協議会の事例

公益財団法人日本生涯学習協会は、平成 24 年 4 月 1 日付けで、公益認定が行われた。その後、平成 28 年 7 月 22 日付けで、公益認定取消し処分となった。現在は、一般財団法人として活動を継続中である。

公益認定取消しに至る理由は、以下の 3 点に要約できる。

① 資格事業の不適切な運営

当該法人の監修講座の中には、科学的な見地からその内容を検証する必要があると考えられる講座(例えば特定の「石」の効果を利用する講座)が存在し、現に、それらの中には、医学的効果があることを PR しているものがあるが、原則として科学的な見地からの監修等を行っていないとしていること。

② (意図的に)利用者に誤解をあたえる事業の紹介

当該法人が公益認定を受ける前に監修等を行った講座や旧民法制度当時の財団法人が監修等を行った講座について、公益認定を受けた際の申請書によらず、形式的または簡易的な審査によって監修講座と認めていた。

Ⅵ　事例の若干の解釈

本稿では、公益認定取消し第１号である公益社団法人全日本テコンドー協会の事例から市税の滞納で公益認定が取り消された公益財団法人香焼遠見霊園の事例を除く５ケースについてその概要をまとめてきた。

まず、５事例のうち公益社団法人全日本テコンドー協会、公益財団法人平等院、公益財団法人日本ライフ協会の３事例に共通するのは、是正勧告以来、公益認定法第５条第２項に定めるところのいわゆる経理的基礎の欠如が指摘されている点である。

「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」では、経理的基礎を以下のように解説している。①財政基盤の明確化、②経理処理、財産管理の適正性、③情報開示の適正性、である。このうち、②の経理処理、財産管理の適正性については、以下のような解説がある。すなわち、「財産の管理、運用について法人の役員が適切に関与すること、開示情報や行政庁への提出資料の基礎として十分な会計帳簿を備え付けること、不適切な経理を行わないこと」。

３事例ともに、上記の②の要件が満たされていなかったと考えられる。公益認定の基幹をなす収支相償などの要件は、その組織の経理的基礎が形成されていなければ満たされないものである。経理的基礎を内部の人的資源にもとめるのか、外注などの外部資源に求めるかは別として、いずれにしても一定のコストがかかるところである。このようなコストの負担をないがしろにしている法人が少なからずあるということも事実であろう。

さらに、５事例のうち公益社団法人全日本テコンドー協会、公益財団法人日本ポニーベースボール協会の２事例は、いわゆるスポーツ系の公益法人に対するものである。ここでの事例研究ではとりあげなかったものの、是正勧告を受けた法人に中にはほかにもスポーツ系の法人が含まれている。一部のスポーツ系の公益法人の杜撰な運営体制について、しばしば指摘されるところであるが、今後の推移を見守っていきたい。

Ⅶ　結びにかえて～今後の課題～

本稿では、公益法人と一般法人の組織特性の異同に着目して、条文に依拠しつつ、その組織特性の検討から議論をスタートした。

現行法制度のもとでは、一般法人へと移行した旧公益法人に対する更なる追加的なガバナンスは存在していない。そもそも公益認定のメリットの一つに税制上の優遇があるが、税制上の優遇のみで公益認定を受ける意味を議論してしまってよいのであろうか。公益認定を受けた青年会議所のその自主返納は、公益認定がなくても一定の非営利的な活動は継続できるとの判断があったからではなかろうか。このような観点からは、今後とも公益認定の自主返納をする法人が増加することも予想される。

先般、日本公認会計士協会より、非営利法人研究委員会研究報告第 31 号『持続可能な社会保障制度を支える非営利組織ガバナンスの在り方に関する検討』(2017 年 1 月 25 日公表)が公表された。その中に、「非営利組織において共有されたガバナンス規範の必要性」という一節があり、大変に示唆に富む内容が含まれている。少々長いが引用したい。

「我が国における非営利法人制度は、各法人格の制度趣旨を反映して、それぞれ発展してきた状況にある。しかしながら、特に社会保障分野におけるサービス提供主体となっている非営利法人に関してみると、地域の社会保障を担う立場から、そのステークホルダーのニーズを理解し、対応するとともに、説明責任を果たしていくという基本的な構造は変わらないはずである。そのような観点からは、経営管理や監督の在り方(広義の法人ガバナンス)については、個別的な規定をどのように設定するか以前の問題として、より根本的な要素に関して原則等の形で、一定の規範が共有されるべきではないかと考えられる。また、このような一定程度、共有された規範が存在することによって、異なる法人格が連携する際に、参加法人が相互の信頼関係を構築しやすくなるとともに、円滑かつ効率的な経営管理が実現可能となり、実効性のある組織連携、再編を担保する重要なインフラとなることが期待される」。

いわば、非営利法人版の「コーポレートガバナンスコード」の提唱ともいえる文脈である。一般を冠する法人にもこのようなコーポレートガバナンスコードは有用であり、今後に検討すべき課題であると考えられる。

最後に、今後の研究課題について指摘して本稿を締めくくることにしたい。

第一に、公益認定を自主返納した複数の法人の、その動機について検討する必要がある。いくつかの青年会議所は、一般法人として活動自体を継続していて、また継続的に、公益法人としての全国組織にも参画している。また、現在は一般法人となっている秋田県消防協会のような共済事業を中心とした法人にも自主返納した経緯についてインタビュー調査なども実施したいと考えている。

第二に、一般法人のガバナンスのあり方について再検討する時期が来ていると考えられる。今後、公益法人から一般法人へ自主的に移行する法人が増加することも予想される。前述の非営利法人版「コーポートガバナンスコード」に対する研究が喫緊の課題であることを指摘したい。

[参考文献]

新公益法人研究会編著『一問一答公益法人関連三法』商事法務、2006 年
江田寛「公益 news 拡大鏡　ライフ協会、認定取り消しへ」『公益・一般法人』No.912
熊谷則一「全日本テコンドー協会に対する是正勧告についての解説」『公益・一般法人』No.861
公益一般法人編集部「公益法人 news 勧告への対応待たずして公益認定取り消し処分」『公益・一般法人』No.904
公益一般法人編集部「公益法人 news 日本ライフ協会、公益認定取り消しへ」『公益・一般法人』No.912
公益一般法人編集部「公益法人 NEWS 議事録偽造で公益認定取り消しへ」『公益・一般法人』No.913
出口正之稿「全日本テコンドー協会の認定取り消し申請の経緯とチャレンジ・クラウドについて」『公益・一般法人』No.870
日本公認会計士協会・非営利法人研究委員会研究報告第 31 号『持続可能な社会保障制度を支える非営利組織ガバナンスの在り方に関する検討』(平成 29 年 1 月 15 日)
公益認定等委員会「公益認定等ガイドライン」(平成 25 年改訂版)

課税制度が法人類型の選択に及ぼす影響に関する考察

税理士　上松公雄

目　次

まえがき
Ⅰ　現行の課税制度の概要
Ⅱ　現行の課税制度に係る立法趣旨
Ⅲ　公益認定基準及び税法における「特別の利益」の内容と異同
Ⅳ　公益法人等に対する課税のあり方を検討する上での前提（変遷）
まとめ（今後の公益法人課税等の見直しの方向性）

まえがき

本研究は、非営利法人に係る法人類型のうち、公益法人と一般法人との法人選択に際して、課税制度が、どのような影響を及ぼし得るかについて検討することを目的としている。この検討に当っては、第一に、公益法人及び非営利型法人、一般法人に対する課税制度を理解することが必要である。すなわち、法人に対する課税制度が法人類型の選択に当って影響を及ぼし得る態様について考えると、典型的には、特定の法人類型について優遇税制や非課税制度などが存在する場合である。これらの制度は、法人類型の選択に係る誘因として作用することは想像に難くない。

もっとも、法人類型の選択に際して、各種の法人類型に適用される課税制度を一つの基準とする場合には、単に、いずれの課税制度が有利であるかの優位性の確認に止まらず、当該課税制度が安定的であるかどうかについても慎重に検討することが必要である。

すなわち、本来、特定の経済行為を誘引するような課税制度を整備することは中立性の原則に反することになるので、こうした制度の存在は極めて限定的に許容されるべきものである。それゆえに、たとえば、その優位性の程度が過剰なものであって合理的なものではないとなれば、近い将来において、その行き過ぎた優位性は是正、縮減される可能性が否定できないところである。

したがって、法人類型の選択に際して、課税制度に着目する場合においては、単に、現状における有利不利だけではなく、その安定性についても注意すべきものと考える。もっとも、課税制度の優位性の程度が合理的なものであるかどうかを直接的に判断することは困難であるので、ここでは、その基準を示す意図において現行の課税制度に係る創設の経緯や立法趣旨について確認する。

なお、課税制度の安定性については、それが適用されるための基準あるいは要件の充足状態を維持することの難易度も関係するところであり、この点についても確認を行う。

Ⅰ　現行の課税制度の概要

１　法人自体に対する課税制度の概要

公益法人及び一般法人に対する法人税の課税制度は、公益法人制度改革を受けて、平成20年度税制改正により整備された。

公益法人制度改革により、新たに整備された法人類型は、公益法人と一般法人の２つであるが、法人税法上、一般法人は、さらに、非営利型法人と普通法人たる一般法人に区分されている。非営利型法人は、法人税法の特有の法人類型となるため、その意義が、法人税の法令上、明らかにされている（法２Ⅸ、法令３）。

すなわち、非営利型法人には、⑴非営利性徹底法人と⑵共益型法人の２類型が存し、その意義は、それぞれ次のとおりである。

⑴　非営利性徹底法人（法令３①）

①　定款に剰余金の分配を行わない旨の定めがあること

②　定款に解散時の残余財産が、次に掲げる法人に帰属する旨の定めがあること

(ｱ)　国若しくは地方公共団体

(ｲ)　公益社団法人又は公益財団法人

(ｳ)　学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人及び特殊法人のうち株式会社でないもの

③　①又は②の定款の定めに反する行為（①及び②、④に掲げる要件の全てに該当していた期間において、剰余金の分配又は残余財産の分配若しくは引渡し以外の方法（合併による資産の移転を含む。）により特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含む。）を行うことを決定し、又は行ったことがないこと

④　各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等以内の親族その他の当該理事と一定の特殊関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が３分の１以下であること

⑵　共益型法人（法令３②）

①　会員の相互の支援、交流、連絡その他の当該会員に共通する利益を図る活動を行うことをその主たる目的としていること

②　定款（定款に基づく約款その他これに準ずるものを含む。）に、会員が会費として負担すべき金銭の額の定め又は当該金銭の額を社員総会若しくは評議員会の決議により定める旨の定めがあること

③　主たる事業として収益事業を行っていないこと

④　定款に特定の個人又は団体に剰余金の分配を受ける権利を与える旨の定めがないこと

⑤　定款に解散したときはその残余財産が特定の個人又は団体に帰属する旨の定めがないこと（上記の非営利性徹底法人に係る要件の②に掲げる法人及び類似の目的を持つ一般法人に帰属させる旨の定めを置くことは認められる）

⑥　①から⑤及び⑦に掲げる要件のすべてに該当していた期間において、特定の個人又は団体に剰余金の分配その他の方法（合併による資産の移転を含む。）により特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことがないこと

⑦　各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等以内の親族その他の当該理事と一定の特殊関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が３分の１以下であること

なお、公益法人及び一般法人は、それぞれ一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、公益認定法という。）における定義による。

以上の法人類型及びこれと比較するために旧民法条法人に対する法人税の課税制度について、一覧で整理すると次のとおりとなる。

法人類型 課税制度	旧民法法人 （特例民法法人）	新類型		
		公益法人	非営利型法人	一般法人
課税の範囲	収益事業課税	収益事業課税	収益事業課税	全所得課税
みなし寄附金	適　用	適　用	非適用	非適用
適用税率	公益軽減 22（19）％ （特例 18・15％）	本　則 23.4％ 中小軽減 19％ 特例税率 15％	本　則 23.4％ 中小軽減 19％ 特例税率 15％	本　則 23.4％ 中小軽減 19％ 特例税率 15％

補足すると、公益法人に対する収益事業課税においては、公益法人の公益目的事業が収益事業の要件に該当していても収益事業の範囲から除外される。つまり、非営利型法人に対する収益事業課税の場合よりも、その対象範囲が限定されている。

また、新類型の法人においては、公益法人についてのみ、みなし寄附金制度の適用が認められるが、旧民法法人に適用されていた制度とは、その損金算入限度額について相違している。

(1)　旧民法法人

損金算入限度額　＝　所得金額（寄附金控除前）の 20％相当額

(2)　公益法人

損金算入限度額　＝ 次のいずれか多い金額

①　所得金額の 50％相当額

②　公益法人特別限度額（公益目的事業の実施のために必要な金額）

すなわち、公益法人においては、その趣旨として、公益目的事業を実施するために必要な金額まで損金算入を認めることとされ、旧民法法人に対する制度と比べて大幅に拡充されており、大きな特徴となっている。なお、このみなし寄附金制度は、学校法人や社会福祉法人等の他の公益法人の類型におけるみなし寄附金制度よりも拡充されている。

非営利型法人については収益事業課税が適用され、これは、旧民法法人と同様であるが、みなし寄附金が適用されない点において大きく相違する。

次に、税率については、公益法人及び非営利型法人、一般法人のいずれの類型においても、中小法人と同様の税率が適用され、公益法人等に対する軽減税率は適用されない。

なお、本則税率については、平成 27 年度税制改正により 25.5%から 23.9%に引き下げられたところであるが、平成 28 年度税制改正により、平成 28 年４月１日以後に開始する事業年度からは 23.4%、平成 30 年４月１日以後に開始する事業年度からは 23.2%に引き下げるものとされた。

また、旧民法法人を含む公益法人等に対する軽減税率 22%は、平成 23 年 12 月改正により 19%に引き下げられている。

次いで、租税特別措置法による特例税率（措法 42 の３の２①）は、平成 22 年度税制改正において創設され、中小法人等の所得金額年 800 万円以下の部分について適用されるが、創設時の税率は 18%であったところ、その後、平成 23 年 12 月改正により、15%に引き下げられている。改正時期の関係から、旧民法法人は特例税率の適用対象に含まれることはなかったが、特例民法法人（旧民法法人で移行未了だった法人）については、特例税率の適用対象に含められていた点に注意を要する。

２　寄附金の拠出者に対する課税制度の概要

法人自体に対する直接的な課税上の措置ではないが、寄附金の拠出者に対する課税制度は法人の資金調達の局面で有利不利をもたらすので、こちらも法人類型の選択に当って影響を及ぼし得るものとなる。

寄附金の態様としては、金銭によるものと現物によるものとがあるが、以下においては、それぞれの場合の課税制度について確認する。

(1)　金銭による拠出

金銭による寄附金の場合には、拠出者の個人、法人の別に応じて、それぞれ次の制度が適用される。

拠出先法人 拠出者	公益法人	一般法人 （含、非営利型法人）
個　　人	いずれかの選択適用 ・寄附金控除（所法 78） （特定公益増進法人に対する寄附金） （所法 78②三、所令 217） ・所得税額の特別控除（措法 41 の 18 の３）	な　し
法　　人	特定公益増進法人に対する損金算入限度額 （法令 77 の２）	な　し

すなわち、寄附金の拠出者に対する特例制度は、公益法人に対する寄附金についてのみ

適用されるので、制度上、公益法人は、非営利型法人及び一般法人に比べて寄附金を受けやすいということができる。なお、各制度の詳細は、次のとおりである。

① 所得税法における寄附金の控除制度

適用対象となる寄附金は特定寄附金に限定され、この特定寄附金の範囲は法令上、次のとおり規定されている（所法 78②）（公益法人については指定寄附金の対象ともなるが、ここでは割愛する）。

所得税法第 78 条第２項

三　別表第一に掲げる法人その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（前２号に規定する寄附金に該当するものを除く。）

この場合に、単に、公益法人であることで、特定寄附金の受領者とされるわけではなく、その寄附金が、「主たる目的である業務に関連する寄附金」である必要がある点に注意を要する。

次に、個人が拠出する寄附金については、上掲の表とおり、所得控除としての寄附金控除と税額控除の制度が存するが、それぞれの控除額は、次のとおり算定される。

(ｱ) 寄附金控除（＝所得控除）

次の算式で求めた寄附金控除額が総所得金額（所得税の課税ベース）から控除される。

（算式）次に掲げる金額のうちいずれか低い金額－2,000 円＝寄附金控除額

１）その年中に支出した特定寄附金の額の合計額

２）その年分の総所得金額等の 40％相当額

(ｲ) 税額控除

次の算式で求めた税額控除額が所得税額から控除される。

（算式）次に掲げる金額のうちいずれか低い金額

１）（その年中に支出した税額控除対象寄附金額（注）－2,000 円）×40％

２）その年分の所得税額×25％

（注）特定寄附金の額が、総所得金額の 40％相当額を超える場合には、総所得金額の 40％相当額（寄附金控除を受ける特定寄附金があれば、その額を控除する。）が、「税額控除対象寄附金額」となる。

なお、税額控除を適用するためには、寄附金の受領者である法人が、ア）ＰＴＳ要件及びイ）情報公開要件など所定の要件について充足することにつき行政庁の証明を受けていることが必要とされる。

ちなみに、所得金額が大きい者は、寄附金控除（所得控除）の適用が有利とされ、所得金額が低い場合には、税額控除を適用する方が所得控除を適用する場合よりも有利とされている。

② 法人税法における寄附金の損金算入制度

法人が、特定公益増進法人に対して寄附をした場合には、一般の寄附金とは別に、次の損金算入限度額が認められる（法 37④）。

拠出者が、普通法人等であるとした場合の特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入

限度額は、次のとおり算定される（法令 77②）。

損金算入限度額　＝（(ｱ)＋(ｲ)）×１／２相当額

(ｱ)　期末資本金等の額 0.375％相当額

(ｲ)　当該事業年度の所得金額の 6.25％相当

なお、公益法人は、特定公益増進法人の範囲に含まれるが、この損金算入制度の対象となる寄附金は、単に、公益法人に対するものであることでは足りず、その「主たる目的である業務に関連する寄附金」である必要がある。この点は、上述した所得税法における特定寄附金の場合と同様である。

(2)　現物による拠出

税法上、資産の移転は、原則として、時価による移転として取り扱われることから、現物による寄附の場合には、その現物の時価相当額が寄附金の額となり、現物に含み損益が存する場合には、それが実現したものとして課税されることとなる（所法 59①、法 37⑧）。

ここで、含み益が存する現物を寄附、贈与した場合、拠出者においては、その含み益相当額に所得税あるいは法人税が課税されることとなるが、納税資金の手当てを行わなければならないなどの問題がある。

そこで、個人の拠出者に対しては、時価移転に伴う問題、特に含み益の実現に伴う課税の問題を緩和するために譲渡所得等の非課税措置（措法 40）が講ぜられている。

公益目的事業を行う法人に対して財産を寄附、贈与（遺贈を含む。）した場合に、①当該寄附、贈与が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すること、②寄附、贈与等を受けてから２年以内に当該公益目的事業の用に直接供されるなど所定の要件を充足することについて、国税庁長官の承認を受けた場合には、その寄附、贈与は、所得税の課税上はなかったものとみなされる。

ここで、財産の寄附、贈与を受ける公益目的事業を行う法人の範囲には、公益法人及び特定一般法人（非営利型法人のうち非営利性徹底法人）が含まれている。したがって、本制度の適用上は、公益法人と非営利型法人のうち非営利性徹底法人との間には、有利不利は存在しないこととなる。この点、換言すると、非営利型法人のうち共益型法人及び一般法人には、当該制度の適用は認められないので、両類型は不利が存在するものといえる。

なお、本制度においては、次の①及び②に示すとおり、非課税承認を取り消して、拠出者あるいは受領法人に対して課税を行う仕組みが採られているので注意を要する。

①　非課税承認の取消しと拠出者に対する課税

次の場合には、課税当局は、本制度に係る非課税承認を取り消すことができるものとされている（措法 40②）。そして、非課税承認が取り消された場合には、その取消しの時点で寄附、贈与があったものとして拠出者に対して課税が行われる。

(ｱ)　寄附、贈与等を受けてから２年以内に公益目的事業の用に直接供されなかった場合

(ｲ)　受領法人が公益目的事業の用に供する前に一定の事実が生じた場合（措令 25 の 17⑩）

この場合の「一定の事実」とは、次のとおりである。

１）拠出者の所得税、または、拠出者の親族その他これらの者と特別の関係がある者の

相続税若しくは贈与税の負担を不当に減少する結果とならないことの要件に該当しないこととなったこと

２）受領法人の財政基盤の強化を図るために所定の方法により管理されていることが確認できる所定の書類の提出がなかったこと

② 非課税承認の取消しと受領法人に対するみなし課税

また、次の場合にも、課税当局は、本制度に係る非課税承認を取り消すことができるものとされており（措法 40③）、この場合には、受領法人を拠出を行った個人とみなして所得税の課税が行われる。

(ｱ) いったん事業に供用した後に、その公益目的事業の用に直接供しなくなった場合

(ｲ) 拠出者の所得税、または、拠出者の親族その他これらの者と特別の関係がある者の相続税若しくは贈与税の負担を不当に減少する結果とならないことの要件に該当しないこととなったこと（措令 25 の 17⑬）

(ｳ) 非課税の承認に係る申請書提出の時において、①拠出者が受領法人の役員等及びその親族等に該当しないことの要件に該当していなかったこと及び②当該提出の時において同要件に該当しないこととなることが明らかであると認められ、かつ、当該提出の後に同要件に該当しないこととなったこと（措規 18 の 19⑩）

(3) 相続財産による拠出

相続等（遺贈による財産の取得を含む。）した者が、その取得した財産をその取得後、当該相続税の申告期限までに、公益法人その他の公益を目的とする事業を行う法人のうち、教育若しくは科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する一定のものに寄附、贈与をした場合には、当該寄附、贈与された財産の価額は、相続税の課税価格の計算の基礎に算入しないこととされている（措法 70）。

ただし、その贈与によって当該拠出者又はその親族その他これらの者と一定の特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合には、本制度の適用は認められない。

また、次の①及び②に掲げる場合には、本制度に係る非課税が取り消され、非課税とされた財産価額が、当該相続等に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入される（措法 70②）。

① 受領法人が、寄附、贈与を受けてから２年以内に非課税対象となる法人に該当しないこととなった場合

② 受領法人が当該財産の寄附、贈与を受けてから２年を経過する日においてなおその公益を目的とする事業の用に供していない場合

ところで、上記(2)に掲げる譲渡所得等の非課税（措法 40）の場合と本制度の適用対象となる受領法人の範囲が異なる点に注意を要する。この点、それぞれ、「公益目的事業」と「公益を目的とする事業」との用語の使い分けも行われている。

すなわち、本制度における受領法人としては、次のとおりであり、「特定一般法人（非営利型法人のうち非営利性徹底法人）」は、この範囲に含まれていない。

（参考）租税特別措置法施行令

（科学又は教育の振興に寄与するところが著しい公益法人等の範囲）

第40条の3　法第70条第1項に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一　独立行政法人

一の二　国立大学法人及び大学共同利用機関法人

一の三　地方独立行政法人で地方独立行政法人法第21条第1号又は第3号から第5号までに掲げる業務（同条第3号に掲げる業務にあっては同号チに掲げる事業の経営に、同条第5号に掲げる業務にあっては地方独立行政法人法施行令第4条第1号又は第3号に掲げる施設の設置及び管理に、それぞれ限るものとする。）を主たる目的とするもの

一の四　公立大学法人

二　自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団及び日本赤十字社

三　公益社団法人及び公益財団法人

四　私立学校法第3条に規定する学校法人で学校（学校教育法第1条に規定する学校をいう。以下この号において同じ。）の設置若しくは学校及び専修学校（同法第124条に規定する専修学校で財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）の設置を主たる目的とするもの又は私立学校法第64条第4項の規定により設立された法人で専修学校の設置を主たる目的とするもの

五　社会福祉法人

六　更生保護法人

3　金融資産収益に対する源泉所得税

その収入する金融資産収益（受取利子及び受取配当）に対する源泉所得税の課税及びその負担調整措置の適用除外によって、非営利型法人においては著しく不利な制度となっている。

この点について具体的に確認すると、まず、公益法人が収入する金融資産収益に対しては、そもそも所得税が非課税とされているので（所法11①）、所得税の源泉徴収も行われない。次に、一般法人が収入する金融資産収益に対しては所得税が課税され、源泉徴収が行われることになるが（所法5③、174、181）、金融資産収益は、法人税の課税対象に含められて法人税の課税を受けることになるので、源泉所得税については、法人税が前払いされたものとして法人税の納付すべき税額から控除される（法68①）。つまり、負担調整が行われることとなっている。

これらに対して、非営利型法人が収入する金融資産収益に対しては所得税が課税され、源泉徴収が行われる（所法5③、174、181）。ここまでは、一般法人と同様であるが、この金融資産が非営利型法人の非収益事業に属するものである場合には（一般にはこの状態が多いものと思われる。）、この金融資産収益は、収益事業課税の下では法人税の課税対象に含められず、法人税の課税は受けないこととなる。ただし、金融資産収益に対する源泉所得税については所得税額控除が適用されないので（法68②）、結局のところ、負担調整の機会がなく取り切りとなる。いわば、原則非課税の例外が生ずるところとなっている。

４　小括

法人自体に対する課税制度について、公益法人は、非営利型法人及び一般法人よりも課税上の優位性は高く、特に、公益目的事業の実施のために必要な金額までの損金算入が認められるみなし寄附金制度の存在は、非営利型法人及び一般法人において、みなし寄附金制度の適用が認められないこととも合わせて、公益法人における大きな特徴となっているものと理解される。

また、個人が一定の公益法人に対して財産を寄附、贈与する場合には、所得税及び相続税、贈与税の課税上、特例措置が講ぜられているので、資金調達を行う局面においても、公益法人は、非営利型法人及び一般法人よりも有利な立場にあるものと認められる。

Ⅱ　現行の課税制度に係る立法趣旨

上記「Ⅰ」において確認したとおり、公益法人及び非営利型法人、一般法人において課税制度は相違し、公益法人に対する課税制度については、その優位性が認められるが、すでに述べたとおり、法人類型の選択の基準の一つとして課税制度に着目する場合には、単に、有利不利だけではなく、その制度が安定的であるかどうかについても考慮すべきものと考える。そして、この安定性は、課税制度についての優位性の程度が合理的なものといえるかどうかと密接に関係するものと理解される。もっとも、課税制度の優位性の程度が合理的なものであるかどうかを直接的に判断することは困難なところである。

そこで、以下においては、「新たな非営利法人に関する課税及び寄附金税制についての基本的考え方（平成 17 年６月 17 日　税制調査会基礎問題小委員会・非営利法人課税ワーキング・グループ）」（以下、WG文書という。）に基づいて、新公益法人制度改革に伴い、課税制度が、どのような趣旨及び基本的な考え方を基礎として改正あるいは整備されたのかを確認する。

なお、現行の課税制度のうちには、WG文書において言及されていない事項が複数存するので、これらについては、『改正税法のすべて（平成 20 年度版）』（以下、『改正税法のすべて』という。）を基に、その立法趣旨を確認することとする。

１　WG文書における内容の確認

(1)　法人税の捉え方

WG文書においては、まず、法人税の性格について、次のとおり、いわゆる法人実在説的な考え方が示されている（WG文書一１ロ）。

> 法人税は、事業の目的や利益分配の有無にかかわらず、収益及び費用の私法上の実質的な帰属主体である事業体がその納税義務者とされるものであり、この点は営利法人も非営利法人も同様である。こうした考え方の下、非営利法人に対する課税に係る具体的な課税ベースについては、各々の非営利法人に関する私法上の仕組み（残余財産の帰属の態様等）や事業目的、活動の実態等を総合的に勘案して適切に設定する必要がある。

すなわち、WG文書においては、このような法人税の性格を前提として、「新たな非営利法人」に対する課税のあり方が検討されていることになるが、これは、法人税の性格についての従来の議論、検討の前提とされていたところとは異なっているものと思われる。なお、この点については、「Ⅳ」において改めて確認するものとする。

(2) 「公益性を有する非営利法人」に対する課税

具体的な法人類型に対する課税制度のあり方として、まず、「公益性を有する非営利法人」については、次のように述べられている（WG文書一２⑵）。

「公益性を有する非営利法人」に対する法人所得課税上の取扱いについては、その事業活動の公益性に鑑み、現行制度同様、基本的にすべての収益を非課税とすることが適当である。

ただ、当該法人が行う事業活動の実態は極めて多様であり、収益を得ることを目的とする営利法人と同種同等の事業活動が行われる場合もある。これを含めてすべての事業活動から生じる収益を非課税とすることは営利法人との間で著しくバランスを失することになる。このため、「公益性を有する非営利法人」においても、現行制度と同様、営利法人と競合関係にある事業のみに課税することとすべきである（収益事業課税）。

すなわち、「公益性を有する非営利法人」に対しては、原則非課税が適当であるとする一方で、営利法人とのイコール・フッティングの観点から、競合関係にある収益事業については課税をすべきであるとしている。

(3) 「公益性を有する非営利法人」以外の非営利法人に対する課税

次に、「新たな非営利法人」の、いま一つの法人類型である「「公益性を有する非営利法人」以外の非営利法人」については、次のように述べられている。

「公益性を有する非営利法人」以外の非営利法人は、「新たな非営利法人制度」の下では、準則主義（登記）により簡便に設立できる。利益分配を目的としないものの残余財産の帰属の制約がなく、事業内容の制限もない法人と位置付けられる。このため、（中略）様々な態様の非営利法人の設立が予想される。

かかる多様な実態を踏まえると、これら非営利法人に対する課税を一律の取扱いとすることには無理がある。これら非営利法人の組織運営や事業活動の目的・内容等の実質面に着目しつつ、これに対応した適正な法人所得課税のあり方を検討する必要がある。」（一３⑴）

「非営利法人のうち「専ら会員のための共益的事業活動を行う非営利法人」（中略）の場合、実際には、会員からの会費の収入時期と支出時期とのタイムラグにより一過性の「余剰」が生じることは避けられない。しかし、このような「余剰」への課税は当該法人の活動実態に照らし必ずしも合理的とは考えられない。かかる観点から、会員からの会費について非課税とする方向で検討することが適当である。

併せて、「専ら会員のための共益的事業活動を行う非営利法人」といっても千差万別であるため、このような課税の取扱いとすべき非営利法人を判定するための具体的基準のあり方等について検討を行う必要がある。」（一３⑵イ）

「「公益性を有する非営利法人」でも「専ら会員のための共益的事業活動を行う非営利法

人」でもない非営利法人も存在する。これについては、利益分配を目的としていないものの、実質的に給与やフリンジベネフィットという形で利益分配を行ったり、解散時に残余財産の帰属という方法により利益を分配したりすることが可能である。さらに、事業内容にも特段の制限がないため、実質的に営利法人と同種同等の事業活動も行いうる。このような法人の特性や実態等を踏まえれば、これに対する課税については、非営利法人、営利法人という法人形態の選択に対して中立的になるように、また租税回避手段としての濫用を防止するため、営利法人と同等の課税とすべきである。

さらに、こうした非営利法人については、相続税等の租税回避に濫用されるおそれがあることから、現行の公益法人等に関する租税回避の防止措置をも考慮し、適切な措置を検討する必要がある。」（一３⑵ロ）

すなわち、準則主義の下、設立される非営利法人（公益性を認定されたもの以外）については、その実態の多様性から、課税上、これらを一律に取り扱うことは困難であるとの見解が示されている。

その上で、「専ら会員のための共益的事業活動を行う非営利法人」の会費の収入時期と支出時期とのタイムラグから生ずる「余剰」については非課税とすることが適当であるとしている。ただし、非課税取扱いの対象とすべき法人の判定に係る具体的基準については検討が必要としている。

「公益性を有する非営利法人」でも「専ら会員のための共益的事業活動を行う非営利法人」でもない非営利法人については、法令上、実質的な利益分配や残余財産の分配が可能であり、事業内容にも制限がないことから、営利法人との法人類型の選択に係る中立性の確保及び租税回避手段としての濫用防止の観点から、営利法人と同等の課税とすべきものとされている。

ところで、現行の課税制度において、非営利型法人については、非営利性徹底法人と共益型法人に２区分されているが、ＷＧ文書においては、非営利性徹底法人については言及されていない点に注意を要する。

２　ＷＧ文書において言及されていない事項

上掲のとおり、ＷＧ文書においては、現行の課税制度が創設、整備されるに当っての基本的な考え方が示されているが、現行の課税制度のうち、ＷＧ文書においては触れられていない事項として、次の５つのものがある。

⑴　公益法人における収益事業の範囲（公益目的事業の除外）
⑵　公益法人におけるみなし寄附金
⑶　公益法人に対する公益法人等に係る軽減税率の不適用
⑷　非営利型法人の類型としての非営利性徹底法人の創設
⑸　非営利型法人に対する公益法人等に係る軽減税率及びみなし寄附金の不適用

そこで、以下においては、これらの事項の立法趣旨について『改正税法のすべて』を基に確認することとする。

なお、ＷＧ文書の公表後において、当然に、税制調査会において、新公益法人制度に基づく課税制度のあり方について議論、検討されたものと考えるが、公表されている資料、議事録上では、ＷＧ文書以後に、税制調査会において、この議論、検討が行われた事実を確認することができない。

この点について、税制調査会第 46 回総会・第 55 回基礎問題小委員会合同会議（平成 18 年６月２日）において、当時の石弘光会長は、「非営利法人の税制は来年度以降になると思いますが、そのとき本格的に議論をしたいと思います」としたものの、平成 18 年 11 月７日から委員の交代があり、結局のところ、「非営利法人の税制」自体の検討、議論が行われることがなかったものと推察される。

(1) 公益法人における収益事業の範囲（公益目的事業の除外）

公益法人に対する課税制度において、その優位性の具体的な内容のひとつとなるのが、公益法人が法人税法上の収益事業の要件を充足する事業を行う場合であっても、その事業が公益目的事業として行われている場合には、法人税法の課税対象となる収益事業の範囲から除外される点である。

この措置についての立法趣旨は、『改正税法のすべて』においては、次のとおり説明されている（『改正税法のすべて』284 頁）。

> 公益法人認定法上は、公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えてはならないとの収支相償の基準が適用されます。このため、公益目的事業による収支差額が一時的には生ずる事業年度があるとしても、恒常的には生じ得ない収支構造であることが制度上確保されているといえます。そこで公益目的事業についてはあらかじめ収益事業の範囲から除外するというものです。

すなわち、公益法人が、公益認定法に基づいて収支相償の基準を充足しなければならない点に着目して整備されたものであると理解される。

(2) 公益法人におけるみなし寄附金

公益法人における寄附金に関して、公益法人特別限度額までの損金算入を認めることとされた理由については、次のとおり説明されている（『改正税法のすべて』285－286 頁）。

> 公益社団法人・公益財団法人については、公益目的事業には収支相償の基準が適用されるため、公益目的事業による収益だけではその実施のための資金が不足すると見込まれること、その不足額については適正に算定することが求められていること、また、公益目的事業に繰り入れるべき収益事業等の収益の 50%相当額の財産はもちろんのこと、それ以外であっても公益目的事業財産としたものは公益目的事業のために使用し、又は処分することとされていること、さらには、遊休財産についての保有制限が課せられ、事実上、一定期限までに使用し、又は処分することが義務付けられることとなることから、無制限に内部留保しておくことはできないこととされています。
>
> そこで、このような制度上の義務付けを前提として、みなし寄附金の額のうち公益目的事業の実施のために必要な金額として算定された額（以下「公益法人特別限度額」といいます。）までの損金算入を認める、いわゆる実額ベースでの限度額が設けられました。

すなわち、公益法人が、①収支相償の基準を充足しなければならないこと及び②それによって事業資金の不足が懸念されること、③公益目的事業財産の使途が限定されていること、④遊休財産の保有制限が課されていることなどの法人類型の特性に着目して整備されたものであると理解される。

(3) 公益法人に対する公益法人等に係る軽減税率の不適用

この措置は、非営利型法人を除く公益法人等に含まれる他の法人類型及び従来からの旧民法法人と比べて不利となるものである。公益法人に対して公益法人等に対する軽減税率が適用されない理由については、次のとおりである（『改正税法のすべて』285 頁）。

> 公益目的事業非課税やみなし寄附金制度が適用される結果、これらが適用された後の課税所得を構成するものは、公益目的事業に充てることが予定されていないものとなることから、それに対して軽減税率を適用する合理性はないと考えられるからです。

この点についても法人類型の特性に着目した措置と説明されているが、後述するように、公益法人等の収益事業に係る所得金額の計算上、みなし寄附金の損金算入を認めた上で、さらに、一般の営利法人よりも低い税率で課税することについては、従前より見直しが検討されてきたところである。

(4) 非営利型法人の類型としての非営利性徹底法人の創設

上述したとおり、WG文書においては、非営利型法人の類型の一である非営利性徹底法人についての言及はなく、非営利性徹底法人が、どのような議論、検討の下に創設されたのかは明らかではないが、平成 20 年度税制改正において、非営利型法人の類型の一つとして、非営利性徹底法人が掲げられるところとなった。その趣旨については、次のとおり説明されている（『改正税法のすべて』292 頁）。

> この類型は、剰余金の分配を行わず、残余財産の帰属先が公益的な活動を行う法人等に限定され、さらに役員給与などによる実質的な利益分配が行われる恐れも排除されているような法人については、必ずしも利益を稼得する活動を行うとは限らないと評価できることから、利益を稼得すると想定される活動、すなわち収益事業を行う場合に限り課税関係を生じさせることが適当であるとの観点に立って設けられたものです。

非営利性徹底法人の要件においては、事業内容に係る要件は設けられていないものの、一般法人法が定めていない残余財産の分配については制限が設けられている。いわば出口規制を掛けたことによって、一般法人と営利企業との相違を担保し得るものとして、原則非課税・収益事業課税の課税制度の対象に含めることとされたものと推察される。

なお、共益型法人の要件においては、残余財産の分配について法人の意思による処分、分配の余地が残されているものの、事業内容について、会員の相互の支援、交流、連絡その他の当該会員に共通する利益を図る活動を行うことをその主たる目的としていること及び主たる事業として収益事業を行っていないことを要件として掲げている。こちらは、入口規制を掛けているものと思われる。つまり、収益事業の規模を制限することで、営利企業との相違を担保しているものと理解される。

なお、法人の意思による残余財産の分配、処分の必要性は、たとえば、会費の余剰たる残余財産を会員に返還する場合などに認められる。また、機関決定に基づく法人の解散、残余財産の分配、処分が認められるのは一般社団法人に限られる。

一般財団法人の場合には、機関決定によって解散する仕組みはなく、定款に定める存続期間の満了や解散事由に基づき解散される（一般法人法 202①）。また、一般財団法人が、その設立者に残余財産の分配を受ける権利を与える旨を定款に定めることは無効とされている。ここで、一般財団法人において、定款に、残余財産については会員間で、その負担に応じて還付する旨を定めることが、共益型法人の要件⑤（上記「Ｉ１」参照）との関係では可能かどうかが問題となるが、これは可能であるとされる。すなわち、共益型法人の要件⑤について、「特定の者に残余財産を帰属させることを制限するものであり、会員間で負担に応じて残余財産を還付する場合などは要件違反には該当しません。」と述べられている（『改正税法のすべて』294 頁）。残余財産の還付として整理されている点にも留意すべきである。

(5)　非営利型法人に対する公益法人等に係る軽減税率及びみなし寄附金の不適用

非営利型法人に対して公益法人等に係る軽減税率及びみなし寄附金が適用されないことの理由については、次のとおりである（『改正税法のすべて』287 頁））。

一般社団法人・一般財団法人は、法人制度としての公益性が担保されているわけではないので、法人が有する公益性に着目した措置である、軽減税率やみなし寄附金は適用しないこととされました。

なお、公益性が担保されない非営利法人の類型として、いわゆるＮＰＯ法人が存するが、ＮＰＯ法人についても、公益法人等に対する軽減税率とみなし寄附金は適用されていないので、こちらとの均衡も意識されるところである。

Ⅲ　公益認定基準及び税法における「特別の利益」の内容と異同

「Ⅱ」においては、公益法人及び非営利型法人に適用される課税制度の安定性について検討したところであるが、制度自体の問題と並んで特定の法人類型に適用される課税制度が適用されるに際しては、当然に、その法人段階で求められる要件を充足し、維持することが必要となる。したがって、課税制度の安定性は、その法人段階で求められる要件を充足し、維持することの難易度についても関心を払うべきである。すなわち、基準あるいは要件の充足状態を維持することが極めて困難である場合には、課税制度が安定的ではないといい得る。

ところで、公益認定を取り消された場合、当該法人は、一般法人となるものとされているが、この場合、課税上の問題として、当該法人が非営利型法人の要件を充足している場合には、非営利型法人として取り扱われることになる。

公益認定法における公益認定基準及び法人税法における非営利型法人の要件は、それぞれ多岐にわたっており、そのすべてが共通しているわけではないが、共通するもののとして、「特別の利益」に関する基準、要件が存する（公益認定法５①三、四、法令３①三、②六）。

ここで、非営利型法人における「特別の利益」に係る要件は、法人の非営利性を立証し、これを維持する上で不可欠の要件となっており、このことは、法人税の取扱いにおいて、非営利型法人が、ひと度「特別の利益」に係る要件を充足しないこととなった場合には、それ以後、当該要件を充足することはできず、つまり、それ以後、当該法人は非営利型法人に該当することはないものとされている点にも現れているものと理解される（法基通 １－１－９）。

したがって、仮に、両者における「特別の利益」の内容、範囲が一致するものとすると、「特別の利益」に係る基準を充足しないことを理由として公益認定を取り消された場合には、同時に、非営利型法人の要件についても充足しないこととなる。

そこで、公益認定の取消しが、その後において適用される課税制度に及ぼす影響を確認するために、公益認定基準における「特別の利益」と非営利型法人の要件における「特別の利益との内容、範囲及びその異同について整理するものとする。

１　公益認定基準における「特別の利益」

(1)　基準の概要

公益認定法においては、公益認定基準として、「特別の利益」に関しては、その対象の別に応じて、次の２つの基準を掲げている（公益認定法５①三、四）。

①　その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他一定の法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること

②　その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う一定の者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること

これらの基準の内容を補足すると、まず、上記①の基準における「一定の法人の関係者」とは、「特別の利益」を与える対象者を意味し、具体的には、次に掲げる者とされる（公益認定法施行令１）。

(ｱ)　理事、監事又は使用人

(ｲ)　その社員又は基金の拠出者（一般社団法人の場合）

(ｳ)　その設立者又は評議員（一般財団法人の場合）

(ｴ)　上記(ｱ)から(ｳ)までに掲げる者の配偶者又は三親等内の親族

(ｵ)　上記(ｱ)から(ｴ)までに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(ｶ)　上記(ｴ)及び(ｵ)に掲げる者のほか、(ｱ)から(ｳ)までに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者

(ｷ)　上記(ｲ)又は(ｳ)に掲げる者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を支配する一定の法人又はその法人の事業活動を支配する一定の者

ここで、「(ｷ)」における「その法人が事業活動を支配する一定の法人」とは、その法

人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人をいい（公益認定法施行規則１①）、「その法人の事業活動を支配する一定の者」とは、一の者がその法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者をいうものとされている（公益認定法施行規則１②）。

さらに、「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合をいうものとされている（公益認定法施行規則１③）。

１）一の者又はその一若しくは二以上の子法人が社員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有する場合

２）対象となる法人が一般財団法人である場合には、評議員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が 50%を超える場合

ⅰ）一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。）又は評議員

ⅱ）一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の使用人

ⅲ）当該評議員に就任した日前５年以内にⅰ）又はⅱ）に掲げる者であった者

ⅳ）一の者又はその一若しくは二以上の子法人によって選任された者

ⅴ）当該評議員に就任した日前５年以内に一の者又はその一若しくは二以上の子法人によって当該法人の評議員に選任されたことがある者

次に、上記②の基準に関して、公益法人に対し、その公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、ここで問題とされる「特別の利益」には含まれない。

また、②の基準においては、「特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う一定の者」が「特別の利益」の対象とされるが、具体的には、次に掲げる者とされる（公益認定法施行令２）。

(ｱ)　株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人に対して当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体

(ｲ)　社員その他の構成員又は会員若しくはこれに類する一定の者の相互の支援、交流、連絡その他の社員等に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

なお、この「(ｲ)」における「会員若しくはこれに類する一定の者」とは、特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡若しくは貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者をいうものとされている（公益認定法施行規則２）。

(2) 「特別の利益」の意義（態様・内容）

公益認定基準における「特別の利益」の意義又は具体的内容については、公益認定法及びその政令、府令においては明らかにされていないが、「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（平成 25 年１月 23 日改正）内閣府公益認定等委員会（以下、公益認定等ガイドラインという。）において言及されている。すなわち、「特別の利

益」とは、「利益を与える個人又は団体の選定や利益の規模が、事業の内容や実施方法等具体的事情に即し、社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇がこれに当た」るものとされている（公益認定ガイドライン３）。

これは、利益の態様、内容については直接的には明らかにされてない抽象的な内容であり、また、その具体例についても示されていない。さらにいまひとつの特徴として、資産や経済的利益を前提とする「利益の供与」だけではなく、「その他の優遇」が含まれており、利益につながる地位や位置づけなどを含む広い概念であることが示されている。

なお、この基準の運営上の留意点としては、「確定的に利益が移転するに至らなくとも、そのおそれがあると認められる場合には報告徴収（認定法第 27 条第１項）を求めうる」とされている点である。つまり、この基準は、「特別の利益」が与えられたという結果だけを問題とするのではなく、その恐れ、可能性の有無をも対象とされているものと理解される。

実際に、墓地使用権を販売する公益財団法人が、墓石販売及び建墓工事について特定の石材業者と業務提携契約を結んでいたことが、法人の事業活動上の独占による優越的な地位を与えることに該当し、これが「特別の利益」を与えないことの基準に適合しないものとして是正勧告（その後、対応を待たずに公益認定の取消し）が行われた実例が存する（平成 27 年 10 月 15 日千葉県総務部政策法務課）。

２　非営利型法人の要件における「特別の利益」

(1)　非営利型法人の要件の概要

すでに述べたとおり、非営利型法人の類型としては、①非営利性徹底法人及び②共益型法人の２つが存するが、まず、非営利性徹底法人に係る要件のうち「特別の利益」を与えることに係る要件については、次のように定められている（法令３①三）。

> 三　前２号の定款の定めに反する行為（前２号及び次号に掲げる要件の全てに該当していた期間において、剰余金の分配又は残余財産の分配若しくは引渡し以外の方法（合併による資産の移転を含む。）により特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含む。）を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。

次いで、共益型法人に係るに係る要件のうちの「特別の利益」に係る要件は、次のとおりである（法令３②六）。

> 六　前各号及び次号に掲げる要件の全てに該当していた期間において、特定の個人又は団体に剰余金の分配その他の方法（合併による資産の移転を含む。）により特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことがないこと。

両者を比較すると、「特別の利益」を与えることの位置づけが異なっている。すなわち、非営利性徹底法人に係る規定においては、「特別の利益」を与えることを剰余金の分配又は残余財産の分配の禁止事項の範囲に「含む」と定められており、直接的に問題とされているのは、「剰余金の分配又は残余財産の分配若しくは引渡し」である。

なおここで、規定上、「剰余金の分配又は残余財産の分配若しくは引渡し以外の方法（省

略）により」とされている点の意味内容が問題となるが、これは、形式上、あるいは、名目上、「剰余金の分配又は残余財産の分配若しくは引渡し」とならない場合、または、されていない場合が想定されているものと捉えるべきである。

これに対して、共益型法人に係る規定においては、直接的に「特別の利益」を与えることを問題とし、その手法の一つとして「剰余金の分配」が位置づけられている。つまり、両要件においては、枠組みと、その内容、手法が入れ替わっているものと認められる。

ただし、このことによって、具体的な差異、相違が生ずるものではないと考えられるところである。

(2) 「特別の利益」の内容、範囲

非営利型法人の要件における「特別の利益」については、法人税の取扱いにおいて、その具体例が掲げられている。すなわち、次の６つの項目が掲げられ、これらの態様で「社会通念上不相当なもの」が「特別の利益」として取り扱われている（法基通１－１－８）。

① 特定の個人又は団体に対し、その所有する土地、建物その他の資産を無償又は通常よりも低い賃貸料で貸し付けていること

② 特定の個人又は団体に対し、無利息又は通常よりも低い利率で金銭を貸し付けていること

③ 特定の個人又は団体に対し、その所有する資産を無償又は通常よりも低い対価で譲渡していること

④ 特定の個人又は団体から通常よりも高い賃借料により土地、建物その他の資産を賃借していること又は通常よりも高い利率により金銭を借り受けていること

⑤ 特定の個人又は団体の所有する資産を通常よりも高い対価で譲り受けていること又は法人の事業の用に供すると認められない資産を取得していること

⑥ 特定の個人に対し、過大な給与等を支給していること

これらは、たとえば、法人税基本通達９－２－９など他の税務上の取扱いにおいても経済的利益の供与として挙げられている一般的な項目であり、特異なものは認められない。

なお、この６項目は例示であり、「特別の利益」を与えることの態様が、これらに限定されるわけではない点に注意を要する。

３ 相続税又は贈与税の租税回避防止規定における「特別の利益」

(1) 相続税又は贈与税の租税回避防止規定の概要

相続税及び贈与税（以下、相続税等という。）は、個人から個人への財産の移転、取得に対して課される租税であり、本来、個人（自然人）に対する租税である。したがって、法人が個人から財産を取得した場合には、相続税等の問題は生じないはずであるが、持分のない法人に対して財産を移転する場合には、相続税等の租税回避が可能となる。すなわち、ここでの「租税回避」は、本来、財産に対する持分権が切り離されることで自然人に

対する課税が漏れる点を想定しているものと理解される。そして、「持分のない法人」が法人税の原則非課税法人である場合には、法人に対する課税も行われないこととなる。

そこで、この持分のない法人を利用した租税回避行為に対処するために、その防止措置として、①持分のない法人を通過する贈与等に対する措置及び②相続税等の不当な負担軽減となる持分のない法人への贈与等に対する措置が用意されており、それぞれの概要は、次のとおりである。

なお、いずれの措置も、持分のない法人に対して贈与等が行われた場合を対象としているので、両規定の適用に際しての優先劣後の関係が問題となるが、相続税法第 65 条第１項中に「次条第４項の規定の適用がある場合を除くほか」とあるとおり、「相続税等の不当な負担軽減となる持分のない法人への贈与等に対する措置」（相法 66④）の適用が先行する。

① 持分のない法人を通過する贈与等に対する措置

持分のない法人に対する贈与等について、その法人が一定の者（個人）に特別の利益供与をする場合には、当該受贈者からその利益供与を受ける一定の者に対して贈与等があったものとみなして相続税等が課税される（相法 65）。つまり、贈与を受ける法人を導管（トンネル）と観念して、実際に、その特別の利益供与を受ける個人に対して相続税等を課税する措置である。

② 相続税等の不当な負担軽減となる持分のない法人への贈与等に対する措置

持分のない法人に対して贈与等をすることで、贈与者等の親族等の相続税等が不当に軽減する場合には、持分のない法人を個人とみなして相続税等を課税するものとされている（相法 66④）。本来、相続税等の課税対象ではない法人を個人とみなして、法人に課税する点に特徴がある。

(2) 適用除外となる要件における「特別の利益」

相続税法第 66 条第４項に規定する措置は、持分のない法人へ贈与等をすることによって相続税等の負担の軽減あるいは回避を図る行為を防止することを意図したものであるが、個人から持分のない法人への寄附そのものを抑制してしまう負の効果も認められるところであり、極めて限定的に適用されるべきである。この点は、法令上も考慮されており、次の要件を満たす場合には、相続税等の負担が「不当に減少する結果となると認められないもの」として適用対象から除かれている（相令 33③）。

① その運営組織が適正であるとともに、その寄附行為、定款等において、その役員等のうち親族等の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合が３分の１以下とする旨の定めがあること

② 贈与等をした者、その法人の設立者、社員若しくは役員等又はこれらの者の親族等に対し、施設の利用、余裕金の運用、解散した場合における財産の帰属、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと

③ その寄附行為、定款等において、法人が解散した場合にその残余財産が国若しくは地

方公共団体又は公益法人その他の公益を目的とする事業を行う法人（持分の定めのないものに限る。）に帰属する旨の定めがあること

④　その法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと

ここで、注目すべき点は、②において「特別の利益を与えないこと」が掲げられている点である。そして、この場合の「特別の利益」を与えることの内容について、(ｱ)施設の利用、(ｲ)余裕金の運用、(ｳ)解散した場合における財産の帰属、(ｴ)金銭の貸付け、(ｵ)資産の譲渡、(ｶ)給与の支給、(ｷ)役員等の選任が示されている。「役員等の選任」が挙げられているように、経済的利益に限定されていない点が注目される。

さらに、ここで示された項目と重複するものも存するが、相続税の取扱いにおいて、その具体例が示されている（贈与税の非課税財産（公益を目的とする事業の用に供する財産に関する部分）及び持分の定めのない法人に対して財産の贈与等があった場合の取扱いについて（昭和 39 年６月９日付直審(資)24、直資 77（最終改正：平成 20 年７月８日付課資２－８改正））16(2)）。すなわち、贈与等を受けた法人が、贈与者等又はその親族その他特殊関係者（以下、親族等という。）に対して、次に掲げるいずれかの行為をし、または、行為をすると認められる場合に、「特別の利益」を与えることになるものとされている。

(ｱ)　法人の所有する財産を親族等に居住、担保その他の私事に利用させること

(ｲ)　法人の余裕金を親族等の行う事業に運用していること

(ｳ)　法人の他の従業員に比し有利な条件で、親族等に金銭の貸付をすること

(ｴ)　法人の所有する財産を親族等に無償又は著しく低い価額の対価で譲渡すること

(ｵ)　親族等から金銭その他の財産を過大な利息又は賃貸料で借り受けること

(ｶ)　親族等からその所有する財産を過大な対価で譲り受けること、または、親族等から当該法人の事業目的の用に供するとは認められない財産を取得すること

(ｷ)　親族等に対して法人の役員等の地位にあることのみに基づき給与等を支払い、または、法人の他の従業員に比し過大な給与等を支払うこと

(ｸ)　親族等の債務に関して、保証、弁済、免除又は引受け（当該法人の設立のための財産の提供に伴う債務の引受けを除く。）をすること

(ｹ)　契約金額が少額なものを除き、入札等公正な方法によらないで、親族等が行う物品の販売、工事請負、役務提供、物品の賃貸その他の事業に係る契約の相手方となること

(ｺ)　事業の遂行により供与する利益を主として、または、不公正な方法で、親族等に与えること

まず、上記(ｳ)から(ｷ)については、上記「２(2)」で述べたとおり、法人税の取扱いにおいても、一般に経済的利益の供与として取り扱われている項目であると認められる。これらは贈与等を受けた法人が、直接的に、経済的利益を供与する行為であるが、(ｱ)及び(ｲ)、(ｸ)は、いずれも法人を利用した迂回的行為であり、これらの行為を法人と親族

等との間で直接に行った場合には、経済的利益の供与の問題となる行為であると理解される。要するに、これらの具体例は、財産（権）の移転、取得の実態を示す行為であり、相続税等の負担の不当な減少、負担回避の防止という制度の趣旨が反映されているものと理解される。

なお、(ｹ)は特異な項目であると考えられる。未だ経済的利益が発生しておらず、かつまた、財産（権）の移転、取得の実態を示す行為でもない。つまり、親族等に優越的な地位を認める行為であって公益認定基準における「その他の優遇」に類似している。

次いで、(ｺ)は、実質的な剰余金の分配が想定されているものと理解される。

また、②において「特別の利益」を与えることが問題とされる対象は、贈与等をした者、その法人の設立者、社員若しくは役員等又はこれらの者の親族等とされるが、ここで「親族等」とは、その法人の役員等のうち親族関係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者をいうものとされている（相令 33③）。

(ｱ)　その親族関係を有する役員等（理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるものをいう。以下同様。）と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(ｲ)　その親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

(ｳ)　(ｱ)又は(ｲ)に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

(ｴ)　次に掲げる法人の会社役員（みなし役員を含む。）又は使用人である者

１）その親族関係を有する役員等が会社役員となっている他の法人

２）その親族関係を有する役員等及び(ｱ)から(ｳ)までに掲げる者並びにこれらの者と特殊の関係のある法人（法２十）を判定の基礎にした場合に同族会社に該当する他の法人

４　「特別の利益」に係る３類型の比較

(1)　具体例の比較（異同）

具体例が示されていない公益認定基準の場合を除き、法人税の取扱いにおいて示された「特別の利益」を与えることの具体例及び相続税の法令及び取扱いにおいて示された具体例のうちには相互に類似する項目が認められる。

すなわち、法人税の取扱いに挙げられた６項目は、他の法人税の取扱いにおいても経済的利益の供与として挙げられる項目であり、また、表現の相違はあるものの、上記「３(2)」(ｱ)から(ｸ)までに掲げたとおり、いずれも相続税の法令及び取扱いにおいても掲げられているものであり、これらが「特別の利益」を与えることの典型的な例であると考えられる。もっとも、それぞれに挙げられた具体例は、あくまでも例示であって、これらに限られるわけではない点に注意を要する。

一方で、相違点としては、非営利型法人の要件においては、「社会通念上不相当なもの」に限定されているが、相続税の法令及び取扱いについては、特に、この点は問題とされて

いない。これは、相続税の租税回避防止規定においては、実質的に財産（権）の移転、取得の実態があるかどうかに主眼が置かれているため、社会通念に照らして相当か不相当か、あるいは、その程度、水準などは問題とされていないものと理解される。

(2) 概念の比較

公益認定基準及び非営利型法人の要件、相続税の法令及び取扱いのそれぞれにおいて、「特別の利益」の概念自体、つまり、「特別の利益」とは何か、「特別の利益」を、どのように捉えているかは必ずしも明確にされていない。

示された具体例においては重複する項目が認められるものの、そもそもがそれぞれの目的とするところがあることからは、その根底にある考え方や「特別の利益」を与えることを問題とする理由は、当然に、異なっているものと推察される。

そこで、それぞれの目的とするところを確認しながら、「特定の利益」が問題とされる理由について整理するものとする。

まず、公益認定基準については、公益とは、不特定多数者の利益を図ることであるので、特定者又は少数の者に対する利益の供与となっているかどうか、あるいは、利益を享受する機会が限定されているかどうかが注目されているものと理解される。したがって、この点が、特定者に対する現実的な経済的利益の供与だけでなく、利益につながる地位や位置づけについての優遇をも排除することの根拠を形成しているものと理解される。

次いで、非営利型法人の要件は、課税制度として原則非課税・収益事業課税となるかどうかの要件であるから、非営利性の維持、つまり、剰余金の分配又は残余財産の分配そのもの、あるいは、形を変えた剰余金の分配又は残余財産の分配が行われているかどうかが関心の対象となる。したがって、ここでの「特別の利益」は、もっぱら、相当性に欠ける経済的利益の供与と同義のものと捉えることができるものと考える。

最後に、相続税の法令及び取扱いについてであるが、ここでは、持分のない法人を利用した相続税等の負担の不当な軽減、回避を防止する制度を適用すべきかどうかの要件とされているので、利益そのものの有無やその発生よりも、その発生源泉となる財産などの移転、取得が行われた実態があるかどうかが要点となる。したがって、この財産などの移転、取得が行われた実態があるからこそ、「特別の利益」を与える行為又は事象が行い得るものとする考え方が採られているものと推察される。

5 公益認定の取消しに関連する特殊問題（公益認定取消しの申請によって公益認定が取り消された場合の影響）

(1) 問題の所在

以上においては、主として、「特別の利益」に係る公益認定基準を適合しないことを理由として公益認定が取り消された場合における課税上の影響について確認することを意図して、「特別の利益」の内容、範囲について整理をしたところである。すなわち、検討の前提は、公益認定が「取り消された」場合となる。

これに対して、公益認定の取消しに関する仕組みとしては、公益法人が自ら公益認定の取消しを申請する方法が存在する（公益認定法 29①）。そこで、ここでは、以上において整理したところを踏まえて、公益法人が自ら公益認定の取消しを申請した場合の課税上の影響、つまり、非営利型法人の要件充足との関係について若干の検討を行うものとする

(2) 検討

公益認定法上、公益法人が公益認定基準に適合しないこととなった場合には、行政庁は、公益認定を取り消すことができるものとされている（公益認定法 29②一）。

また、これとは別に、一定の事由に該当する場合に、行政庁は公益認定を取り消さなければならないものとされており（公益認定法 29①）、その事由の一つとして、「公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき」が掲げられている（公益認定法 29①四）。要するに、公益法人は、自らの申請によって公益認定について取消しを求めることができることとなっている。

ここで、「特別の利益」に係る基準に適合しない事実、状況にある場合に、公益法人が、敢えて自ら公益認定の取消しの申請を行った場合には、行政庁において「特別の利益」に係る公益認定基準を充足しないことの判定を行うまでもなく、公益認定を取り消されることになる。つまり、当該法人において、公益認定の取消しの過程においては、「特別の利益」に係る公益認定基準に適合していない事実、状況を表面化させないことが可能となる。

そして、公益認定を取り消された法人は一般法人となるところ、当該法人が非営利型法人の要件を充足するかどうかの判定に際しても、「特別の利益」に係る要件を充足しているかどうかの事実関係が公益認定の取消事由からは判明しないこととなる。

それゆえ、仮に、非営利型法人の要件に係る「特別の利益」の供与に該当することが疑われる行為が行われており、そのことを理由として公益認定の取消しを受けかねないと認知した時点で、公益認定の取消しの申請を行えば、公益認定の取消事由が非営利型法人に係る要件とは直接的には結び付かないことになるので、公益認定を取り消されて、一般法人となったとしても、非営利型法人の類型を維持するための一つの対策となり得るのではないかとの懸念が生ずる。

このような対策が実際に有効であるかどうかは、行政庁と課税当局との間の情報共有や情報交換の体制や実態にも左右される問題であるものと理解される。たとえば、行政庁による公益認定上の是正勧告においては是正すべき点について詳細に公表されるので、この段階で、公益認定の取消しを申請した場合には、課税当局においても、この公益認定の取消しに至っていない時点においてすでに相当程度の状況が把握され得るものと推察される。

ただし、是正勧告を受けるよりも前に、たとえば、行政庁から報告の徴収（公益認定法 27①）を受けた段階で公益認定の取消しが申請される場合には、その時点において、「特別の利益」に係る公益認定基準の適合状況に問題があることについて課税当局が十分な情報を把握することは困難であると思われる。

したがって、申請の時機によっては、公益法人が自ら公益認定の取消しの申請を行うことが、法人税の課税において収益事業課税の適用を受けるための対策たり得る可能性は否

めないものと考える。

もっとも、非営利型法人の要件についての充足、非充足の判断は、あくまでも課税当局において独自に行われるものであり、しかるべき時機において、過去の状況も含めて、「特別の利益」の要件について確認が行われる。

つまり、公益認定の取消しの申請による対策が採られて、公益認定法上は、「特別の利益」に係る公益認定基準に適合しない事実、状況が明らかにされていなかったとしても、課税当局における判定において、「特別の利益」に係る非営利型法人の要件に充足しない事実、状況が認められれば、当該法人は、課税上、非営利型法人ではなく、一般法人として取り扱われることになるものと理解される。

したがって、このような対策により、いったんは効果があったとしても、それは一時的なものに過ぎず、最終的には、非営利型法人の要件に充足しない、あるいは、充足していなかった事実が明らかにされる事態は十分に想定されるところである。

６　小括

公益認定基準における「特別の利益」と非営利型法人の要件に係る「特別の利益」とは、相当程度、内容、範囲を共通にしており、相互参照の関係にあるものと理解される。もっとも、これは概念的な相互参照に止まるものと考える。すなわち、課税当局による調査の結果や課税処分の内容は、国税不服審判所への審査請求や裁判所への提訴が行われなければ、その理由や内容が公にされることはないので、行政庁においては、この段階に至るまでは、情報を把握することはできない点に注意を要する。この点はともかく両者においては類似性が認められるものの、それぞれ目的とするところを別にする異なる概念であり、完全に一致するものではない。

公益認定基準に係る「特別の利益」については、公益認定等ガイドラインにおいて抽象的に示されているに止まるが、具体的な経済的利益の供与に加えて、利益につながる地位や位置づけの優遇についても「特別の利益」の内容、範囲に含められている点で大きな特徴を示している。

私見としては、この利益につながる地位や位置づけの優遇については、従来からの税務上、経済的利益の供与の典型例とされてきた態様とは異なる部分であり、非営利型法人の要件に係る「特別の利益」の内容、範囲を構成するものとはならないものと考える。したがって、この利益につながる地位や位置づけの優遇が「特別の利益」に該当するものとして公益認定が取り消された場合には、本来的には、非営利型法人の要件充足には影響はないものと捉えるべきである。

もっとも、公益認定基準にせよ、非営利型法人の要件にせよ「特別の利益」の供与は、公益法人あるいは高い非営利性を有する法人の行為として相応しくないものと観念され得るところからは、公益法人のみならず非営利型法人においても、「特別の利益」の内容、範囲は広く捉える意識が必要であるように思われる。

Ⅳ　公益法人等に対する課税のあり方を検討する上での前提（変遷）

繰返しとなるが、ＷＧ文書においては、法人税の性格に関して、いわゆる法人実在説的な考え方が示されている。この「法人税の性格」が、公益法人及び一般法人に対する課税のあり方を検討する上での前提とされたことは明らかであるが、これは、従来からの公益法人等に対する課税のあり方を巡る議論、検討の前提とするところからは、大きな、そして、重要な転換が行われたものと考えられるところである。

そこで、従来、公益法人等に対する課税のあり方について、どのように議論されてきたのかを補足的に確認するものとする。

１　シャウプ税制以前の課税制度（1899（明治 32）年以後）

法人の所得金額に対する課税は、1899（明治 32）年に始まったが、「營利ヲ目的トセサル法人ノ所得」は「所得税ヲ課セス」とされた。

この「營利ヲ目的トセサル法人」の範囲については法令上明確にはされていなかったが、「府縣、郡、市、町村、商業會議所其ノ他ノ公法ノ規程ニ依ルモノ及民法第一編第二章ノ規程ニ依ルモノヲ總稱ス」るものと考えられていたものとされる（上林 1901、102 頁）。なお、「民法第一編第二章ノ規程ニ依ルモノ」は旧民法法人が、これに該当する。その後、1913（大正２）年及び 1920（大正９）年の所得税法の改正及び 1940（昭和 15）年の法人税法の独立の際に、関連する規定の改正、創設は行われたものの、旧民法法人は継続して非課税法人として取り扱われた。

ここで、「營利ヲ目的トセサル法人ノ所得」について非課税とされた理由については、次のように述べられている（上林 1901、102－103 頁）。

「營利ヲ目的トセサル法人ノ所得ニ課税セサルハ其ノ所得カ營利事業ニ依リテ生シタルモノナラサルカ故ニアラスシテ法人ノ性質カ營利ヲ目的トセサルニ因ル故ニ此ノ種ノ法人カ時トシテ營利的事業ヲ經營スルコトアルモ（例ヘハ府縣、郡、市、町村カ電氣ヲ製造シテ之ヲ工業者ニ販賣シ或ハ水道ヲ開設シテ其ノ給水料ヲ収入スルカ如キ或ハ學術ノ協會カ書籍雑誌ヲ發行スルカ如シ）尚之ニ課税スツコトヲ得サルモノトス」

すなわち、法人の非営利性を理由として非課税とされていたものと解説されている。なお、これは解説であり、立法趣旨が明らかにされたものではない点に注意を要する。

なお、収益事業を行う場合であっても、収益事業に対して課税する考え方は採られていなかった点についても注目される。

２　シャウプ税制における課税制度（1950（昭和 25）年以後）

昭和 25 年度税制改正において、次のとおり規定が整備されて、公益法人等に対する原則非課税・収益事業課税の制度が確立された。

法人税法第５條（公益法人の収益事業に対する課税）

左に掲げる法人の所得で収益事業から生じた所得以外の所得に対しては、各事業年度の所得に対する法人税は、これを課さない。

一　民法第 34 條の規定により設立した法人、宗教法人並びに学校法人及び私立学校法第 64 條第４項の規定により設立した法人

二　弁護士会及び日本弁護士連合会、弁理士会並びに税務代理士会

三　法人たる労働組合及び国家公務員法に基く法人たる国家公務員の組合その他の団体

四　漁船保険組合、農業共済組合及び同連合会並びに国家公務員共済組合及び同連合会

五　牧野組合、住宅組合、海外移住組合及び同連合会並びに負債整理組合

六　損害保険料率算出団体及び家畜登録協会

なお、昭和 25 年度税制改正は、いわゆるシャウプ税制勧告に基づいて整備されたものであるが、ここで、同勧告における公益法人等に対する課税に関する記述は、次のとおりである（第６章　法人　Ｂ節－非課税規定の排除）。

多くの非課税法人が収益を目的とする活動に従事し、一般法人並びに個人と直接競争している。もし利益がなかったとすれば、または非課税法人がその利益を全部分配したとすれば、非課税法人の収益事業は、さして重要な問題とはならない。なんとなれば、本報告の他章において株主が所得税と法人税とを統合し、課税される内国法人から受けた配当の 25％を課税所得から控除することは認められるべきことが勧告されているからである。

（中略）

しかしながら、現地調査によると、このような非課税法人の上げる利益金はその活動を更に拡張するかまたは饗宴のために消費されていることが明らかされている。而してそのいずれもが免税を正当化するためには極めて薄弱乃至全く無価値なものである。非課税法人の収益事業によって得られるこの所得は、明らかに法人税の課税対象となるべきである。

すなわち、収益を目的とする事業における公益法人等と一般営利企業（上記引用文中の「一般法人」は、この意。）並びに個人との競争関係にあることが課税の公平の点から問題とされ、また、収益事業による利益が事業の拡張又は饗宴のための消費されていることが非課税（免税）を正当化し得ない理由、状況として指摘されている。

これによれば、公益法人等に対しては、本来、非課税であることを前提とするものの、収益事業については、一般営利法人との競争関係に配慮して課税すべきものとされたことが理解される。

３　その後の議論、検討（2005（平成 17）年以前）

昭和 25 年度税制改正により公益法人等について原則非課税・収益事業課税の制度が確立されて以後、公益法人課税に関する議論、検討は、収益事業の範囲の適正化及びみなし寄附金が認められる上での公益法人等に対する軽減税率のあり方が主要なものとなっている。

なお、金融資産収益について、これを収益事業（金銭貸付業）から生ずる収益と経済的価値において基本的に異なるところはないものとして、公益事業に属する金融資産収益についても応分の負担を求めることが「今後の税制のあり方についての答申（昭和 58 年 11 月　税制調査会）」において検討事項として取り上げられて以後、度々言及されている。

４　小括

従前において、公益法人等に対する課税のあり方を巡って、公益法人等（非営利法人）も、本来は、納税義務を有すること、換言すれば、公益法人等に対しても、本来、公益事業に属する所得を含めてすべての所得について法人税が課されるべきとする考え方の下で、各種の議論、検討が行われてきた事実は認められない。

したがって、WG文書において示された「法人税の性格」すなわち、公益法人等に対する課税のあり方に係る前提となる考え方は、この機会に新たに掲げられたものであると考える。

まとめ（今後の公益法人課税等の見直しの方向性）

上記で確認したとおり、現行の公益法人に対する課税制度は、非営利型法人及び一般法人の場合よりも有利な制度となっているものといえ、かつまた、その創設の経緯及び立法趣旨によると、法人類型の特性を考慮して創設、整備されたものと認められる。この点からは、早急に是正、縮小されるべきような制度ではないものと理解される。

ところで、近時、税制の全体の抜本的な見直しの一環として、公益法人等に対する課税制度についても改正が検討されている。すなわち、「法人税の改革について（平成 26 年６月　税制調査会）」においては、次のとおり述べられている。

（７）公益法人課税等の見直し

①　現状

公益法人等は、収益事業のみが課税対象となり、公益目的事業に係る収益は原則非課税とされている。収益事業に対しては、中小法人と同じ軽減税率が適用されることに加え、収益事業による収入を非収益事業のために支出した金額は寄附金とみなして、一定額まで損金算入される（みなし寄附金制度）。

協同組合等については、全ての事業が課税対象となるが、公益法人等と同様に軽減税率が適用されている。

②　改革の方向性

公共的とされているサービスの提供主体が多様化し、経営形態のみによって公益事業を定義することが適当ではなくなっている。こうした市場の変化を踏まえ、公益法人等や協同組合等に対する課税の抜本的な見直しを行う必要がある。特に介護事業のように民間事業者との競合が発生している分野においては、経営形態間での課税の公平性を確保していく必要がある。

こうした観点から、公益法人等の成り立ちや果たしている役割も踏まえながら、公益法人等の範囲や収益事業の範囲を見直すべきである。特に収益事業の範疇であっても、特定の事業者が行う場合に非課税とされている事業で、民間と競合しているもの（例えば社会福祉法人が実施する介護事業）については、その取扱いについて見直しが必要である。また、収益事業の規定方法については、従来から、現行の限定列挙方式ではなく、対価を得て行う事業は原則課税とし、一定の要件に該当する事業を非課税とすべきとの指摘があり、このような方向での見直しも検討すべきである。

また、公益法人等の収益事業からの所得には、軽減税率とみなし寄附金制度が適用されている。公益目的事業への所得の活用を促す措置ではあるが、みなし寄附金制度の適用を受けた上に、軽減税率の適用も受けることは過大な対応であり、見直しが必要である。さらには、配当等の金融資産収益については、会費や寄附金収入とは異なり、事業活動の中で新たに発生した収益であることから、その課税のあり方についても見直しを行うべきである。

なお、公益法人等のガバナンスの強化や、対象法人が実際に公益目的事業を行っているかを確認する仕組みが必要であるとの意見もあった。

これによると、「公益法人課税等の見直し」についての改革の方向性のなかで、経営形態間の公平性の確保という観点から、①公益法人等の範囲、②収益事業の範囲、③収益事業の規定方法、④軽減税率とみなし寄附金制度の適用のあり方、⑤金融資産収益の課税のあり方についての見直しの必要性が指摘されている。また、ガバナンスの強化を求める意見があることも紹介されている。

見直しの必要性が指摘された事項は、上記「Ⅳ３」で確認したところと重複しており、従前より検討対象とされてきた事項とも受け取れるところであるが、公益法人に対する現行制度は、収益事業の範囲及びみなし寄附金の損金算入限度額の点で、従来からの制度が拡充されている。この点からは、今後、重点的な検討対象となる可能性がある点には留意すべきものと考える。

[本稿における用語の確認]

一般法人：普通法人たる（非営利型法人以外の）一般社団法人及び一般財団法人
非営利型法人：法人税法第２条第９号の２に規定する一般社団法人及び一般財団法人
公益法人：公益社団法人及び公益財団法人（法人税法別表第二に掲げる法人の意ではない）
整備法：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

[参考文献]

上林敬次郎 1901『所得税法講義』松江税務調査會、1901 年 11 月
『改正税法のすべて（平成 20 年度版）』日本税務協会、2008 年８月
「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」税制調査会、2007 年 11 月
「新たな非営利法人に関する課税及び寄附金税制についての基本的考え方」、税制調査会・基礎問題小委員会・非営利法人課税ワーキング・グループ、2005 年６月

新公益法人制度普及啓発委員会　資料

新公益法人制度普及啓発委員会　設立趣意書・・129

「新公益法人制度普及啓発委員会」設置趣意

平成 26 年 9 月 10 日

非営利法人研究学会は平成９年に「公益法人研究学会」として設立して以来、平成 17 年に「非営利法人研究学会」と改称してからも、法学、会計学、経営学、経済学等隣接科学の諸分野で広く緊密な連携を保ちつつ、学問として公益法人に関する研究を自由に行い、その成果を世に問うことを使命としている。

そのような中、明治 31 年に施行された旧民法に基づく公益法人制度は、平成 18 年に公益法人制度改革関連三法が成立したことにより、110 年ぶりの大改正が行われ、平成 20 年に新制度が施行されて後、移行期間の５年を経て、旧公益法人のうち、約４割のみが新制度の公益法人（公益社団・財団法人）として衣替えすることとなった。

新制度においては法人の設立に際して、準則主義が採られ、自由に法人を設立することが出来るようになったため、非常に多くの一般社団・財団法人が設立されており、旧公益法人以外からの参入が顕著である。しかし、新規に公益認定を取得して、新制度の公益法人となったものは 8,628 法人中 274 法人（平成 25 年 12 月 1 日現在）にとどまっており、全公益法人のうち、わずか 3.2%と、未だ新公益法人のほとんどが旧制度から移行してきた法人である。

そこで、本学会としては、民間公益活動の増進をその趣旨として、行われた公益法人制度改革の普及の現状について、調査・研究を行い、自ら公益法人化することも視野に入れて、その啓発に努めるべく、「新公益法人制度普及啓発委員会」を会則第 20 条１項に定める委員会として設置することとした次第である。

新公益法人制度普及啓発委員会　最終報告書

2017 年 9 月 5 日

新公益法人制度普及啓発委員会
一般社団法人非営利法人研究学会
〒103-0027　東京都中央区日本橋 3-2-14
日本橋Ｋ・Ｎビル 5 階
TEL:03(3231)5156 FAX:03(3278)8370
URL:https://www.npobp.or.jp

（注）この成果は、全国公益法人協会の委託研究の結果得られたものです。

非営利法人研究学会

新公益法人制度普及啓発委員会　最終報告書

二〇一七年九月

新公益法人制度普及啓発委員会　最終報告書

非営利法人研究学会

新公益法人制度普及啓発委員会

2017 年 9 月